

新宮町郷土談

特260
637

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



特 260
637



新宮町郷土誌

和歌山縣東牟婁郡
教育會第一部會編



△△第一編▽▽

新宮町史總說	一二五頁
鄉土誌年表	一二六
神社	一三六
寺院及教會	一八八
統制人物	二〇三
教育史	二二九
史跡	二五四
新宮町名考	二七九
天然記念物	二八三

△△第三編▽▽

年中行事	二九一頁
一月	二九二
二月	二九五
三月	二九八

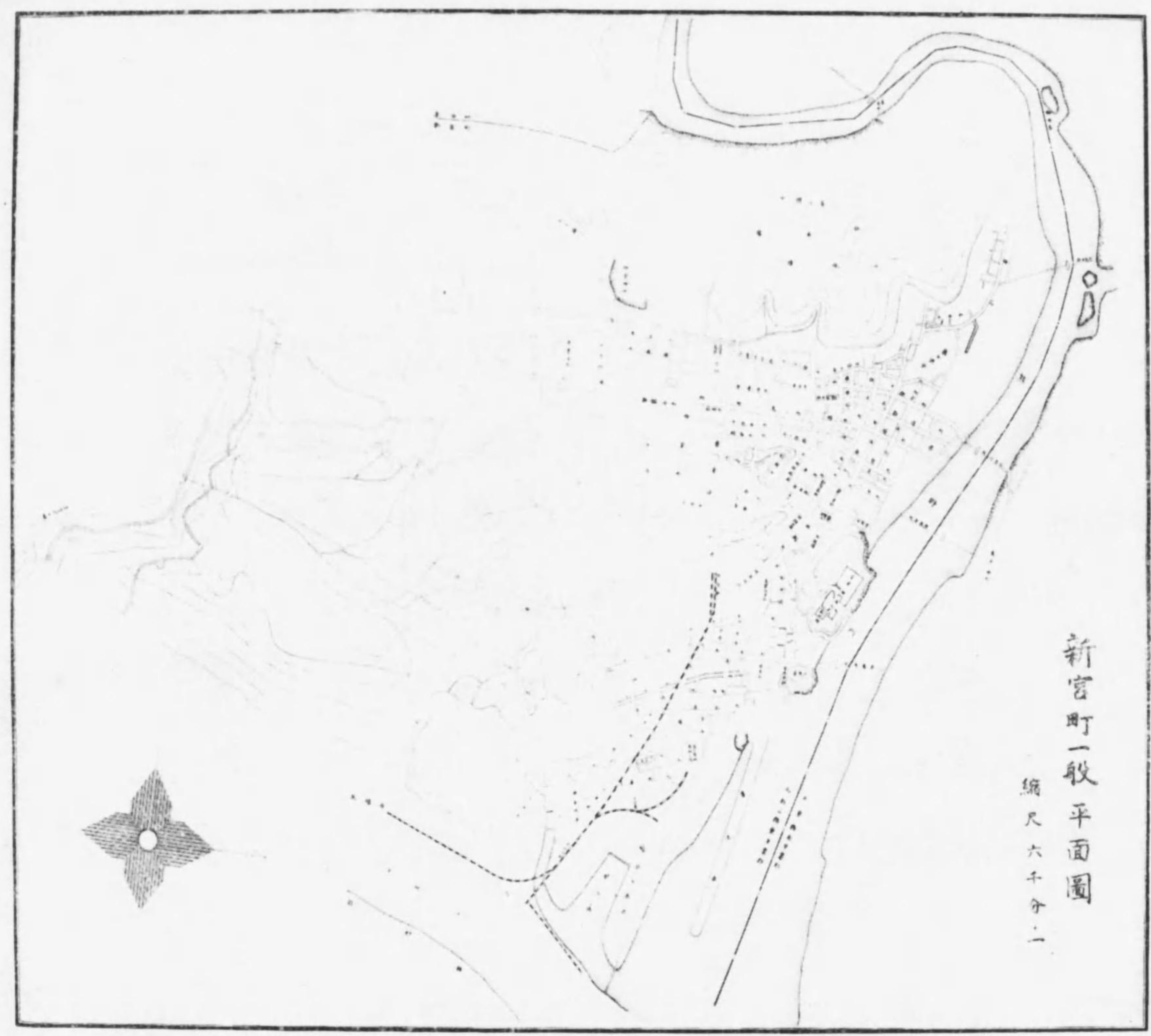
民俚	四	月	三〇〇頁
訛言	五	月	三〇二
音及方	七	月	三〇五
迷	八	月	三〇九
信	九	月	三一〇
言	十	月	三一〇
集	十一	月	三一〇
謠	十二	月	三一〇
集	十三	月	三一〇
言	十四	月	三一〇
信	十五	月	三一〇
迷	十六	月	三一〇
音及方	十七	月	三一〇
訛言	十八	月	三一〇
民俚	十九	月	三一〇
迷	二十	月	三一〇
音及方	二十一	月	三一〇
訛言	二十二	月	三一〇
集	二十三	月	三一〇
言	二十四	月	三一〇
信	二十五	月	三一〇
迷	二十六	月	三一〇
音及方	二十七	月	三一〇
訛言	二十八	月	三一〇
集	二十九	月	三一〇
言	三十	月	三一〇
信	三十一	月	三一〇
迷	三十二	月	三一〇
音及方	三十三	月	三一〇
訛言	三十四	月	三一〇
集	三十五	月	三一〇
言	三十六	月	三一〇
信	三十七	月	三一〇
迷	三十八	月	三一〇
音及方	三十九	月	三一〇
訛言	四十	月	三一〇
集	四十一	月	三一〇
言	四十二	月	三一〇
信	四十三	月	三一〇
迷	四十四	月	三一〇
音及方	四十五	月	三一〇
訛言	四十六	月	三一〇
集	四十七	月	三一〇
言	四十八	月	三一〇
信	四十九	月	三一〇
迷	五十	月	三一〇

寺院及教會	一八八
統制人物	二〇三
教育史	二二九
史跡	二五四
新宮町名考	二七九
天然記念物	二八三

△△第三編▽▽

年中行事	二九一頁
一月	二九二
二月	二九五
三月	二九八

民謡集	十一月	三一
俚言	十二月	三一
訛言	一月	三一
迷言	二月	三一
信言	三月	三一



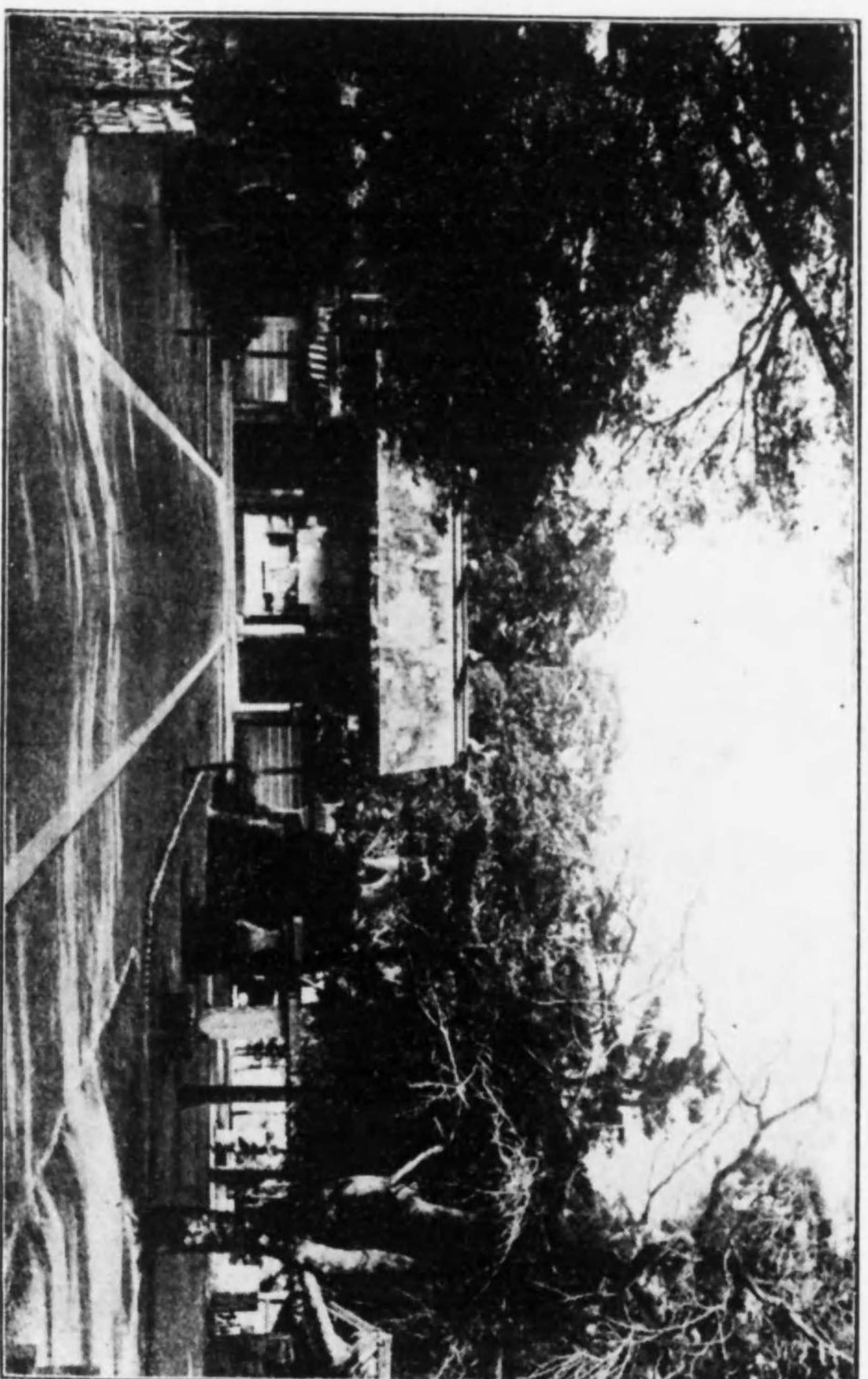
新宮町一般平面圖
縮尺六千分一



全 景

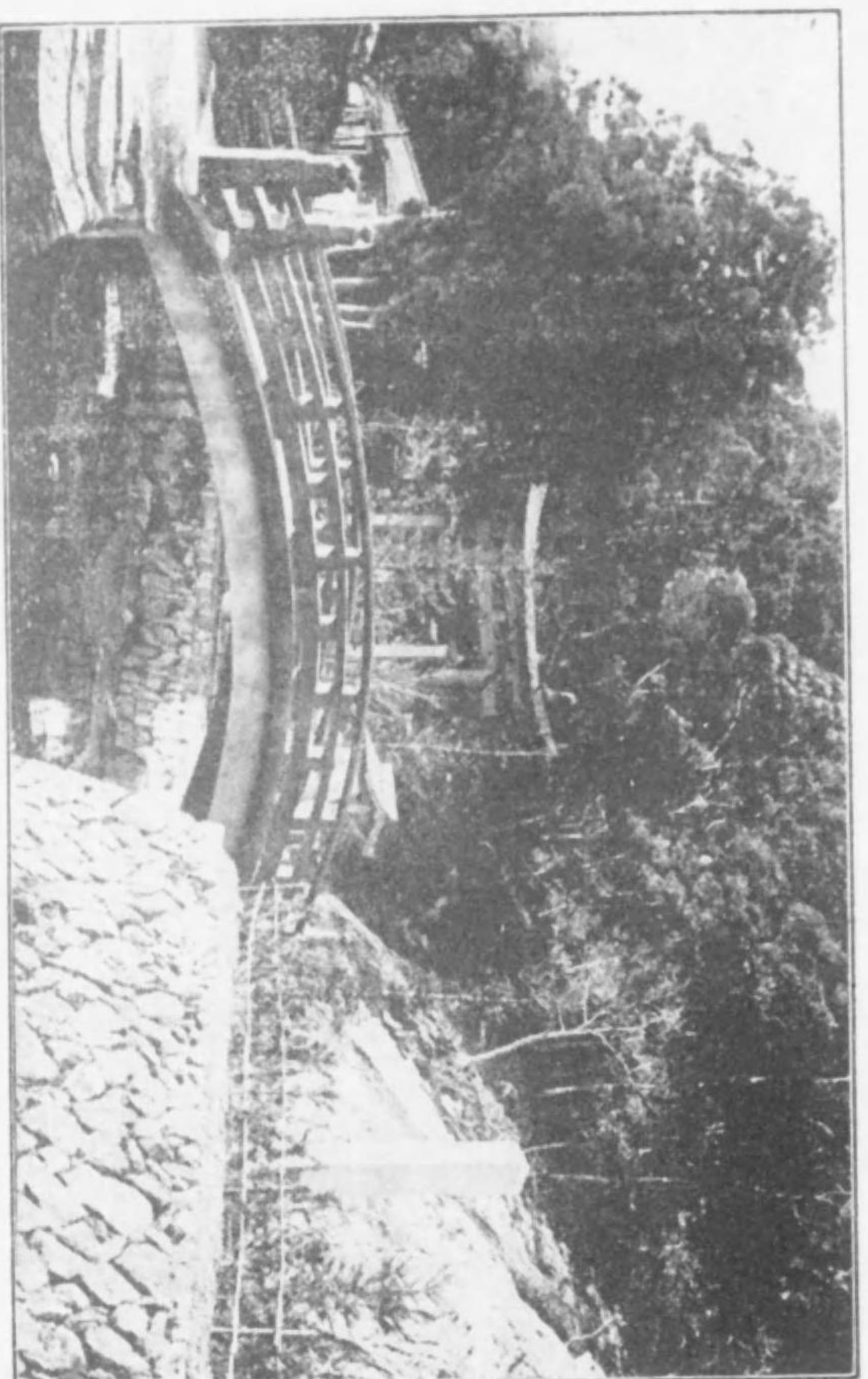
新宮町全景





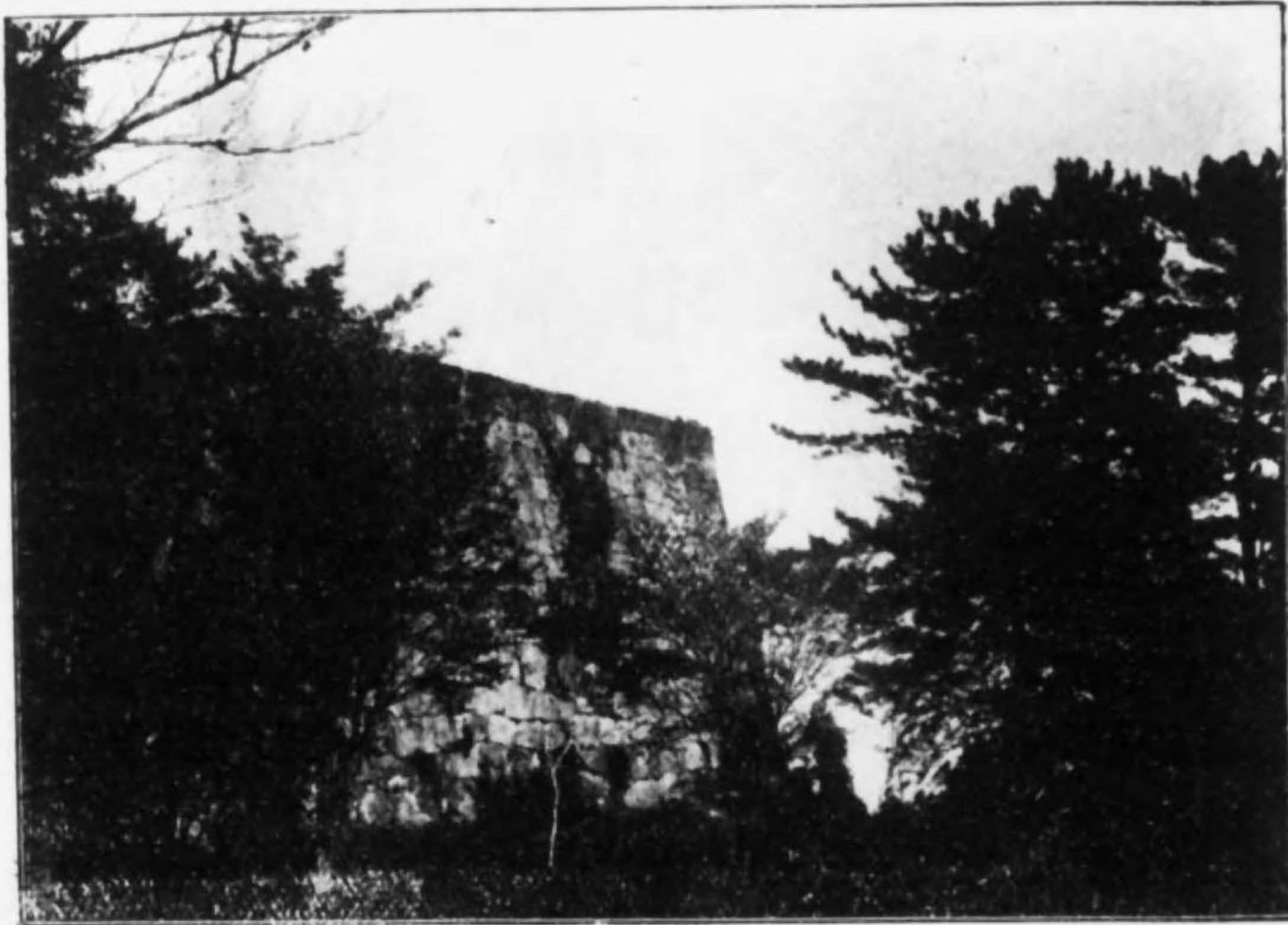
神社 玉蓮野集

社 神 倉 神

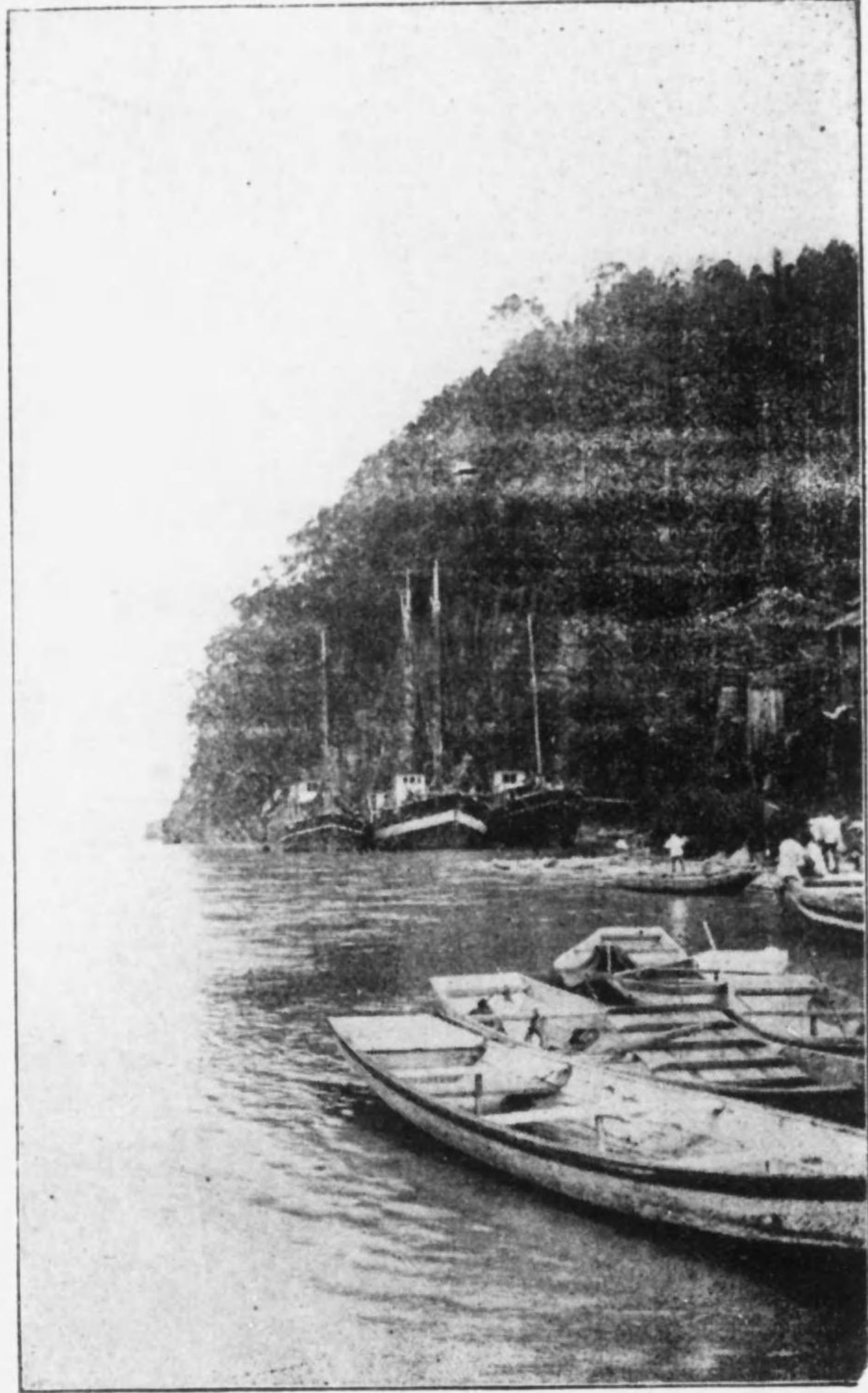




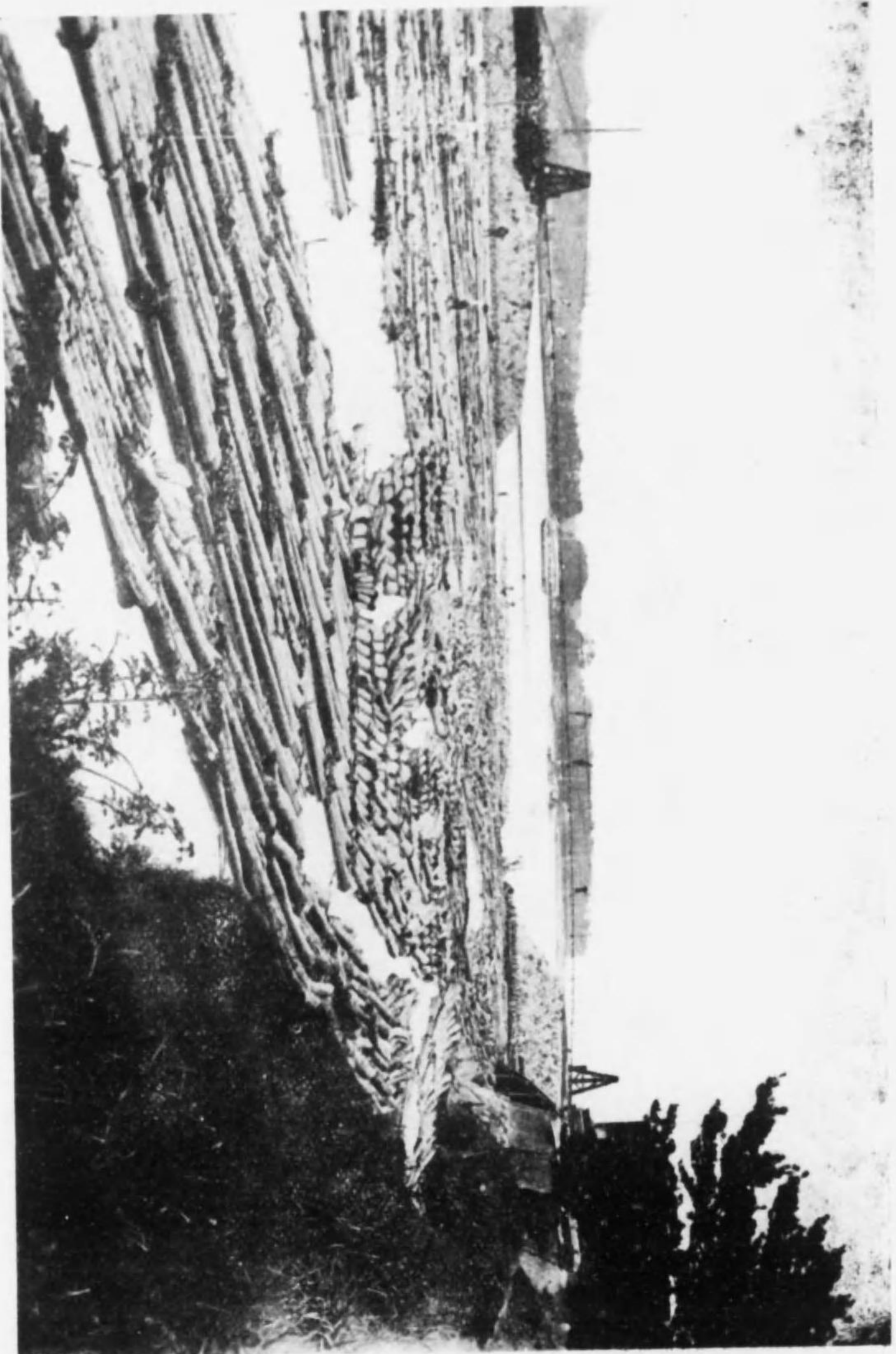
阿須賀神社



丹龜城跡

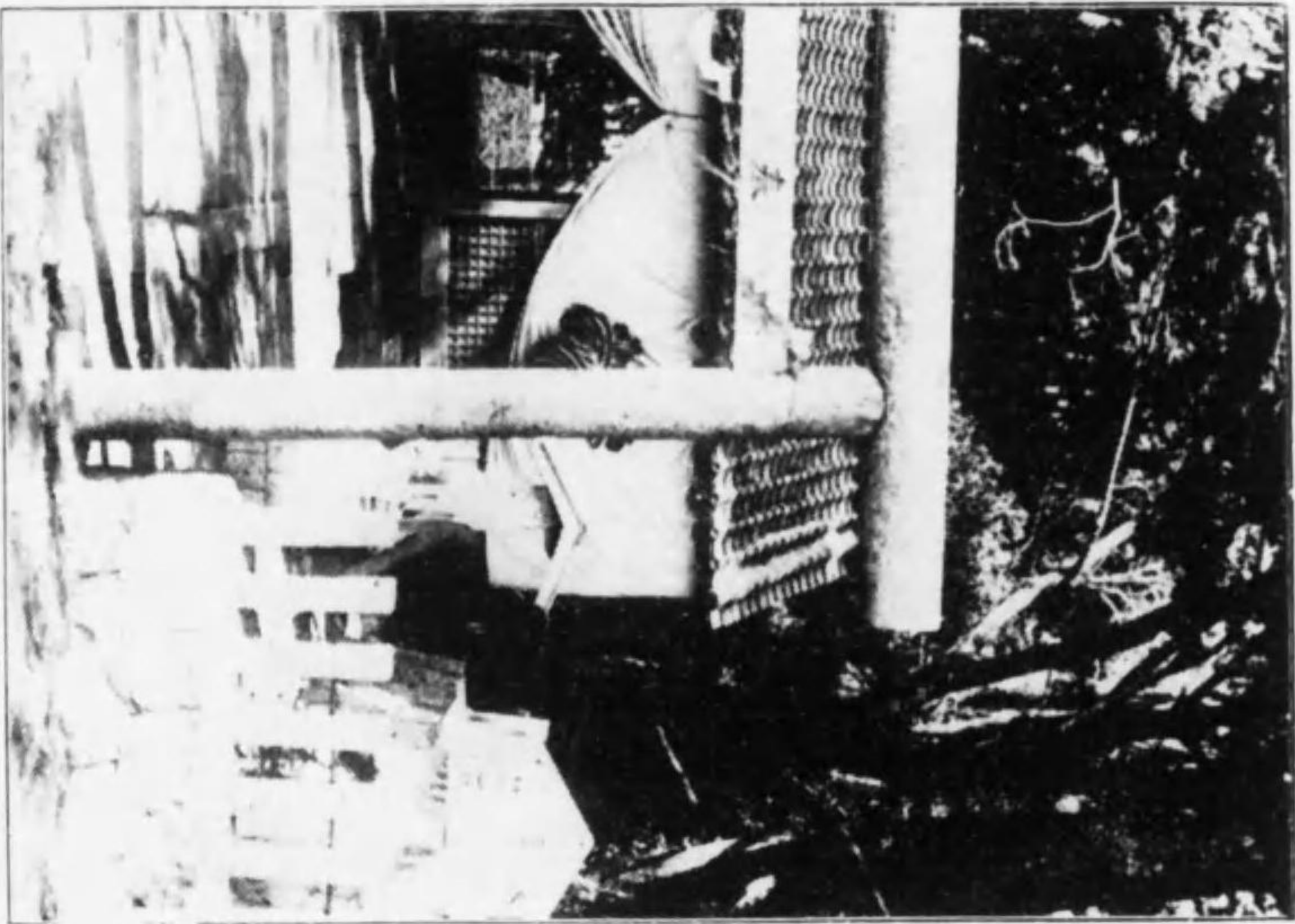


川 野 熊

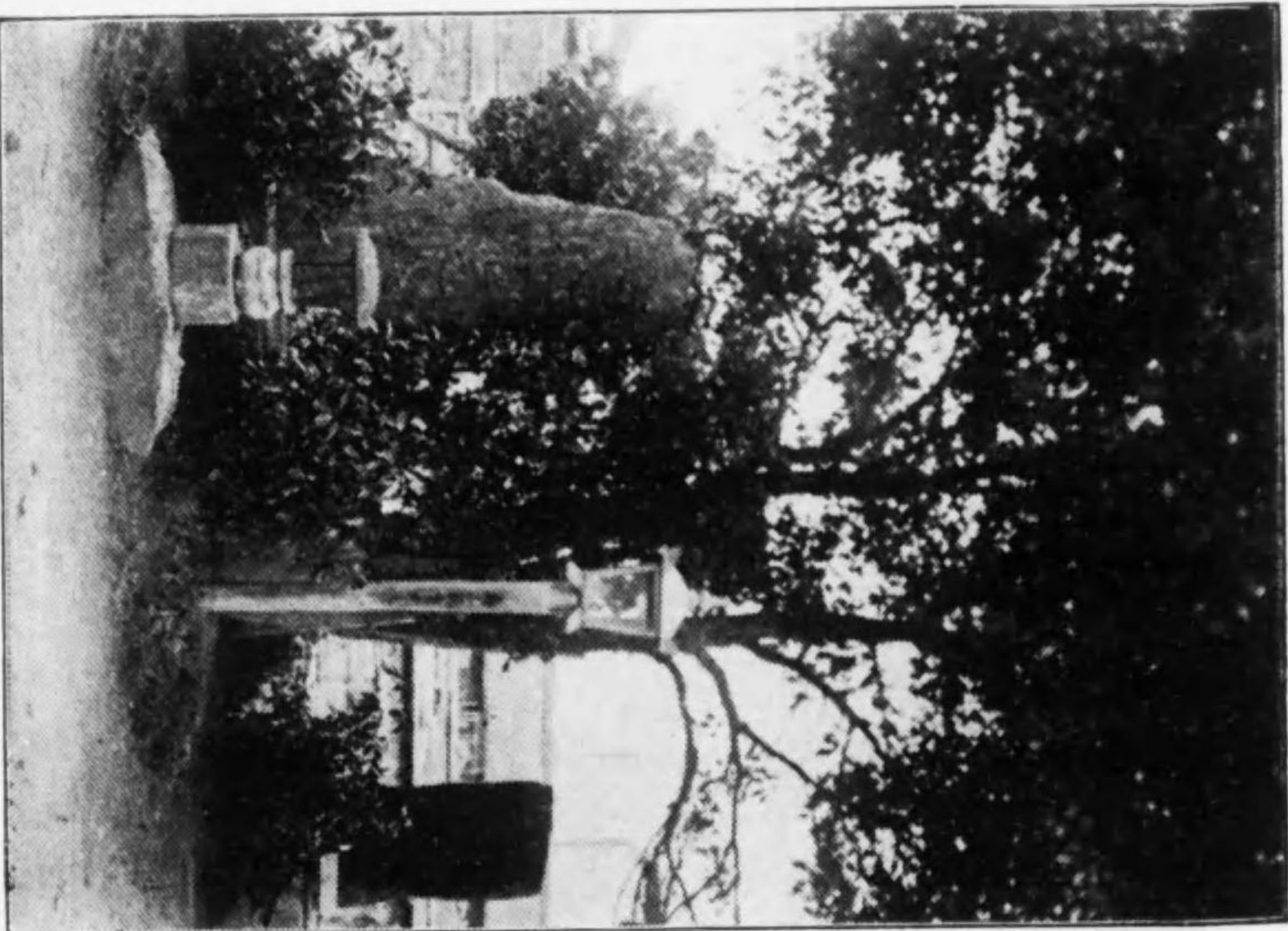


貯木場入口





社 神 子 玉



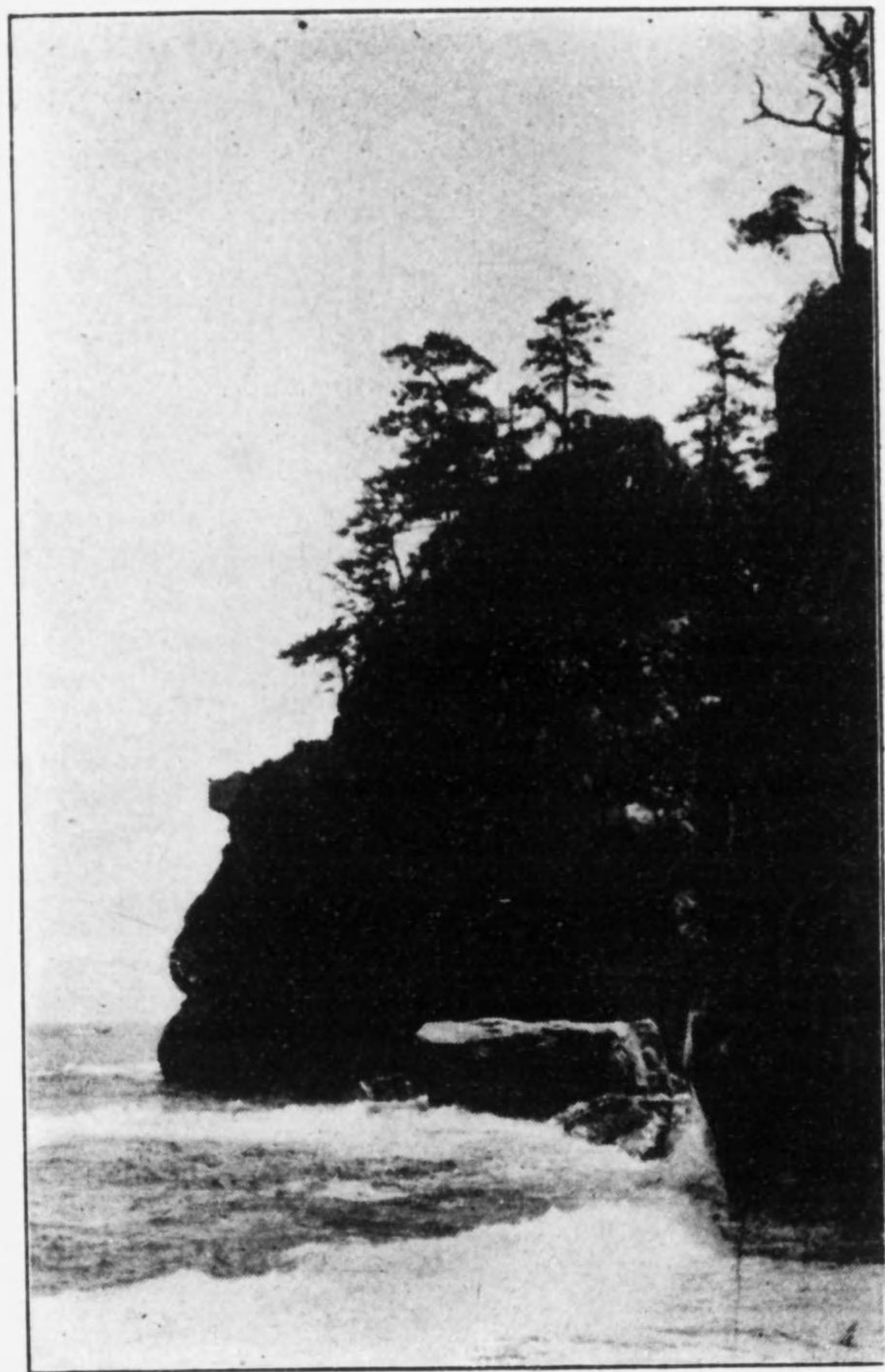
墓 之 福 徐



崖 断 / 基 乙



藏 地 / 中 社 神 倉 神



洗 手 御

第一編

町交住產氣地町面位總	目
勢	內
一	區
般通民業候勢劃積置論	次

第一編

はしがき

「燈台下暗がり」といふところがある。日本人であつて日本のことを知らない。新宮の人であつて、新宮のことを知らないでゐる人が随分勘くないやうである。明治維新以來歐米の文化を禮讚し、一途に彼れをあこがれた日本である。即ち上下擧つてこれが移人に汲々とした結果甚だしく國土的省察を忽かせにし、あまりにも我を忘れてゐたものであつた。近時「祖國に歸れ」「郷土に歸れ」といふ聲が生々しく響いて彼の大地から離れた活花のやうな文化に狂奔してゐる人々を喚び覺よさうとする念願が識者の間に力強く勃興して來たのは宜なりといふべきである。

脚下を忘れ 自己の生活を超越した教育は言ふまでもなく非實際的であり、抽象的、劃一的たるを免かれないのであつて、今更ながら現實の社會生活から遊離してしまつたことを悔まずには居られない。山河風物、人家炊煙、渾然として由緒深き夫々の郷土に美しい小日本の姿が見出されそこに郷土の生命が躍動してゐる。その一木一草にも無限の愛着を禁ずるこの出來ないのは人情の常で、これが即ち愛郷心の發芽であり 聽ては祖國愛となり、人類愛となるのであつて、眞に生活に即した根強い教育が生れる

譯である。

つまり國民教育の要諦は眼前の郷土に發し、日本全土に進出し、ひいて全世界に通ずる郷土の教育であらねばならぬ。而して郷土教育の實際を如何に取扱ふべきやに付ては、ここに省略することでも、吾人は郷土教育による教育方法の革新的展開を前提とする意味に於ける郷土研究を劃期的運動として、大に提唱し振起せしめねばならぬと、痛感して止まないのである。

今回當町三小學校相圖り郡教育會第一部會の名に於て我郷土新宮の資料を蒐集して、これを編纂したのは當に如上の主旨に合流せんとする意志表示に外ならない。惟ふに古來何れの地方にも風土記に類する文献はあつたがその記載したものは、今日の如く多方面に亘らないで單に地方の方言に偏するものもあり風俗習慣を主とするもの、神社佛閣の記事に限るものもあつて、未だ全般の鳥瞰圖を描くものが尠なかつたことを遺憾としたのであつた。

この稿は元より杜撰はであるが、これを素材として漸次増補訂正し以つて實際教育の上に活用すること共に一般の参考に資すること、もならば誠に幸とする所である。

新宮町郷土誌

第一編

一、總論

新宮は古の熊野神邑にして又熊野村とも云ひ、現今の熊野地なる名稱は其名殘なり。

新宮は古來奥熊野の首邑として高倉下命 熊野國造 熊野別當を始めとし、堀内淺野水野の諸侯相つぎて此地に封せらる。

現今人口増加し、諸種の機關備はり、産業の發達交通の便等次第に開け熊野の東京の異名あり。

二、位置

新宮町は和歌山縣の東南端に位し、東は熊野灘に臨み、西は高田村に接し、南は三輪崎町と界し、北は熊野川を距てて、三重縣南牟婁郡御船村に對す。

東徑百三十六度 北緯三十三度四十三分 和歌山市を距ること五十七里十八町(二二五、八一八・二米)

三、面積廣袤

新宮町は其廣袤東西二十五町五十八間(二、八三三竵)南北三十五町四十二間(三、八九四竵)にして其面積〇、七九方里(一四、四平方竵)ありて

東牟婁郡(約一、〇五〇方竵)は新宮町の約七十三倍あり。

和歌山縣(四、七三二・六六方竵)は三二八・六六倍あり。

四、町内區劃

町内を二十五區に分ち、各區には區長及區長代理を置く。

各區の戸數人口左の如し

昭和五年一月調査

區名	戸數	人		口計	區長	區長代理
		男	女			
相筋	三二六	六九七	七二五	一、四二二		
川原	七〇	一五五	一六〇	三一五		
船町	一〇七	二二六	二四五	四八一		
上本町	一一五	二五四	二六三	五一七		
下本町	三二八	七二四	七五二	一、四七六		
雜賀町	六八	一五〇	一五六	三〇六		
元鍛冶町	七二	一五九	一六五	三二四		
奥山際地	一〇七	二二六	二四五	四八一		
口山際地	一八八	四一五	四三一	八四六		
別當屋敷	八二	一八一	一八八	三六九		
横町	二五九	五七一	五九四	一、一六五		
馬町	一八八	四一五	四三一	八四六		
矢倉	一三九	三〇七	三一八	六二五		
取出	二〇二	四四六	四六三	九〇九		

五、地勢

新宮町は西に千穂ヶ峰高く聳え、之に連る山派の余派は東に延びて、廣角松山の高臺を起し、更に延びて圓山坊主山となる。

北には丹鶴城趾蓬萊山あり。中央に南北に亘れる臥龍山の丘陵あり。其間に平地ありて東熊野灘に面す町は熊野川の下流に沿ひて北西より東方に發達し、西方より南東方にかけて耕地あり。

1 千穂ヶ峰 (高さ約二五〇米)

初之地	一五〇	三三一	三四四	六七五
堀地	一五六	三四四	三五八	七〇二
新鍛冶町	九二	二〇三	二一一	四一四
下地	一一九	二六二	二七三	五三五
浮島	一二三	二七一	二八二	五五三
永山	一六一	三五五	三六九	七二四
上熊野地	一、二九六	二、八五八	二、九七四	五、八三二
堤防	三七二	八二三	八五五	一、六七八
市田	一二五	二七六	二八六	五六三
下熊野地	四五六	一、〇〇六	一、〇四六	二、〇五二
廣角	七〇	一五五	一六〇	三一五
合計	五三六一	一一、八三〇	一二、二九四	二四、一二四

新宮町の西に峙立せる權現山の最高峰にして、一に稚兒峰とも言ふ。山腰に龍鼓の雄瀧雌瀧あり、高さ二十二丈八尺巾九尺にして、雨後は水量多くして壯觀なり、

南方千穂ヶ峰の中腹神倉山には高倉下命を祈れる高倉神社あり。

2 廣角臺

新宮町の南 三輪崎町に接する所より東に延びたる高臺を廣角と云ひ、松山、圓山、坊主山之に連る。

坊主山は全山芝生にして、眺望絶佳春時若草萌え出づるの候、遊客の杖を曳くもの多し。

3 蓬萊山

蓬萊山は熊野地北方の熊野川に接して聳立し、樹木鬱蒼として繁茂し、山形盆の如く自ら仙境の觀を呈せり。

古へ秦の徐福が不老不死の仙藥を求めし地なりと稱へ、古來蓬萊山として世にあらはるる所なり。

4 丹鶴城趾 (高さ約五〇米)

蓬萊山の西なる丹鶴城趾は元和四年(昭和六年ヨリ三二三年前)淺野右近太夫忠吉就封の際城樓を經營起工し、翌五年水野出雲守重仲移封せられて其後を受け、工を繼ぎ寛永十年(二九八年前)水野淡路守重良の時竣工せしを、寛文七年(二六四年前)水野土佐守重上の時更に増築完成せられしものなるが、明治六年城樓を取拂はれ今は唯壘壁を存するのみ、城に登れば眺望快濶にして、四顧皆佳ならざるなく、大八洲遊記に「海天渺々 極目無際 舟帆出沒 登臨之美 在明光浦之上」と記されたり

5 臥龍山

明神山、日和山、永山一帯の高地は新宮と熊野地との界をなせしが、切通し工事竣成以來兩者の交通大

に便利となれり。

6 熊野川

熊野川の上流は北山川及十津川より成る。北山川は大台ヶ原山の西麓に源を發し諸川を合して、和歌山縣北山村に入り、九重村出合に於て十津川と合す。十津川は其源を大峰山附近に發し、東牟婁郡に入りて音無川、大塔川、笹尾川等の支流を合せて、九重村宮井に於て北山川と合し熊野川となりて、清濁相混じて東流し熊野灘に注ぐ延長凡三十七里(一四五・三杆)あり。

7 市田川

市田川は西南方耕地の中央を流れて、東方熊野川に注ぐ所は貯木場となる。近時人口の増加に伴ひ下水道の設けられて之に注ぐに依り半ば下水道の觀あれども夏季其水は耕地唯一の灌漑用となる。

熊野川出水の際には、其水市田川を逆流して、一帯の耕地は水にて覆はるゝこと年數回に及ぶ。

8 海岸

海岸は一帯に砂濱にして青松蒼波漂渺として風光實に絶佳なり。三輪崎町との境の海岸は即御手洗海岸にして、怒濤澎湃として斷崖を打つ状態に豪壯なり。此邊一帯の岩石は奇觀を以て聞えそのかみ神武天皇御東征の折、賊酋を平げて此處にて御手を清めしめ給へりと傳へられ、昔時熊野に詣ずるものは、貴賤を論せず皆此所にて手を洗ひ清めしものなりと云ふ。

六、氣候

1 氣 温

新宮町は紀伊半島の南端に近く位し、暖流近海を走り、北部には重疊せる紀伊山脈を背負ふを以て本縣

中最も暖く雨量亦最多くして特有なる氣候を示せり。左に氣温の記録を示さん。

昭和二年中の氣温

	最低温度	最高温度	午前十時の氣温
1月	1.8	13.6	9.2
2月	1.5	11.0	9.0
3月	4.0	14.3	11.5
4月	9.5	20.8	19.0
5月	12.7	25.0	22.5
6月	15.0	26.0	23.2
7月	23.6	33.0	31.0
8月	23.2	32.1	29.4
9月	19.9	28.8	26.5
10月	14.18	23.9	21.1
11月	9.2	20.1	17.2
12月	2.8	15.2	12.0
	1.5	33.0	

2雨 雪

A雨量

本縣の平均雨量は千五百耗内外にして、全國の平均雨量に比して稍少き地方なれども、我新宮地方は潮岬地方とともに縣下に於ける雨量最多の地方にして、一ヶ年三千耗以上に達すること敢て珍しからず。

昭和二年中に於ける雨量

月	雨量
1	10.0
2	83.1
3	328.8
4	209.5
5	130.5
6	198.5
7	89.5
8	263.1
9	586.0
10	194.7
11	2.5
12	31.0
	2127.0

備考 本年は雨量最多き梅雨期に降雨少く、近年に於ける稀なる記録を示せり

昭和三年中は六月より八月にかけて降雨多く八月末に示せる雨量實に二四九四耗なりき。要するに我地方の雨量は少くも二〇〇〇耗以上に上り、多きは優に三〇〇〇耗以上に及ぶ多雨地方なり。

最近三ヶ年の降水日数は次の如くにして其日數に於ても多雨地なることを示せり。

大正十五年	九 五 日
昭和二年	六 三 日
昭和三年	七 一 日

B降雪

氣温は既に述べたるが如くなるを以て降雪と云ふ程度のものなく、然も年内兩三回を超ゆることなきを以て子供を喜ばすに足らず。千穂山上に雪のかゝれるを見るは殆んど稀なり。

昭和元年に於て、初霜の至れるは十一月十五日初結氷のありしは十一月二十八日、初雪の降りしは十二月七日にして毎年之と大差なし。

3風

本縣は全國一般の風力より強し。こは遠く外洋に突出せるが爲めにして、洋上を駛走する風を直接受くるを以てなり。彼の潮岬は比井岬に次ぐ風力強大の地方なり。我が新宮町は其位置より考ふれば潮岬の強きには及ばざれども實際上よりすれば、風力強き地方なること首肯し得べし。今潮岬に於ける風力を示せば

冬	四、二	春	四、八
夏	四、四	秋	三、八
平均			四、三

七、産業

物の効用を作り出す行爲を生産的活動即産業と云ふ。而して生産の多少は町の盛衰に關係し、町民の生活に影響すること大なり。由來新宮町は木材の集散地として重きをなし、従つて木材業に従事するもの多し。されど世運の變遷は木材業のみを以て満足するを許さず、漸次他の方面の業も隆盛に赴きつゝあり。

其主なるものは商業、農業、工業其他水産業養畜業等なり

昭和二年末調査による職業別戸數次の如し

職業名	商	業	工	業	農	業	漁	業	雜	業	勞	働	無	職	計
戸數	一三七九		四八六		一五〇		一五		一三四八		一七〇一		五四九		五六二八

(二)商業

1 木材業

新宮木材業の起原は詳ならざれども三百四十年の昔豊臣秀吉大阪に築城せんとするに當り、良材を熊野に求めしより熊野材天下に紹介せられたり。それより需要供給大に起れりとの口碑あり。

徳川幕府時代に於ては、藩内に於ける需要を完全に充足し、藩財政の鞏固をはかり藩内の經濟を増進せしむる必要上各種の商業に對して保護政策を取り、商業の維持發達をはかりしを以て新宮木材業も漸次活躍發展をなし來れり。

2 問屋業

舊藩時代は株制度にして其人員も一定し、文化時代より二十一名に限られ、年々凡そ二十貫匁を藩主に

納付し子々孫々永く斯業を繼續せり。若し新に問屋を開業せんとするものは、其株を買收せざるを得ざりき。

明治七年株制度廢止せられ、納税する者に對しては、自由に營業を許可するに至りしが、元來木材業は相當の資本を要すること、仕出人との取引上の緣故を有せざれば營業を繼續し能はざるを以て、營業者の増加は著しからざりき。而して出身地其他の關係より専ら北山材を取扱ふものと十津川材を取扱ふものとの區別ありき。

3 旅 船

旅船宿をなし、山物を仲買ひへ紹介して、物品運送の周旋をなし、或は物品を船主へ買得の周旋をなし其手数料を受くる旅船積荷問屋と稱するものあり。

4 卸賣業

卸賣業も文政二年卸賣株なるもの設けられ、其人員も二十二名に限定せられ、年々相應の料金を藩主に上納して、猥りに他人の營業を許さざりしが、明治十年株制度撤廢と共に何人も自由に營業を爲し得るに至れり。同業者間の便宜を圖る爲め組合を設けしも基礎薄弱なりし爲めに明治三十六年新宮木材興信會なるものを設け規約を制定し、信認金を組合に提供せしめ、一は以て其信用を保持し、一は以て組合員の利益を増進することを圖りしが更に明治三十七年新宮木材卸賣組合と改稱せり。

大正十年七月二十九日木材問屋卸賣組合を一丸としたる重要物産同業組合法に依る木材同業組合の設立を企圖し、同年十二月二十七日主務官廳の認可を得、同時に舊問屋卸賣兩組合を解散して今日に及べり。

嘗て舊藩主水野土佐守が藩營の木材賣買取扱所を設置し、江戸大阪方面に送りたることあり。殊に江戸との取引に於て尤も活躍したるは、文化文政時代より明治初年にかけての間にして、帝都が東京に遷さる、や東都建築界大に活氣を呈すると共に、新宮木材界又大に活躍を促し、新宮より東都に至る海上約二百五十哩間には常に木材を満載せる千石船勇ましく帆を揚げ其船數の如きも他方より回航し來れるものを合して百數十隻の多きに及び、一朝暴風雨などに會し新宮川内に避難停船の場合は、帆柱林立の盛觀を呈し世に之を名物の一に數へたり。

明治十四年の調査によれば新宮町に於ける日本形船は總計一八四艘にして内

- 千石以上のもの 五艘
- 五百石以上のもの 十五艘
- 二百石以上のもの 七艘 ありき

其後交通機關の發達に伴つて秋田材遠州材北海材等姿を現はし來り、其價格の低廉と輸送の至便とを以て對抗されしを以て、新宮材は漸次影を薄くするに至れり。此處に於て同業者は局面を展開して台灣に新販路を開拓せり。

其後歐州戰亂終息を告げる頃より大正八年に至る迄一般材界は空前の好景氣を呈せり。然るに翌九年一轉して不況を告げてより台灣市場に於ても福州材外國材に壓倒され、大正十二年關東大震災の爲め一時的活氣を呈せしも生産過剰と供給超過によりて、不況の状態に至れり。昭和の新時代に入りて未だ回復の曙光に接せず同業者は發展策に努力しつゝあり。

斯くの如く往昔より木材の取引を以て盛なりし新宮町は、今尙熊野川流域全面積二四一三九七町に對し森林面積一八一、〇四八町即森林の面積は流域の75%を有し、川丈並に接近せる南郡の物産は多く此地に集り又地方需要品は悉く新宮町より供給せらる。されば新宮町は自ら商業の中心地となり海路によりて東は東京名古屋に西は阪神地方との往來激甚なり然れども新宮川口は日に淺く船舶の出入困難なるは遺憾なり。

昭和三年十月に於ける木材業者四九〇人附帶従業者一三、六〇〇人を算せり。

木材業者と従業者 (昭和三年十月)

木材組合	組合員數	附帶従業者	計	備	考
新宮木材組合	一七〇	二、五〇〇	二、六七〇	新宮町一円	
十津川郷組合	一二〇	二、一〇〇	二、二二〇	十津川村	
吉野三郷組合	六〇	五〇〇	五六〇	大塔村	
北山郷組合	一四〇	一、五〇〇	一、六四〇	上、下北山村	
其他沿川各村	—	七、〇〇〇	七、〇〇〇	三里、本宮、敷屋、請川、四村、高田、三ツ野、九重、北山、鶴殿、御船、上川	
計	四九〇	一三、六〇〇	一四、〇九〇		

新宮川流下材と移出木材加工材價格 (各年末調)

年次	流下材	移出材及加工材價格
大正七年	七六、八〇〇尺	五、五二八、五四〇圓
同八年	八七、三〇〇〇	一、四三四、四四九
同九年	五五〇、〇〇〇	九、〇八三、〇三四
同十年	三二八、〇〇〇	七、五八一、七二九
同十一年	四一〇、二〇〇	六、八八六、五〇〇
同十二年	三〇三、〇〇〇	六、八六三、五二五
同十三年	三二六、〇〇〇	三、六七六、七七二
同十四年	四〇三、六四七	四、三九八、五八四
昭和元年	四四一、〇三五	三、八四九、一〇四
同二年		三、八七二、四三五

新宮港船舶の出入

年次	發動機付船舶	隻	噸數	噸數(石數ヲ換算)
大正七年	二、五三五隻	六一〇隻	七九、三〇〇噸	
同八年	三、〇七〇	四九〇	六三、七〇〇	
同九年	二、〇〇〇	二八〇	三六、四〇〇	
同十年	二、二二〇	二八〇	四一、六〇〇	
同十一年	一、二九九	三二〇	四〇、三〇〇	
同十二年	一、三〇〇	三一〇	四〇、〇〇〇	
同十三年	一、〇〇〇	三〇〇	四〇、〇〇〇	
同十四年	一、三五〇	四九、五〇〇	四〇、〇〇〇	

昭和元年	一、四三〇	五七、四九〇
同二年	一、三五七	五一、九一二

木炭は多く、東京、名古屋等に移出す

木炭の移出 (一俵四貫入)

年次	數量	東京	名古屋	其他	先計	價格
大正七年	三三、〇〇〇俵	二、四三俵	六、八二〇俵	八、七四七俵	三三、〇〇〇俵	二、九五一、〇〇〇圓
同八年	三九、〇〇〇	三、七〇〇	三、九〇〇	五、一〇〇	三九、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇
同九年	二九、九〇〇	二、五〇六	四、七九	九、五八六	二九、九〇〇	五、〇三、七九〇
同十年	三〇、七、九四	二、九八、七四	三、〇八〇	六、一六〇	三〇、七、九四	六、六二、一八七
同十一年	三二、五、〇四三	二、七、七五	三、七五三	三、〇五三	三二、五、〇四三	四、七二、五五五
同十二年	三〇、一、三三〇	二、八〇、一三三	六、〇二五	三、〇六三	三〇、一、三三〇	四、五一、八三〇
同十三年	二八、八、七五一	二、〇一、二二〇	六、三、五三〇	三、一〇〇	二八、八、七五一	四、三三、二二五
同十四年	二七、七、六八〇	二、五九、四六五	一、三、八八五	八、三三〇	二七、七、六八〇	三、六〇、九四四
昭和元年	三〇、〇、六八五	二、七八、八四一	二、〇、七六七	一、〇五七	三〇、〇、六八五	三、九〇、八九〇
同二年	二七、三、四二〇	二、四四、六七五	八、四五三	四、二二二	二七、三、四二〇	三、八〇、八〇八

製材工場

工場名	創業年月	製材機	公稱馬力	杉	檜	材	黒	材	能	材
和田寺工場	明治四一、一	立鋸四台	電力五〇馬力	八〇尺					五〇尺	
中村工場	大正二、六	三	五〇	一〇〇					八〇	
西口工場	明治三六、三	二	五〇	一〇〇					五〇	
新宮商會工場	大正元、三	二	五〇	一二〇					六〇	

十年	二九八	一九八	一八八	一九〇	三〇七	二一七
十一年	二〇〇	一九〇	一八五	一八七	二〇二	一五二
十二年	二〇四	一九三	一九一	一九二	一九二	一四六
十三年	二二四	二一九	二〇〇	二〇二	二〇〇	一四七
十四年	二二六	二二六	一九〇	一九二	一六三	一三〇
昭和元年	二三二	二二八	一九九	二〇二	一四四	一二五
同二、三年	二三二	二二八	一九九	二〇二	一三五	一二〇

新宮木材商同業組合

舊藩政時代に於ては、藩の財政經濟上各種の商業に對して保護政策を執り、城下にありては商人に一定の宅地を給與して營業に従はしめ、城下以外の土地に於て營業するもの並に他來人にして營業するものに對し嚴重なる制限を加へ、株一座の制を定めて營業者を制限し其の競争の弊なからしむ。

當時商業制度の大概を記せば

- 一、材木問屋は木揚物揚場等の準備これ無き者は該業を營むことを得ず。
 - 一、材木卸賣仲買 材木問屋同様の準備無之者は板割等を爲し、東京大阪へ木材板割其他の物品を輸送することを得ず。
 - 一、米鹽問屋は倉庫無之者は該業を營むことを得ず。
- 等にて大に藩下商業の維持發達を計りし爲め新宮木材業も亦此制度政策の餘澤を受け漸次活躍發達をなし來れり。尙且つ木材問屋木材仲買兩業共に人員を限定して營業權を附與し相當の口錢を上納せしめ

世襲的に安定を謀りしも明治維新藩政廢止と共に木材營業も亦自由開放となり何人も營業し得るに至りしより各相互の利便と營業上の發展を企圖する爲め團隊結合の必要を感じ、問屋及仲買兩業何れも私的組合を組織するに至れり。

一、新宮木材問屋組合

株制度撤廢後營業上の利害を講究し、其の發達を計り彼我永遠の利益を企圖すべく信認金（最初は金百五十圓、後金二百圓に改む）を組合に提供すること、として組織されたるが、大正十年重要物産同業組合法に依り同業組合設立に當り解散す。

同組合は貯木場の開墾導流堤の築設、新宮港灣の浚渫等幾多の事業を施設遂行して、新宮木材界に貢献せし功績尠からず。

二、新宮小割問屋組合

明治三十四年四月營業上の利害を講究して弊害を矯正し、其發達を圖り共に利害を享受すべく新宮町内の小割業者を以て組織す。（信認金二十圓）其取扱物品は板樽丸木炭樽木杉皮椎皮須繰其他小割物一切と

三、新宮木材卸賣組合

木材問屋組合と同様、株制度撤廢後營業上の利害を講究し相互の利益を企圖することを目的として、組織されたるが基礎鞏固ならざる爲め更に明治三十六年新宮木材興信會なるものを生み、次いで同三十七年三月新宮木材卸賣組合と改稱し、信認金二百圓を提供すること、せしが、大正十年重要物産同業組合法に依り木材問屋組合と一九となり同業組合の設置せらるゝに當り解散す。

同組合も亦問屋組合と共に新宮木材界の發展に貢献せしこと尠からず。
 四、新宮木材商同業組合は前記問屋卸賣兩組合の前身を有し大正九年四月重要物産同業組合法に依り之が設置を企圖し、同月三十日其發起を許可せられ、次いで翌十年七月廿九日設立認可申請をなし、同年十月廿七日附農商務大臣の認可を得て今日に及べり。
 初め植松新十郎氏組合長となり、次に玉置正視氏杉本喜代松氏を経て現在橋爪静男氏に至れり。
 組合員の數は設置當時百五十四名 現在百七十一名あり。

海外輸入材と内地森林伐採

年次	輸 入		材 格	森 林 伐 採 數 量
	數	價		
大正七年	四八、八〇三石	八、〇五三、七〇円	四七、七三、五七六石	
〃 八年	二九、〇七〇	四、九三六、九二七	四九、七四〇、五三五	
〃 九年	八三、七六六	一五、九二一、三〇六	四三、九四九、七七五	
〃 十年	三、三五三、四八六	三、三八二、五四三	四〇、四九九、四〇六	
〃 十一年	八、二七三、一二二	七四、七〇六、九七六	四〇、四八九、四〇九	
〃 十二年	八、二七五、八九六	八三、八二九、〇八五	四九、五三六、四二七	
〃 十三年	一、三三一、六〇八	二九、七九九、五二四	四三、七八一、五二一	
〃 十四年	七、五五四、六二一	六九、九四〇、六八八	四三、八六一、二六九	
昭和元年	一、六四一、四八五	九五、八二七、九四二		
〃 二年	三、五八八、四六三	九五、九二五、六二七		

熊野川流域全面積並森林面積

全 流 域 面 積	森 林 面 積	森 林 ノ 割 合
二四一、三九七町	一八一、〇四八町	75%

熊野川全流域森林蓄積

種、別	樹 種	面 積	蓄 積
人工林	杉 檜	七六、八四六町	二七、六九三、〇六四石
天然林	樅 榎 其他雜木	九〇、六一一	三九、七六八、五〇七
未立木地		一三、五九一	
計		一八一、〇四八	三五七、四六一、五七一

熊野川流下木材 其ノ一

年 次	黒木材樅榎其他	杉 材	檜 材	計	價 格
大正七年	三九〇、七〇〇尺	二四四、一四〇尺	七六、〇〇〇尺	七六〇、八〇〇尺	四、七三三、二〇〇円
〃 八年	四七〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	五三、〇〇〇	八七三、〇〇〇	一〇、八三〇、〇〇〇
〃 九年	二九五、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	六、五九〇、〇〇〇
〃 十年	一六三、〇〇〇	一四三、一〇〇	二二、九〇〇	三八、〇〇〇	三、五二二、七〇〇
〃 十一年	二四、六〇〇	一四七、六〇〇	三六、〇〇〇	四一〇、二〇〇	四、一四九、六八〇

年次	黒木板(樅樽)	杉間板	計	樽丸	價格
十二年	二二、二〇〇	一三六、三〇〇	四四、五〇〇	三〇三、〇〇〇	三、一九四、一〇〇
十三年	一三、三〇〇	一六二、〇〇〇	四八、五〇〇	三三三、八〇〇	三、一四〇、四〇〇
十四年	一〇八、九〇〇	一三三、九〇〇	四三、二〇〇	三二六、〇〇〇	三、〇七一、八〇〇
昭和元年	九〇、七九八	二四二、二七〇	七〇、五七九	四〇三、六四七	三、〇七八、六四七
二年	三三、五八三	三三四、四五三	八三、〇〇〇	四四一、〇三三	三、三七三、二一七
三年	二〇、一八〇	三六二、〇〇〇	五三、八〇〇	四三二、五〇〇	

熊野川流下木材 其ノ二

年次	黒木板(樅樽)	杉間板	計	樽丸	價格
大正七年	二四三、〇〇〇東	一五〇、〇〇〇東	三九三、〇〇〇東	三五、〇〇〇丸	八二〇、六〇〇
八年	三三三、〇〇〇	一六、〇〇〇	四九、〇〇〇	五、〇〇〇	一、七五九、七〇〇
九年	一八五、〇〇〇	二六、〇〇〇	三二一、〇〇〇	四、〇〇〇	一、一四二、〇〇〇
十年	一四二、六〇〇	八六、九〇〇	三一九、五〇〇	二九、五〇〇	八八九、〇〇〇
十一年	一五五、〇〇〇	三五、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	五四九、〇〇〇
十二年	二一九、二〇二	七、五三六	二二六、七三八	一〇、二三八	二九五、二三六
十三年	一〇五、四〇〇	一一、四〇八	一二七、八〇八	二、一八〇	三二七、四二二
十四年	三一、九五四	一七、四九八	四九、四五三	九、九九〇	二二、八八七
昭和元年	三〇、七〇〇	—	三〇、七〇〇	八、七〇〇	八三、三三〇
二年	二六、三八一	一、二〇九	二九、五九〇	四、四七七	五三、三六〇

木材及加工材の移出 (其の二) 移出先(東京、大阪、神戸、台湾、中國、九州、其他)

種別/年次	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
黒木角	二五、五〇〇尺	二三九、八〇〇	九三、六〇〇	三四、一九〇	六、六四二
同丸太	一七五、〇〇〇	一五九、二〇〇	一三一、四〇〇	三三、〇五〇	五九、四四八
樽丸太	一四、四五〇	二三、〇〇〇	九、三〇〇	二、五八〇	一三、四九七
杉丸太	一三、七〇〇	一八、五〇〇	一三、八〇〇	二、七九〇	二、四九七
黒木雜材	二、二〇〇	二、九〇〇	三、二〇〇	二、二九〇	六、五九〇
辨甲柱	一六、〇〇〇	一三、一五〇	二、五〇〇	三、二五三	四、一〇〇
小割	一、二三、〇〇〇東	一、五五、三〇〇	一、一八四、五〇〇	一、二九、七三〇	一、〇八八、五三七
黒木間板	二四一、〇〇〇	二二九、四〇〇	二八一、〇〇〇	二四三、六三〇	一〇七、二一〇
樽間板	五〇、四〇〇	四二、〇〇〇	四九、六〇〇	四七、九四〇	六九、一一六
箱丸	九七、〇〇〇丸	一〇三、五三〇	八一、五〇〇	五九、二七五	八八、七六一
箱板	五、六〇〇東	八六、二〇〇	八三、三〇〇	六一、二七四	五〇、三五〇
杉樽小丸太	七五、〇〇〇本	一〇五、七〇〇	六九、八〇〇	六五、〇〇〇	五〇、一四九
摺角	三三七、〇〇〇本	三三八、一〇〇	三四八、九〇〇	三〇〇、五〇〇	二七三、一〇〇
枕木	— 丁	—	—	二〇、七三〇	一三、九〇六
電柱	— 尺	—	—	—	二、六五七
ノジ木摺	一三〇、五〇〇東	一三三、三〇〇	九九、二〇〇	八三、六〇〇	四三、七五五
杉間板	一四、六〇〇	一五、八〇〇	一三、一〇〇	八六、九六〇	一〇七、二〇〇
價格	五、五八、五四〇圓	三、四四、四四九圓	九、〇八三、〇三四圓	七、五八一、七三九圓	六、八八六、五〇〇圓

木材加工材の移出 (其ノ二)

種別/年次	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年
黒木角	三、三六六	二、二〇一	一五、〇五〇	一〇、四七五	二、三六七
同丸太	一五、七七五	二、二二三	一五、六〇〇	九、三四九	四、六〇六
檜丸太	九、五九七	五、五六六	五、六〇〇	七、七〇九	五、八〇三
杉丸太	八、八八六	五、一六五	四、二八〇	八、八八九	四、六七一
黒木雜材	九五〇	九三六	九〇〇	八五一	—
辨甲柱	二、七六	二、四七六	三、〇四〇	五、一九〇	四、〇二二
小割	一、七四、九七〇	一、四六六、七三八	一、四七一、六八五	一、六三九、二八九	一、九三三、八九三
黒木間板	一四七、八八	二〇二、六三三	六五、一六二	三四、八八三	二九、一七七
杉間板	九五、二〇	六三、四六	九七、四一〇	一八七、二二八	二〇七、五八三
檜間板	七〇、三六〇	八九、三九三	八八、六七〇	七九、九〇三	九三、九九一
檜丸	三五、六五九	四三、六九六	三一、八九四	二八、九四四	三四、四七五
箱板	五九、六〇〇	一一、九三五	二二、三二〇	三三、七八八	三六、二四三
杉檜小丸太	六八、六六六	四四、八八	一一、三六〇	二五、五六九	一七三、一三四
摺角	二五、八四本	二五、三八八	二四、九〇〇	二八、六〇六	一八〇、七九四
枕木	一一、二〇	五、二〇〇	七、二二〇	二六	—
電柱	三、三五尺	三、三五七	四、七三〇	九、八〇六	六、八九五
ノジ木摺格	三、五四東	四五、七五五	五七、七〇〇	五八、六三三	四六、三八八
價	六、八三、五五圓	三、六六、七七圓	四、三九八、五八四圓	三、八四九、一〇四圓	三、八七二、四三五圓

熊野川の出水と流材

年次	出水		流材總數	同海岸收容	海洋流失
	回数	最高最低			
大正七年	一三	二尺	一四、五九尺	六、六七尺	三、三三尺
〃八年	一一	二二	四〇、二〇六	一三、八八〇	一一、二一〇
〃九年	六	二三	八七、二八七	九、五八二	六〇、四一八
〃十年	一四	二三	一一七、五四八	一四、六一一	七三、八三九
〃十一年	三	一一	二六、三六一	二、二一〇	七、三九五
〃十二年	一四	二三	二九、四六六	四、四八	一五、四九
〃十三年	四	七	—	—	—
〃十四年	五	七	—	—	—
昭和元年	五	六	一〇九、一一五	三、四三〇	八七、五七〇
〃二年	六	九	—	—	—

北山郷木材検査所

吉野北山郷木材同業組合は明治三十五年九月十日農商務大臣の認可を得て今日に及べり。事務所は吉野郡下北山村大字寺垣内に置き、同郡上北山村大字河合に出張所を置く。

組合の目的及業務は、組合員の統一を圖り、共同の利益を増進し、北山材の聲價を博する爲斯業の改良發達を期するを以て目的とす。

業務の概目は

- 一、粗製濫造を防遏するための貨物の検査をなすこと
- 二、貨物製作の尺度及容積の一定
- 三、梓筏を流通せしめ得べき程度に於て河川の浚渫及堰溜樋門の設備
- 四、貯木場の設備
- 五、水難の防備及救護
- 六、販賣及運送上に有利なりと認むる事業の保護奨励
- 七、營業上に關する紛議の調停又は仲裁判断
- 八、職工労働者の保護取締

前各號の外組合の目的を遂行するに必要な事項

以上の定款に依り、検査事務は検査所を置き検査員をして取扱はしめ、新宮にも着荷検査所たる北山郷木材検査所あり。

貨物の検査は木材は輸出及着荷の時、加工材は水陸とも積出しの時の二つに區分す。

検査は一月一日を除くの外、日出より日没迄何時にても請求に應じて行ふ。

同検査所の規程は

送状及輸出通知書と着荷とを對照し、其の輸出検査を受けたるものなりや否や、並に其の検査に相違なきや否や、を検査するものなり。

帳簿は着荷検査臺帳、着荷検査野帳、荷受問屋名寄帳を備ふ。

着荷検査を了したる時は、送り狀に検査済証印検査員の捺印を押捺し検査野帳及検査台帳並に名寄帳に登載す。送り狀を差出さざるとき、送り狀に輸出検査の証印なきもの、送り狀に記載の事項と貨物と相違せるとき、其他組合の違約處分に該當すべきものと認めたる時は、着荷検査所検査員は其の事由を取調べ組合長に報告す。場合に依つては貨物を抑留し組合長に急報し指揮を乞ふ。

吉野郡北山郷産出着荷検査

年度別	木	數	尺	締	備考
昭和元年度		三三三、〇七四		九〇、五二一	本
〃 二年度		三〇六、七三三		一〇〇、四七〇	
〃 三年度		二九八、一四五		一〇一、五〇五	
〃 四年度		四四五、五九五		一四三、〇三〇	
〃 五年度		三七三、九三六		一二九、四五六	
計		一、七七一、四八三		五五五、九七四	

十津川郷木材検査所

吉野郡十津川郷木材同業組合は明治三十五年十二月十日農商務大臣の認可を経て設立せられたるものなり。

其の目的とする所は、組合員共同一致して營業上の弊害を矯正し、利益の増進を圖り、本組合木材の聲

價を博せんとす。

當組合の業務概目左の如し

- 一、粗製濫造を防過する爲貨物の検査をなすこと
- 二、貨物製作の尺度容積の標準を定むること
- 三、共同林道の改修をなすこと
- 四、椶筏を流通せしめ得べき程度に於て河川の浚渫を爲し及堰溜樋門の設備をなすこと
- 五、貯木場の設置をなすこと
- 六、水難の防備及救護をなすこと
- 七、問屋及運送業者を指定し、貨物の保管並に販賣手数料、貨物取扱に關する方法等を協定すること
- 八、販賣運送上に有益なりと認むる事業を保護奨励すること
- 九、營業に關する紛議を調停し又は仲裁裁判をなすこと
- 一〇、職工の保護取締を爲すこと
- 一一、業務上の利害得失に關する事項を調査すること
- 一二、業務上に關し官廳公署又は法律を以て組織したる議會に請願若しくは建議をなし、又は諮問ありたる時は之が答申をなすこと
- 一三、業務上の統計を整備し組合員の參考に供すること
- 一四、右各號の外組合の目的を達するに必要なる事項

組織

當組合は組合の制定せる定款を遵守せる組合員より成り、左の役員を置く。

- 一、組長 一名 二、副組長 一名
- 三、主計 一名 四、評議員 六名

事務所

當組合の事務所は奈良縣吉野郡大字平谷に置く

検査所

新宮港に常置し尙必要ある時は臨時樞要の地に検査所を設け組合地區内より輸出する貨物の検査を行ふ

十津川材検査統計

年次	種別	十津川材	流	材	加工材
大正十五年	度	七四、四九七本	一三三〇、二六六五	七二八、一四七五	三二九、三〇
昭和二年	度	一五五、三、九九〇	六、九三本	一五四九、九五	四五三、六九
昭和三年	度	八〇五、一〇七	二六、三八四	九三五三、三四七五	八三八、八〇
昭和四年	度	七九七、七四六	三三、一八四	一三三〇〇、九二五	三三一、七五
昭和五年	度	七三四、九六六	三〇、〇三	七七五九、〇一五	

年次	種別	大塔	材	流	木
大正十五年	度	一一九、〇五二本	八〇九三、五四〇	一、六七二本	一三三、三七〇
昭和二年	度	一一〇、四二〇	一九九〇、七三五	三、五四〇	三三三、二七〇
昭和三年	度	一七九、六五三	三〇四六五、八〇〇	八、〇三九	六二五、一八七五
昭和四年	度	四六、四二七	一〇九〇〇、五二〇	二、九八八	一六六九、六三二五
昭和五年	度				二四四二、八五七五

帝國水難救濟會新宮救難所

新宮救難所は沿海に於ける人命財産の遭難救助を目的として、明治二十三年四月創設せられたるものにして所長は植松新十郎氏を経て現尾崎榮之助氏に至る。監督は新宮警察署長之に任せられ、救助長一名看守長一名看守一名組長五名あり。其下に救助手三十四名あり。開所以來遭難救助せしもの多數に上れり。左に大正七年以後に於ける状況を示さん。

新宮川口船舶の遭難救助

年次	救助船數	全上船價	全上積荷價格
大正七年	一〇隻	三六、五〇〇円	一〇、五〇〇円
全八年	二七	一〇〇、四〇〇	六三、一〇〇
全九年	一五	七〇、二〇〇	三二、九五〇
全十年	一一	五九、四〇〇	二二、九〇〇

貯木場

新宮町は古來木材の集散地として全國有數の中に列す。年々山元より伐採して川下げするもの尺締數十萬本の多量なるにも拘はらず、之を保護すに唯河岸に繋ぐ而已なりしを以て、一朝暴風雨ありて河水俄かに氾濫し激流の奔逸するに至らば、其保護頗る困難を極め數十の巨網を以て之を繋ぐも勢支ふること能はず。流難の災厄頻々として起り其損害實に輕少ならざるものあり。殊に危険なるを以て夏季出水の候に至れば何人も流出を恐れ、京阪市場に於ける相場如何を考へず争ひ競ふて積出せる結果、相場を暴落せしめ損失を招く者少からず、爲めに之が救済防備の最善方法として貯木場の必要を痛感するに至れり。

一、舊貯木場

明治二十二年一月木材問屋中協議し、開掘費概算金二萬圓と假定し其集金方法は
一、東京問屋助成積立金五千圓

全十一年	一一	三八、四五〇	一七、〇〇〇
全十二年	一〇	三八、〇〇〇	一五、六〇〇
全十三年	一〇	三五、七〇〇	一一、一〇〇
全十四年	一一	四五、五〇〇	一一、一八〇
昭和元年	二	三、一〇〇	一、八〇〇
全二年	一一	四八、八〇〇	一六、六五〇

二、無印流木賣立金

三、木材賣立金一圓に付一錢を徴收すること

四、賣立金一圓に付口錢三錢八厘の内五厘を徴集すること

右の方法に依て徴集せし金を以て、新宮町下川原（熊野地）に貯木場を開掘せんと計畫し、同年三月所轄和歌山縣に對し官有地貸下の出願を爲せり。同地は由來新宮川原に附屬せる荒蕪地にして到る所に脱落せるを發見し、新宮町の末番七千九百九十七番地原野として實測面積七町八反四畝二十七步の使用許可を受け、別に其隣地にして荊棘蔓生し、雜草茫茫たる國有林一反二畝二十一歩及九畝十四歩の二筆を大阪大林區署より貸下の許可を得ると同時に民有地五町二反余歩を買收し、開修委員として 中谷利一郎（委員長）植松新十郎、尾崎作次郎、松江武二郎、丸田熊男、森佐五右衛門、泰地文兵衛、草加與兵衛、木田定三郎、津越覺右衛門、伊澤七兵衛、宮代萬治、阪井彌三太、中口理兵衛、古川重造の十五名を選定し、開修にかかる一切の事務を担任せしめ、又工事長として中口理兵衛を選んで工事を監督せしむることとし同年七月工を起したるが工事未だ半に至らずして忽ち同年八月二十日熊野川有史以來未曾有の大洪水に襲はれ、既成の工事悉く決潰流亡其痕跡を止めず。此處に於て一時開修中止の余儀なきに至りしと雖も、同業者にありては洪水の慘害を癒するの方法としては之が工事を竣成せしむるに如かずと思惟し、更に明治二十三年四月工を起し、工費約二萬圓を投じて濠地面積一萬坪餘を開拓し、且つ其周圍の工場地の地均並に築堤等の工事を併せ、翌二十四年三月竣工せり、後年南方接續せる地に開掘したる貯木場を俗稱新貯木と謂ふに對し之を舊貯木と稱す。

二、導流堤

明治三十七八年兩度の出水に際し、貯木場の外牆壁たる堤塘長さ二百七十余間は原形を存せざる迄に崩壞し更に尖端五間幅の道路を屠りて將に製材工場の危を見んとする大慘害を被りたれば、之が復舊工事として約八千五百圓を支出して半永久的の築堤をなしたりと雖貯木場製材工場の保障は之を以て安全なりと云ふを得ず、こゝに於て更に和歌山縣に對し第二の防禦線として貯木場の前面に導流堤築設工事施行の申請をなし、同業者團體が工事費の半額を寄附して明治四十一年三月起工同年十月竣工工費三萬圓長さ三百間の長堤を實現せしめたり。

三、新貯木場

同業者團體にては一面財政の苦難に悩みながらも貯木場の擴張を期し、明治四十二年四月既設貯木場の南方接續地約一萬坪の民有地を買收開掘し、工費約二萬圓を以て其の工を竣へたり。現在俗稱にかかる新貯木場並に附屬工場地之なり。

四、築堤

導流堤の築設に依り同業者は稍安堵して其業に就くことを得るに至りしも之に満足せず、更に第一の防禦線たる貯木場の外壁を完全にすべく、大正七年以降大正十年迄繼續事業として工費三萬二千圓を投じ永久的築堤をなせり。

五、防波堤

新貯木場に接續する大濱國有林を擁護せる防波堤は昔時大波濤襲來して舊貯木場地の一部を埋没せしめ

たる事實に鑑み、當局の承認を得て、貯木掘取土砂を利用して之を築き上げたものにして、延長約二百四十間、之が經費約五千圓は同業者團體に於て支出せり。又貯木場入口防波堤は大正五年三月工費七百六十五圓を投じて修築したるものなり。

六、内護岸

貯木場の内護岸工事は大正十四年十二月より翌十五年三月迄工費二千一百圓を以て竣工す。

七、警備

貯木場並に工場地の開設以來監守人を常設し、貯木場内外の出入材を監守せしめ、更に明治三十一年七月以來請願巡查を設置し貯木場一帯工場地の警備に任ず。

八、入材料

舊貯木開掘直後は、入材奨励の爲め入材料を徴集せざりしも浚深修理等の經費を要するに至りしを以て明治三十年前後より入材料金として筏一床に付金二錢を徴集し、同四十年頃より留置材は二ヶ月毎に調査して徴集す、又柱辨甲は三ヶ月毎に徴集することとなれり。大正七八年の好景氣時代には、入材料率の引上げをなせしが大正十三年同業組合に信託されて以來入材の都度尺締一本に付八厘五毛を賦課し昭和二年に至りて七厘八毛に引下げ以て現在に及べり。

九、貯木能力

兩貯木場の水面面積は合計一萬七千二百二十坪にして、貯藏上の設備としては網場を張り流出を防止し荷役上の附帯設備としては、場内を深からしめ潮取の出入を自由にし以て荷役に便せしむ。

貯木可能最大數量は十萬本にして、荷捌可能最大數量は、三萬五千本なり。又收容能力は一ヶ月年平均尺締二十七萬八千本なり。

十、橋梁

貯木場入口には最初木橋を架設せしが、大正十三年四月工費一千四百餘圓を投じて幅五尺長さ二十八間の針金橋を架設せり。

十一、閘門

最近新舊兩貯木場内に一定の水深を保たしむる方法として、其入口に自由開閉式閘門を築設すべく計畫し、既に設計圖成れるも未だ着手の運びに至らず、之が實現の曉は入材貯藏上の利便は勿論荷役に勞銀低減上の利益尠少なからざるべし。

十二、管理

貯木場並に附屬工場地帯は最初新宮木材問屋組合並に卸賣組合の共有財産として管理せられ來りしが、大正十三年信託されて新宮木材商同業組合の管理に移れり。其管理費に充當する爲前記入材料の外貸地地料として一ヶ月一坪に付金三錢二厘を借主より徴收することとなれり。

新宮貯木場

總坪數	内	譯	貯木池	工場地	沿革
三八、五〇四坪	官有地 七、二六七坪 國有地 一四、四三一坪	組合所有地 一六、八〇五坪	内新貯木 一七、一二〇坪 舊貯木 九、九〇〇坪	七、二二〇坪	二一、四八四坪
					舊貯木明治二十二年五月開掘工費約二萬圓 新貯木明治四十五年開掘工費約四萬圓 大正十三年浚渫船建造貯木場一部及貯材バツク浚渫ス

貯木場入材と外材の移入

年次	入材	種別		材數	移入量	尺縮	價入格
		種別	材數				
大正七年	三五、〇〇〇尺						
同八年	三三、八〇〇						
同九年	一四、九〇〇						
同十年	一七、四〇〇	米材樺太材	七、〇九〇				五四、二九七
同十一年	一八、七〇〇	米材福州材樺太材	三六、六三八				二四〇、一五〇
同十二年	一八、五〇〇	米材樺太材	一六、一八				一〇一、四六〇
同十三年	一八、〇〇〇	米材台灣檜	三、一七五				一五、七三三
同十四年	一七、二〇〇		四三				四、七四〇
昭和元年	二五、七三六		、三六四				五、〇二五
同二年	二六、六五〇		、三五〇				四、五五〇

5 金融機關

明治十四年久次米銀行の支店を新宮町上本町に設置せり、是れ東牟婁郡に於ける銀行の嚆矢なりとす。該銀行は阿波に本店を有し當時其支店は東京にあり。本郡木材及木炭業者との間に取引多く従つて新宮町に其支店を見るに至れるものにして、當地方唯一の金融機關として、漸次重要視せらるるに至りしも、明治十九年に至り東京と共に閉鎖の止むなきに至れり。越つて二十一年十一月第四十三國立銀行新宮支店の開店あり、即株式會社四十三銀行新宮支店の創始なりとす。其後北山銀行山口銀行新宮銀行中谷銀行尾崎銀行古座銀行等の本支店開設せられしが、歐州戦亂後に於て漸次廢合行はれ現今にては大岡銀行南海銀行の二行を有するに至れり。

A 南海銀行

大正十四年一月新宮銀行中谷銀行を合併して、新宮合同銀行と稱せしが大正十四年七月古座銀行、翌十五年五月に串本共益合資會社全年十月には高芝銀行と合同して南海銀行と改稱せり。其後大正十五年十一月大島四三合資會社大島四三組合昭和三年一月田並銀行保有銀行等を合併し、更に全年十一月には十津川銀行大島支店牟婁銀行及び丙申銀行を買収して現在に至れり。

資本金 五百十五萬圓
積立金 十五萬三千七十三圓
行員數 九十六名

支店出張所の所在地左の如し (支店二十一 出張所五)

本店	和歌山縣東牟婁郡新宮町本町
熊野地支店	熊野地
江住支店	西牟婁郡江住村
和深支店	和深村
田並支店	田並村
有田支店	有田
串本支店	串本町
大島支店	東牟婁郡大島村大字大島
三尾川支店	三尾川村
古座支店	古座町
田原支店	田原村
浦神支店	下里町大字浦神
下里支店	下里町
太田支店	太田村大字下太田
太地支店	太地町
色川支店	色川村
那智支店	那智村大字天満

勝浦支店	全	勝浦町
宇久井支店	全	宇久井村
本宮支店	全	本宮村
北山支店	奈良縣吉野郡下北山村大字池原	
上北山支店	全	上北山村大字河合
横町出張所	和歌山縣東牟婁郡新宮町横町	
初ノ地出張所	全	初ノ地
中湊出張所	全	古座町中湊
三輪崎出張所	全	三輪崎町
請川出張所	全	請川村

B 大同銀行

大同銀行は大正十四年七月那智銀行山口銀行北山銀行の合同して創立せられたる者にて、其後大正十五年四月には上田銀行尾崎銀行熊野銀行を、昭和二年七月に木場銀行を夫々買収し、昭和三年六月潮岬銀行昭和四年三月熊野共同銀行との合併成り、更に昭和五年八月に至り四十三銀行新宮支店を買収して現在に至りたるものにて、三百二十五萬圓の資本金と二十五萬四千二百二十五圓の積立金と九十六名の行員を有し十八の支店と六の出張所を設け南海銀行と並び新宮町に於ける金融上の重要な地位を占む。

支店出張所の所在地次の如し

本店	和歌山縣東牟婁郡新宮町横町
本町支店	本町
熊野地支店	熊野地
三輪崎支店	三輪崎町
那智支店	那智村天満
勝浦支店	勝浦町
太地支店	太地町
高池支店	高池町
串本支店	西牟婁郡串本町
潮岬支店	潮岬村
九重支店	東牟婁郡九重村
萩支店	三里村萩
大沼支店	北山村大沼
阿田和支店	三重縣南牟婁郡阿田和村
相野谷支店	相野谷村大字大里
飛鳥支店	飛鳥村大字佐渡

上北山支店 奈良縣吉野郡上北山村大字河合
 下北山支店 全 下北山村大字寺垣内
 木本支店 三重縣南牟婁郡木ノ本町
 下里出張所 和歌山縣東牟婁郡下里町
 西向出張所 全 西向村
 西山出張所 三重縣南牟婁郡西山村大字長尾
 神志山出張所 全 神志山村大字金山
 市木出張所 全 市木村大字下市木
 池原出張所 奈良縣吉野郡下北山村大字池原

昭和六年七月一日株式會社南海銀行を買収合併す
 右買収に依り同行預金四百八拾五萬六千餘之に對應する同行資産（諸債權、現金、所有有價證券、營業用土地建物等）を引繼ぎたり南海銀行より引繼行員參拾九名にして現在行員數壹百參拾四名なり
 而して其後同行が新に設置したる支店出張所左の如し
 支店 本宮、色川、下里、古座、大島、田並、江住、
 出張所 田原、和深、太田、浦神、
 にして既設店舗を合し現在（昭和六年九月）支店數二十五 出張所數九となれり。

○新宮信用組合

新宮信用組合は定款總則の第一條にある如く組合員をして其産業及び經濟の發達に必要な資金を貸付け、又其貯金の便宜を得しむる目的を以て二十ヶ年の存立期間を定め、大正十一年七月二十四日之を創立し、有限責任新宮信用組合と稱し主たる事務所を新宮町七一七六番地の三に、従たる事務所を全三二八番地に設置せり。

然して組合の區域を和歌山縣東牟婁郡新宮町とし、此區域内に居住し、且つ獨立の生計を營むことを以て組合員の資格としたり。

其出資一口金額は參拾圓とし一組合員は出資五十口迄を取得することを得と規定せり。十一名の理事と八名の監事を選び、尙産業組合法第三十八條の二により、總代會を設けて新宮町を十六の選舉區に分つ等その堅實なる進展を示し、現在では一千六百十三人の組合員と十六名の従業員を有し、出資金額は三十萬八千二百二十圓に及べり。

選舉區

- 第一區 相筋 川原 船町
- 第二區 口山際地 奥山際地
- 第三區 元鍛冶町
- 第四區 上本町
- 第五區 下本町 雜賀町
- 第六區 横町
- 第七區 別當屋敷
- 第八區 馬町
- 第九區 矢倉町
- 第十區 取出

- 第十一區 初ノ地 堀地
- 第十二區 新鍛冶町 下地 廣角
- 第十三區 浮島
- 第十四區 上中熊野地 永山
- 第十五區 堤防
- 第十六區 下熊野地

事業の概況 (昭和五年度)

金解禁の初年度に入り財界の不況は益々深刻化し、一般的經濟難は彌々苦况を免れざるに至り、漸く中小業者の行詰りを生じ倒産者繁からんとする傾向を見るに至れり。然るに財界は前途暗々としてはかり知る能はざる状態にありて其脅威を感ずる所甚大なり。

殊に我が地方に於ける木材業の衰頹は延いて一般商工業者の疲弊其度を加ふるに至り、經營の益々困難ならんとする敢て推知するに難からざるなり。

斯くの如き未曾有の不況に時際會して、必然的に警戒を嚴にせるも一面中小産者に對する便宜を計り、金利の引下を行ひ、諸般の整理經費の節約等慎重時局に善處するに努めたるを以て幸に豫期以上の効果を收めたり。

昭和五年度末に於ける貯金額貸付額余裕金其他概要次の如し。

一、貯金總額一百四十三萬七千四百五十圓十一錢にして、前期末に比し拾一万八千九百十四圓八十二錢増加せり。

二、貸付金は七拾六萬四千五百五圓二十二錢にして、前期末に比し七万二千八百五十七圓九拾九錢増加せり。

三、余裕金は七拾壹万六千五百五十三圓にして前期末に比し八千八十圓減少せり。
四、剰余金は參百七拾圓を増加せり。

6 會社事業

A 木材會社 三

- 新宮木材株式會社
- 紀國木材株式會社
- 新宮挽材株式會社

B 無盡會社

- 新宮無盡株式會社
- 和歌山無盡株式會社新宮支店
- 紀伊無盡株式會社新宮支店
- 紀南無盡株式會社新宮支店

C 電氣會社

- 新宮電力株式會社
- 宇治川水力電氣株式會社熊野出張所

D 其他ノ會社

- 新宮鐵道株式會社
- 富士製紙會社熊野工場
- 熊野川飛行艇株式會社
- 株式會社新宮魚市場
- 合名會社戸田商店
- 紀和商事株式會社
- 新宮自動車株式會社
- 新宮醬油釀造株式會社
- 東牟婁郡畜産同業組合
- 新宮印刷株式會社
- 株式會社秀英社
- 紀州印刷株式會社

7 町内各種商業に従事する戸數 (昭和五年度)

種別	戸數	種別	戸數	種別	戸數
酒屋	三三	菓子商	一一	藥局	八
呉服商	一三	履物商	一〇	豆腐製造業	七
鉢力業	時計商				七

湯	米穀	藥種	旅館	洋服	文房具	雜貨	ペンキ	柑橋	印刷	左官	茶	船具	指物	寫真	印	漆器	帽子	綿子
一五	七七	一二	四四	一一	一一	一一	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	四	三
小間物商	金物商	度量衡器店	疊屋	建築	大工	石工	糸商	麻裏製造	電燈器	樂器	造花	古物	商業者団体	食料品	運動具	寫真器	かんばん	ラジオ
九	九	九	九	九	九	九	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二
靴屋	傘屋	荒物	乾物	染物	表具	家具	製本	折箱	乳母車	蒲鋒	帽子改造	襪細工	飛行艇	木材	菓子小賣	貸座敷	パン製造	理髮業
七	七	七	七	七	七	九	二	二	二	二	一	一	一	一七〇	二〇九	一〇	五	四一
硝子器店	自轉車屋	魚釣道具店	古着商	陶器店	玩具店	木炭薪商	結髮業	煙草小賣店	料理屋	飲食店								
六	六	六	六	五	五	五	三九	七〇	六〇	八四								

四四

(二) 農業

新宮町に於て農業を營むものは、主として下熊野地廣角地方方面にして耕地面積は、

田地 百六十町九反歩
畑地 六十九町一反歩
計 二百三十町歩

之に従事する戸數百二十八戸、一ヶ年の總産額一五五六〇二圓なり。

主産物は米にして年産額二千九百三十四石。之に次ぐは麥にして年産額三百三十二石なり。

尙果實類蔬菜及花卉等の産あり。

山林は國有町有私有を合すれば三百七十五町七五二二歩あり。

附記

特用農産物として榎實は、舊藩主水野土佐守の奨励により永山廣角方面に栽培せられしも僅かに永山のみに残り。

柑橋類も水野土佐守の奨励により廣角松山方面に栽植せられしが近時漸く衰頽せり。

果實は柿の栽植ありて多少の産出高ありしが、近時梨桃等の栽植稍盛んとなり其有望なるを認めらるゝに至れり。

(三) 工業

舊藩時代に於て水野土佐守は、深く殖産興業に意を用ひられたる結果、天狗箭鏃 天狗燧(火燧石の打金)

四五

等の製造あり。維新前後に亘るまで製作者天狗吉次の銘を入れて、新宮の名産として熊野參詣者の土産物として買求められたり。

尙安政四年には、熊野地池田に於て西洋形船第一丹鶴丸（八百石位）を技師大脇道輔をして造らしめた。

陶器は文化年間松山東仙寺附近に燒窯を据付け湯淺より職工を招き陶器を製し、製品は江戸深川に店舗を設けて名物熊野焼として販賣せり。

鴻田附近には、鉄砲鍛冶ありて鉄砲の製作に従事せり。然れども此等の製造業は久しからずして中絶せり。

木材の集散地としての新宮町には、明治二十九年初めて挽材工場を設けてより次第に其数を増し、今日に於ては工場數十九、一日の製材能力杉檜材黒木材を合せて三千百六十五尺締に及び、移出年額三八七、二四三五圓（昭和二年末）に達せり。

其他の工場には

- 1 製紙工場 一。移出年額 二、九〇一、一七二圓（昭和二年）
此處に於ける製紙中 印刷用紙は東京大阪方面へ、模造紙は朝鮮へ、包装紙は支那へ移出せらる。
- 2 蠶糸工場 一。移出年額 三三七、五〇〇圓（昭和二年）
其製品は主として神戸方面へ移出せらる。
- 3 瓦工場 七。産出額 二四、〇〇〇圓（昭和二年）

- 4 蠅蠶傘柄工場 一。産出額 六、〇〇〇圓（昭和二年）
- 5 醸酒場 一。〃 七八、〇〇〇圓
- 6 醬油醸造場 三。〃 六五、〇〇〇圓

(四) 養畜業

養畜業は未だ盛ならず。然れども晩近肉食者の増加牛乳飲用者の増加するに従ひ養畜並に搾乳の業は漸次盛ならんとするの兆あり。搾乳場は現在二ヶ所あり。搾乳用牛三十五頭、搾乳額二百石價額一六、〇〇〇圓に及べり。

屠牛場は一ヶ所ありて、一ヶ年屠殺頭數牛二三三頭 豚十九頭を算し尙漸次増加の勢にあり。

家禽は大なる飼養場少けれども鶏三千五百羽、雛一二五〇羽 一ヶ年の産卵數三二〇、〇〇〇個 價格一六、〇〇〇圓に及ぶ。

今左に昭和二年に於ける家畜の統計を示さん。

畜産々額 一ヶ年 三六、六二七圓

種別	用途	牝	牡	計	年内産額	全上價額
牛	農業用	一〇九頭	三頭	一一一頭	六五頭	一九五〇圓
牛	搾乳用	三五	二	三七	三五	一二二五
豚	食用	七二	一〇六	一〇六	一九〇	一三三〇
						搾乳額 全價格 一六、〇〇〇圓

(五) 水産業

漁獵は新宮川に於ける鮎漁(昭和二年に於ける従業者一八五名)の外、大濱に於ける地曳網等にして漁船の數十一艘網數は地曳網十網、鯛網二網、縛網二網あり。其漁獲高年一五、〇〇〇圓にして漁獲物は鯛、鱈、鯖、鱒、刀魚、カマス、シラス、鱈等なり。水産製造物には

煮干 三、〇〇〇貫 價格 七、五〇〇圓 (昭和二年)
蒲鉾 二、三〇〇貫 〃 六、二一〇圓 (〃)

八、住 民

昭和五年十二月の調査に依れば、新宮町の戸數五千七百四十六戸 人口二萬九千四百一十一人にして、内男子一萬四千八百四十人、女子一萬四千七百三十一人なり。

當町は四十年來發展の町として是等住民の過半は、他府縣他郡市よりの寄留者多し。國勢調査の結果による世帯數人口左の如し。

第一回 (大正九年十月一日)
世帯數 五、七〇六
人 口 二二、三、九六四
第二回 (大正十四年十月一日)

世帯數 五、八四二
人 口 二四、三九八
第三回 (昭和五年十月一日)
世帯數 五、九九二
人 口 二五、一七九
男 一二、二五五
女 一二、九二四

九、交 通

重疊せる山脈を後方に負ひ、前には渺々として且荒波さはぐ熊野灘を控へたる我が新宮町は、古來交通不便にして熊野の一角に陋居するの感なきに非らず。只陸上交通は熊野川を渡りて三重縣に入り、熊野川沿岸傳ひに本宮四村を経て田邊に通じ、南、三輪崎宇久井を経て勝浦に通ずることを得しも何れも道路峻しく交通機關の備はらざりしため甚だ不便なりき。

明治十七年新宮三輪崎間に車道の開通ありてより漸次年を追ひて勝浦に達する車道の開通せらるゝに至り海岸一円に車輛の通するに至れり。

大正二年三月新宮鉄道の開通せらるゝに至り大阪市との連絡も次第に便利となり、殊に大型急行船の往復開かるゝに及び一層便利となれり。

熊野川丈この交通も、道路の改修廻行船（二十隻）の開通等により定期に客船の上下あり。漸次其面目を一新しつゝあり。

海上の交通は遠く神武天皇の御東征既に海路をとり給ひし事實あり、降りて文化文政の頃には盛に木材移出の爲め東都並に大阪神戸方面に向つて新宮川口を出入する帆船の數次第に増加し、明治の末葉には新宮川に繋留するもの百數十艘に及べり。

然るに新宮川口の不良なると、新宮鉄道の開通等によりて其數著しく減少せしも勝浦を経由しての大阪方面との交通は著しく開けたり。

又勝浦との間には自動車の定期發車の便あり。更に近く紀勢鉄道の開通せらるゝに至らば一層便利ならん。

町内に於ける交通は道路の改修漸次行はれ町幅廣くなり、自動車は何れの所にも通せんごするに至らんとす。

人力車	二九
荷積車	大車 三
	中車 二九三
	小車 一八二
荷積オートバイ	ゴム輪 一九七

荷積牛馬車	四
自轉車	一、八〇三
自動車	貨物 三
	旅客 一五
	靈柩 一

新宮鐵道

新宮町を起點とし、三輪崎町宇久井村那智村を経て勝浦町に至る。延長一五軒八四八の單線にして、明治四十一年四月一日私設鐵道法に依り敷設免許を申請し、同四十二年五月十四日假免許を受け、同四十三年十月十二日本免許を申請し同年十二月廿二日輕便鐵道法に依るべき旨指定せらる。翌四十四年五月廿七日敷設工事に着手、三輪崎勝浦間は大正元年十一月十八日竣工、十二月四日より營業を開始し、新宮三輪崎間は大正二年二月十三日竣工、三月一日より營業を開始し茲に全線の開通を見るに至れり。

現在の設備

延長	一五軒八四八
軌間	一米〇六七
動力	蒸氣 瓦斯倫 併用
軌條	二五、三〇、三七軒
車輛	機關車 六輛 瓦斯倫車 二輛 客車 一八輛 貨車 五一輛

建設費 九六四、八八〇圓

營業狀態

最近三ヶ年間の運輸數量及收入左の如し。

年 度	旅客人員	貨物總數	收入合計
昭和三年度	七三九、八六五人	一四八、二四七艘	二七九、二四七圓
昭和四年度	七四一、五九四	一四三、一八二	二七一、四五〇
昭和五年度	六七七、〇八二	一三七、八五六	二五〇、四二八

二、町政一般

1新宮町役場

一、藩治時代

明治二年天下の諸侯版籍奉還の事あり、新宮藩主水野忠幹公も上表して封土を返上せんことを上請せしかば六月十七日政府に於ても之を聽許せられ、同年六月二十日更らに新宮藩を置かれ従五位下大炊頭水野忠幹公藩知事に任せられたり。

同年二月二日 藩廳を新宮城外花畑に築き之に移る。政治廳と稱す。之より先、藩廳創立の際水野忠幹公下屋敷に於て政務を司れり。

明治四年七月十四日 廢藩置縣の令出で新に新宮縣を置かる。其管轄する所は現今の東南牟婁郡の大部分日高郡財部南荊木の二ヶ村有田郡星尾、中、東丹生園の三ヶ村名草郡直川村一ヶ村なり。

かくて全年十一月二十二日新宮縣は廢せられて、新宮縣の地は熊野川及北山川の中央を劃せる延線より以西の地は田邊縣新宮縣と併合して新に和歌山縣となり、以東の地は度會縣となり度會縣は明治九年四月十八日三重縣となり以て現今に及べり。

二、縣治初年

藩政の初めに當りては、當町を町方、地方に大別し、町方には町大年寄を置き、地方には大庄屋を置き、て支配せしめたり。

町方 〓 本町 横町 新道 神武町 道下町 元鍛冶町 御幸町 雜賀町 船町 藥師町 北新道
 地方 〓 馬町 初之地 新鍛冶町 別當屋敷 相筋 川原

役員には
 町方 〓 町大年寄 五人 庄屋 二人 年貢庄屋 二人 加子庄屋 一人 魚店庄屋 一人
 地方 〓 大庄屋 一人 馬庄屋 一人 地方庄屋 二人 御藏庄屋 一人

明治三年十一月に至り大庄屋を改め郷長とし、町大年寄を改めて市長とせり。

明治四年十月には、郷長市長を各戸長と改め戸籍を編製せしめたり。

明治五年正月北島秀朝本縣權令に任せられ、縣治の組織成立をつくるに及び地方行政の便を圖らんが爲め全年五月十三日縣内を七大區に分ち、一郡を以て一大區としたり。即牟婁郡は第七大區に屬し區内を

更らに十四小區に區分したり。此行政區劃の改正によりて郡名は單に地理的名稱たるに止まり、行政上にては第何大區何小區と稱ふるに至れり。當町二十四ヶ町は第七大區十一區に屬し、今の三輪崎町大字三輪崎佐野木ノ川 宇久井村大字宇久井高津氣狗子ノ川と共に一小區をなせり。

又之等の小區を統轄せしめんが爲め明治五年五月十七日古座出張所を設け、本郡及西牟婁郡周參見地方を管轄せしめしが、全六年一月卅一日古座出張所を廢して、新宮、周參見、田邊に在勤所を設け以て東西牟婁郡を管轄せしめたり。同年十二月十二日周參見在勤所を廢し、其一部は田邊在勤所に於て管轄し他の一部なる舊江田組は古座地方と共に新宮在勤所の管轄に歸せり。

後九年六月に至り更に施政上の都合に依り、各在勤所を廢し支廳を田邊に置き以て東西牟婁郡及日高郡及舊南部組の地を管轄せしめたり。毎小組には、區役所を設け、(明治七年九月區會議所と改む)區長一人戸長一人若しくは數人を置き、又一町村或は數町村に副戸長一人を置き、從前の郷長市長の職務たる土地人民に關する一切の事件を管理せしめしが、當十一小區には戸長四名副戸長五名を置きたり。

明治六年三月十一日戸長副戸長を戸長と改稱し、七年十一月更に毎小區に小區長各町村に戸長を置くの制に改め以て明治十二年郡區編制の際に及べり。

區長戸長は明治七年人民の公選に依り縣令之を任命せしが、同年十一月當分の内縣令の特別選任に依りて之を任命することとしたるが、九年九月に至り更に人民の選舉に依り縣令之を任命するの制に改めたり。

十一區役所は新宮町に設け、最初の區長は鈴木孫八郎氏、明治七年十一月には宇井善九郎氏最後には中

谷彦次郎氏任命せられ以て明治十二年郡區編制改正の際に及べり。

三、郡役所設置

明治十二年一月二十日郡區町村の編制を改む。

從來の大小區を廢して一郡若しくは數郡に、又廣濶なる郡は之を分割して各一人の郡長を置き、每町村又は數町村に戸長一人を置くの制を布告したり。

此改正に依り新宮は、上下本町 上下船町 横町 馬町等の二十四町聯合して明治十二年六月戸長役場を仲々町三八二番地に設置し、十八年に三八八番地に移轉し以て明治二十二年町村制實施の際に及べり戸長は大小區時代は明治七年人民の公選に依りて縣令之を任命し、同年十一月には縣令の特別選任に委し、九年九月には又々人民の公選(町村會の開かれ後は町村會に於て公選)により縣令之を任命することと定め、戸長役場設置後もこの法によりしが、明治十七年五月に至り又々地方長官の獨斷選任となり所謂官選戸長として判任を以て待遇せられたり。

戸長役場設置後最初の戸長は鈴木孫八郎人民一般の公選に依りて當選就職し十五年六月其辭任に依り町會に於て後任者を選舉したるに中川梅當選したるが、明治十七年公選の戸長を廢し新に新宮横町外廿四ヶ町村役場を設け官選戸長として津田長四郎氏任命せられたり。

横町外廿四ヶ町村とは明治八年地租改正の際從來の廿四ヶ町村以外の字を新宮字として地券を發行せるに依り、此の二十四ヶ町と新宮村とを合せたるものなり。此町村毎に總代一名を置きて上下の便を圖れり。明治十九年二月本縣布達第十五号を以て新宮横町外二十四ヶ町村の名稱を廢し單に新宮町と稱せら

れ、又全年三月十三日達第一九〇号を以て町村字名を改稱せられたり。

明治二十年六月二十日津田長四郎氏和歌山縣收稅屬に任せられ、南徹一郎氏戸長に任せられ以て明治二十二年町村制實施の際に及べり。

四、町村制實施

明治廿二年四月現行町村制の實施となり從來の戸長役場を廢して新に町村役場を設くることとなりしを以て當町は、字横町三八八番地（今の稅務署の在る所）に町役場を設置したり。

（因に云ふ田邊町の如きは、舊來の町を以て大字となしたれども當町は明治十九年既に各町名を廢して字名となしたるが故に大字名を存せず。現今の町内各町名は自治制運用上區長選定の爲め設けられたるものにして固より公簿上の町名にはあらざるなり）

斯くて愈新町を組織することとなり、明治二十二年四月二十七日二級議員十二名同二十八日一級議員十二名を選舉し五月二十八日町會を開きて町長助役を選舉したるに、町長には南徹一郎助役には中川菴當選し共に全年五月廿八日を以て就職し、續いて六月七日收入役を選舉したるに原田畝太郎當選し茲に全く新町組織の成立を遂げたり。

助役は最初名譽助役一人なりしが事務繁多なるを以て二十四年五月有給助役一人を増員することとなり、之を選舉したるに名譽助役たりし中川菴當選し五月十八日就職せり。

區長の制

當町内の區長は、明治二十二年六月七區に區分して區長を置きしが、明治二十三年五月之を廢し、廿四

年四月更に二十二區に分ち廿五年九月更に四區に分劃し、廿六年三月又之を廢止せり。廿七年十一月更に二十二區に分劃して區長を置きしが爾來戸口の増加に伴ひ現今の二十五區となすに至れり。

歴代新宮町長名

南 徹 一 郎	明治廿二年五月二十八日就職
森 佐五右エ門	廿六年五月二十八日
中 谷 利 一 郎	廿七年五月 三 日
松 江 武 二 郎	廿九年五月十二日
植 松 新 十 郎	卅一年五月十三日
尾 崎 作 次 郎	卅四年八月 一 日
遊 木 保 太 郎	卅五年三月卅一日
中 谷 利 一 郎	卅七年五月 九 日
宮 本 守 中	卅八年三月 卅 日
遊 木 保 太 郎	卅九年七月十九日
中 川 三 蔭	大正二年七月十九日
遊 木 保 太 郎	六年七月十九日
木 村 藤 吉	十一年三月十三日

現在町會議員人名左の如し（昭和五年四月改選）三十名

向井梅市 山門武二 倉本盛三郎 宮本德松 尾崎英吉
 岩口鉄之助 岡本繁一 玉置馬太 林雄三 荒尾金三郎
 玉井徳五郎 花本富彦 中川高藏 大立儀助 榎本廣太郎
 深瀬史朗 小西正明 山本嘉定 木村藤吉 戸田亀吉
 草加與兵衛 向井清六 丸山源十郎 阪本信男 玉置醒
 杉本喜代松 鳥井春之助 赤根山次郎 竹内勇 星谷正明

新宮町役場組織

- 一、町長 一
- 二、助役 名譽助役 一 有給助役 一
- 三、収入役 一
- 四、戸籍課
 - A 戸籍係 書記 二
 - B 証明係 書記補 一 雇員 一
 - C 寄留係 書記 一
- 五、庶務課
 - 庶務係 書記 一 書記補 一
 - 衛生係 書記 一

2教 育

昭和六年に於ける各學校の狀況
 新宮尋常高等小學校

- 一、創立 明治六年七月二十三日
- 二、學齡兒童 就學 一七九九人 外ニ高田村檜杖 一七人 不就學 八人
- 三、就學歩合 男 九九・六一 女 九九・五五 男女 九九・五六
- 不就學 猶豫 男 二 女 二(疾病) 免除 男 二 女 二(疾病)
- 四、校 費
 - 一、教員給 三一、三三二圓
 - 一、雜給 三、二一八圓

- 一、備品費 一、三九七圓
- 一、修繕費 一、一六〇圓
- 一、其他諸費 一、七五六圓

計金 三八、八六三圓
臨時設備費 四九一圓

五、教育費割合

- 一、町村費 一四四、一九九圓
- 一、教育費 七八、一八六圓 堀地校 三八、八六三圓
- 一、町村費百圓ニ對スル 五四・二二圓 全 二六・九五圓
- 一、教育費百圓ニ對スル 一三・〇四八圓 全 一三・七三圓
- 一、兒童一人分頭額 一八・八五圓 全 一九・四一圓

六、兒童數

尋常 男 七四五 一、四六四
女 七一九
高等 男 二五九 五三八
女 二七九 二〇〇二人

七、學級數

八、教員數

新宮第一尋常小學校

一、創立 明治六年七月二十三日

二、學齡兒童 就學 八〇六人 不就學二人

三、就學歩合 男 九九・七五 男女 九九・七五
女 九九・七五 女 九九・七五

四、校費 不 就 學 猶 豫 男 一 女 一 (疾病)

一、教員給 一〇、三五一圓

一、雜給 一、七二八圓

一、備品費 六一六圓

一、修繕費 二五九圓

一、其他諸費 八五六圓

計金 一三、八一〇圓

五、教育費割合

- 一、町村費 一四四、一九九圓 第一校 一三、八一〇圓
- 一、教育費 七八、一八六圓 九・五七圓
- 一、町村費百圓ニ對スル 五四・二二圓

一、教育費二戸割當額 一三・〇四八圓
 一四・〇一圓
 一、兒童一人分頭額 一八・八五圓
 二一・九八圓

六、兒童數

男 三三四
 六二八
 女 三二三

七、學級數 一二學級

八、教員數 一四人

新宮第二尋常小學校

一、創立 明治三十一年七月三十一日

二、學齡兒童 就學 一、七二三人

不就學 猶豫 男 四 女 四(疾病) 免除 女 一(疾病)

三、就學歩合 男 九九・五五
 九九・四一 女 九九・四八

四、校費

一、教員給 一九、七六四圓

一、雜給 二、七二五圓

一、備品費 八五九圓

一、修繕費 一、〇七四圓

計金 二五、五一三圓

臨時設備費 一、〇二七圓

五、教育費割合

一、町村費 一四四、一九九圓

一、教育費 七八、一八六圓

一、町村費百圓ニ對スル 五四・二二圓

一、教育費二戸割當額 一三・〇四八圓

一、兒童一人分頭額 一八・八五圓

六、兒童數

男 七八五
 一、五一八
 女 七三三

七、學級數 二五學級

八、教員數 二七人

新宮商業農業補習學校

一、沿革

大正十年八月十日組織變更の認可を受け新宮町三小學校に附設し、男子部は夜間、女子部は晝間教授をなせり。大正十一年四月女子の就學區域を新宮町全体とし第一第二小學校に附設せしものを廢して堀地

第二校

二五、五一三圓

一七・六七六圓

一〇・〇四三五圓

一六・八〇七圓

小學校のみに於て教授せり。昭和二年四月新宮町三補習學校を廢し、同時に一校を新設し新宮尋常高等小學校に附設す。

二、教授制度 通年制

三、修業年限及入學程度 豫科 二ヶ年 尋常科卒業及之に準ずるもの

本科 二ヶ年 豫科及高等小學校卒業及之に準ずるもの

研究科 二ヶ年 當校本科卒業のもの

四、生徒數 六十三人

五、教員 校長外教諭 七人 中一名は專任教員

六、創立 明治四十二年五月二十日

新宮町立新宮北部青年訓練所

一、沿革

大正十五年六月十五日青年訓練所令に基き設置認可を申請し全年六月二十五日認可せられ大正十五年七月一日開所す。

二、入所區域 新宮第一小學校就學區域

三、入所年齡 滿十六歲以上滿二十一歲迄

四、訓練項目 修身公民科 教練 普通學科 職業科

五、訓練時刻 通年制にして午後七時より全十時まで教授す。

六、生徒數 七十四名

七、職員數 主事並に學科指導員 七名 教練指導員 三名

新宮町立新宮東部青年訓練所

一、沿革

大正十五年六月十五日青年訓練所令に基き設置認可を申請し、全年六月二十五日認可せられ大正十五年七月一日開所す。

二、入所區域 新宮第二小學校就學區域

三、入所年齡 滿十六歲以上滿二十一歲迄

四、訓練項目 修身公民科 教練 普通學科 職業科

五、訓練時刻 通年制にして午後七時より全十時迄教授す

六、生徒數 九十六名

七、職員數 主事並に學科指導員 七名 教練指導員 四名

新宮町立新宮西部青年訓練所

一、沿革

大正十五年六月十五日青年訓練所令に基き設置認可を申請し、全年六月二十五日認可せられ大正十五年七月一日開所す。

二、入所區域 新宮尋常高等小學校就學區域

- 三、入所年齢 満十六歳以上満二十一歳迄
- 四、訓練項目 修身公民科 教練 普通學科 職業科
- 五、訓練時刻 通年制にして午後七時より全十時迄教授す
- 六、生徒數 六十五名
- 七、職員數 主事並に學科指導員七名
教練指導員 三名

新宮托兒園

一、沿革

大正十三年九月一日淨泉寺出張説教所を中熊野地區に置き、其附屬事業として托兒園を開設し、一般家庭の幼兒を受託保育し其家人をして安んじて業務に就くに便ならしむ。始め主任一名を置き保母二名をして之れが補助せしめたり。當時幼兒三十名あり。

- 二、入所年齢 満二歳より學齡迄
- 三、職員數 園長 一名 保母 三名
- 四、園兒數 五十名
- 五、經費 一ヶ年金一千八百圓
- 六、所在地 中熊野地

二葉幼稚園

一、沿革

大正二年有志の手によりてふたば會と名づけて本園の事業を開始し、後日本基督新宮教會の事業とし大正十四年一月現在の園長に經營の一切を委ねられ、大正十五年三月六日幼稚園令によりて本縣より設立の認可を得たり。

- 二、入所年齢 學齡迄の幼兒
- 三、職員數 園長 一名 保母 二名 使丁 一名 園醫 内科 一名 齒科 一名
- 四、園兒數 男 二十四名 女 二十七名 五十一名
- 五、經費 一ヶ年金一千四百圓
- 六、所在地 新宮町四百十八番地（日和山）
- 七、保育終了園兒 大正十五年より昭和四年に至る四年間に於ける保育終了せし園兒數六十一名なり。
- 八、事業經營の狀況 保育は毎日午前九時より午後二時に至る。
保育科目は隨意遊戯 共同遊戯 談話 手技 唱歌とす。

下熊野地托兒園

一、沿革

大正十三年十二月七日の創立にして、一般家庭の幼兒を受託保育し其家人をして安んじて業務に就かしむるを目的とす。

- 二、入所年齢 満三才より學齡迄
- 三、職員數 園長一名 保母二名
- 四、幼兒數 三十五名
- 五、經費 一ヶ年 七百二十圓
- 六、所在地 新宮町下熊野地

新宮第一幼稚園

一、沿革

大正十三年七月十三日の創立にして、幼稚園令第一、二條を目的として幼兒保育をなし、大正十三年十一月二十三日認可さる。

- 二、入所年齢 満四歳より學齡迄
- 三、職員數 園長一名 保母二名 助手一名 園醫一名
- 四、幼兒數 九十四名 創立以來今日に至る迄の收容數 八〇八名
- 五、經費 一ヶ年 二千四百圓
- 六、所在地 新宮町相筋百四十二番地

新宮高等女學校

一、沿革

明治三十九年四月二十三日新宮町尾崎作次郎氏より敷地三段七畝四歩建築費五千圓寄附せられ、新宮

町立高等女學校を創立し、新宮第三尋常小學校舎の一部を假用して授業を開始す。明治四十年九月敷地千五百二十三坪、平家建百三十三坪校舎就りて之に移轉す。大正二年四月東牟婁郡立高等女學校と改稱し、大正五年四月和歌山縣立新宮高等女學校と改稱す生徒定員四百名なり。

- 二、在籍生徒數 四百名
- 三、職員數 十七名
- 四、校地坪數 校地坪數 三六〇一、七二坪
建物坪數 八四九、五坪
運動場坪數 一六五三、二坪
- 五、經費豫算 二六一〇三、八圓

新宮中學校

一、沿革

明治三十四年四月二十七日和歌山縣立第二中學校（田邊）分校として新宮第三尋常小學校校舎の一部を假用して授業を開始し、同年十二月新宮町字西道に地を相して校舎一棟及附屬建物を建築して之に移る。明治三十六年四月和歌山縣立新宮中學校と改稱し、定員三百名となり大正三年四月定員五百名となる。

- 二、在籍生徒數 四三二名
- 三、職員數 二三名
- 四、校地坪數 本校敷地 二、六二四坪

五、經費豫算

運動場	三、四四〇坪
寄宿舎	一四六・七坪
計	六二一〇・七坪
職員俸給	三〇、三六八圓
旅費	四五四圓
其他諸費	四、五一四・四圓
校費	二、一四九圓
通常修繕費	三九五圓
指定修繕費	一一〇圓
軍事教練費	六三〇圓
合計	三八、六三〇・四圓

新宮商業學校

一、沿革

大正六年五月新宮町立實業學校（修業年限三ヶ年）設立認可せられ新宮尋常高等小學校舎の一部を假用して授業を開始す。大正七年二月新宮町立商業學校と改稱す。大正八年五月本校第一期工事竣成に付六月小學校舎より男子部を新校舎に女子部を元警察署跡町有建築物に收容す。

大正九年二月和歌山縣新宮商業學校と改稱し、全年五月第二工事竣成に付女子部を新校舎に移す。大正十二年四月修業年限を五ヶ年に變更す、昭和二年四月縣立に變更の件認可せられ和歌山縣立新宮商業學校と改め今日に及べり。

二、在籍生徒數

三五一名

三、職員數

二一名

四、校地坪數

校地 三、二七八坪
 建物 二階建 二八〇坪
 平家建 二五八坪

五、經費豫算

職員俸給	二四、一九二圓
旅費	五〇五圓
其他諸費	五、九二一圓
合計	三〇、六一八圓

新宮訓盲院

一、沿革

大正十年町内有志に依りて盲啞教育の必要を唱へられ、大正十三年に至りて先づ徒弟養成の目的のもとに新宮町五八四番地（別當屋敷）濱野末吉方に訓盲院を設立す。創立當初生徒數は十六名なりき。

昭和二年當町役場社會課の認むる所となり年々若干の補助を受けつつあり。

生徒の年齢には制限を附せず現在通院しつゝある者最高年齢四十才最少年齡十四才にして男女合せて二十名あり。

學科は按摩業の最も必要なる解剖生理其他地理國史國語算術等にして教科書は文部省認定點字書を使用す。

授業は月六回にして午前十時より十二時半までとす。

職員

院長 寄口久太郎氏
 副院長 藤岡博世氏
 講師 小山行次氏
 會計 濱野末吉氏
 其他 本院に通院せるものは大低年一回縣に於て施行せらるる按摩業試験を受け、縣下に於ても優秀なる成績を占めつつあり。

3官衙公署

一、新宮區裁判所

新宮區裁判所は、明治十九年登記法の制定に依り從來の戸長公証の制廢止せらるるや翌年二月新宮登記所始めて開設せられ、東牟婁郡役所にて其事務を取扱はれしが、明治二十一年十一月田邊治安裁判所新宮出張所と改稱し、明治二十三年裁判所構成法制定と共に裁判所の位置及管轄區域を改正せらるゝに當り初めて現今の名稱の下に當裁判所の開設を見るに至れり。
 かくて大正二年四月裁判所構成法の改正により當區裁判所の權限も従前より更に擴張せられたり。

最初管轄區域は

新宮町 勝浦町 色川村 那智村 三輪崎町 宇久井村 三津野村 高田村 小口村 の九ヶ町村
 なりしが明治二十三年更に次の二十一ヶ町村を加へられたり。
 古座町 田原村 下里町 太地町 上太田村 下太田村 高池町 西向村 明神村 小川村
 三尾川村 七川村 本宮村 敷屋村 九重村 玉置口村 北山村 三里村 請川村 佐本村

但し佐本村は明治四十年田邊區へ編入された。

今最近五ヶ年間に於て當區裁判所に於て取扱はれたる事件に付て表示すれば次の如し。

刑事事件

普通特別法犯	昭和三年度		昭和二年度		大正十五年度		大正十四年度		大正十三年度	
	事件數人	員數	事件數人	員數	事件數人	員數	事件數人	員數	事件數人	員數
普通刑法犯	三十一	七〇	五五	一三七	三五	一〇三	三三	九五	三〇	九〇
普通特別法犯	三九	一〇四	四三	五一	四三	六一	三六	三四	二九	三〇
總計	七〇	一七四	九八	一八八	七八	一六四	六九	一二九	五九	一二〇

民事事件

訴訟總件數	昭和三年度		昭和二年度		大正十五年度		大正十四年度		大正十三年度	
	件數	員數	件數	員數	件數	員數	件數	員數	件數	員數
督促	二五七	五九二	二六八	五八〇	三〇六	六〇九	三一二	六九六	四一一	八〇四
假差押假處分	一六〇	二〇〇	二一四	二五	一八〇	三	二一五	一	二二六	二
破産	四二	四二	二二	二二	二五	三	二二	二二	二二	二二
強制執行	七〇	七〇	八九	八九	六九	六九	六五	六五	四二	四二
不動産競賣	一四	一四	二六	二六	四九	四九	二八	二八	一七〇	一七〇
非訟事件	一四	一四	二六	二六	四九	四九	二八	二八	一七〇	一七〇
總計	五九二	五九二	六〇九	六〇九	六九六	六九六	八〇四	八〇四	一七〇	一七〇

登記事件

要目	昭和三年	昭和二年	大正十五年	大正十四年	大正十三年
登記總件數	四、七七〇	四、八六三	五、二七六	五、三三二	四、五九六
登録稅手數料	三、一五七・八一	三、八七〇・六二	三、五、七九	三、五、七四・〇〇	三、二四四・四〇

二、和歌山供託局新宮出張所

新宮町に於ける供託の事務は、四十三銀行にて取扱ひしが大正十一年四月司法省告示第九號に依り新宮區裁判所内に設置せられ全然裁判所と分離して其事務を開始するに至れり。

然して現在に於ける現金有價證券の供託高次の如し

現金の供託 二萬四千七百六十四圓

有價證券の供託 約二十萬圓位

陪審裁判

大正十二年一月十八日陪審裁判に關する法律公布せられ、昭和二年六月一日より名簿調製に關する事務を施行し昭和三年十月一日より實施せらるゝに至れり。

新宮町に於ける第一回有資格者

昭和三年度 六七五名

昭和四年度 六〇五名

にして其候補者割當は三十五名なり。

三、新宮營林署

一、沿革及管轄

明治十九年以前の官林の事務は、郡區長戸長等之が管掌の任に當りしが、全年二月東牟婁郡四村に大瀨林區を設けられ全林區署長官舎を東牟婁郡本宮村に設置す。當時は和歌山林事務署の管下に屬し、全年五月内閣令に依り林區管轄の改正せらるゝや和歌山林事務署を和歌山大林區署と改稱し、大瀨林區を大瀨小林區署と改められ本宮村外十五ヶ村を管轄す。別に東牟婁郡佐野村に那智小林區署を設け、佐野村外八ヶ村を管轄す。明治二十二年九月和歌山大林區署廢止せられ爾來大坂大林區署の管轄に屬す。明治二十三年四月大瀨小林區署を本宮小林區署と改稱し、明治二十六年五月本宮小林區署を廢し、其管轄を那智小林區署に合併せらたり。こえて明治三十二年一月那智小林區署を新宮小林區署と改稱し、同時に東牟婁郡新宮町に移轉して廳舎署長官舎を字權現山國有林の中腹に設けたりしが、更に明治四十五年四月新宮町字下熊野地國有林内に移轉す大正三年九月尾鷲小林區署を併合し、管轄を和歌山縣東牟婁郡一圓三重縣南牟婁北牟婁郡一圓都合二縣内三郡を管轄するに至る。

尙大正十二年八月二十八日農商務省告示第二二三號を以て前記三郡内に有する公有林野官行造林地の事務は、同年九月一日より新宮小林區署の管轄に屬することとなり、東牟婁郡は大阪公有林野官行造林署より南北牟婁郡は京都公有林野官行造林署より事務移管を受く。大正十三年十二月二十日勅令第三六六號を以て營林局署官制制定の結果新宮營林區署と改稱し、七担当區を設け管内國有林野及公有林野官行造林地の事務を管掌し今日に及ぶ。

二、職員組織（昭和四年十一月現在）

署長 營林署技師一名
 署員 造林部 屬一名 技手一名 雇二名
 林務部 屬一名 雇二名
 利用部 嘱託一名 雇三名
 大又古和谷作業所詰員
 主任 屬一名 技手一名 森林主事一名 雇五名
 担当區詰員

新宮担当區	屬一名
請川担当區	主事一名
五郷担当區	〃一名
飛鳥担当區	〃一名
尾鷲第一担当區	〃一名
尾鷲第二担当區	〃一名
營林署本廳	一名
大又作業所	十一名
古和谷作業所	二名
飛鳥担当區所屬	一名
尾鷲担当區所屬	一名
新宮担当區所屬	一名

三、國有林野及公有林野官造林地の分布

當營林署の管轄は、東經百三十五度五十四分乃至三十六度十一分北緯三十三度五十七分乃至三十四度十分一分に至る二縣（三重、和歌山）三郡（東南北牟婁郡）五十四ヶ町村に跨り、之に点在する國有林野三十六團地六、七五二陌余公有林野官造林地五團地一、八三三陌余（契約締結地）を有し海岸より起り奥部に入ること最大十二里を距れ廣袤東西二十里南北二十二里海拔四メートルより一千五百メートル間に散在す。山脈は北牟婁郡方面及南牟婁郡の一部は大臺ヶ原山脈（伊勢、大和紀伊國境海拔一千六百五十五メートル）南牟婁郡西北部及び東牟婁郡東北部は大峰山脈（大和國俗稱大和アルプス最高峰佛教山嶽一千九百五十五メートル）東牟婁郡西北部方面果無山脈（紀伊大和國境最高峰一千二百六十二メートル）の三脈にして、蜿蜒東南二支脈を垂れ熊野灘につく地形概して峻嶺にして林内に數丈の飛瀑を有するもの多く、海岸又懸崖絶壁をなす箇所多く利用困難なるものあり。東牟婁郡内國有林十五ヶ團地此面積二千九陌弱公有林野官造林地二團地此面積百六十陌余南牟婁郡内國有林十八團地此面積三千七百七陌公有林野官造林地一團地此面積二陌四十陌弱北牟婁郡内國有林三團地此面積一千七百三十二陌弱公有林野官造林地二團地此面積一千四百三十二陌外に不要存地林一團地此面積一陌弱森林附屬地五陌弱あり。

四、業務の重なるもの

（イ）保護林（大塔山國有林ふな保護林）温帯林の代表的植物として永久に林相の保存を計り、學術考証の爲保護林となせり。

（ロ）保管林

郡	町	字	名	台帳面積	保管面積	林別	保管期間	保管者備考
東牟婁郡	新宮町	權現山	國有林	九七陌五〇一二	九七陌五〇一二	保安	自昭和三年十二月 至同五十三年十月	熊野速看守人 玉神社二名

(ハ) 狩獵について (當署有害鳥獸驅除數次の如し)

年 度	兎	ヤマドリ	雀	計
昭和元年	一八	二〇	〇	二〇
昭和二年	一一	〇	〇	一一
昭和三年	二五	二	〇	二七

(ニ) 貸付使用 (A) 有料年期貸付 昭和三年度末現在

國有林名	件 數	面 積	積
下熊野	三六	四陌	四三三
大濱	一八	三陌	二五九
御洗	一	〇	八七四
權現山	九	四	四七〇
外松原	一	〇	〇〇〇
井田松原	一	〇	一〇〇
阿田和松原	一	〇	一〇〇

△營林財産

區 分	種 目	數	量	價 格
市木松原	有馬松原	一	九	一七二八
妙法山	市老谷	一	〇	〇〇五三
大又谷	大又谷	二六	一	二〇九八
二ノ俣	二ノ俣	一	一	一八二五
大木森	大木森	一四	一	一八二五
古和谷	古和谷	九	一	七五四八
計				
土地	附帶地	六	七九九町九	八二一、七七二圓
立木竹	材積	四、九二〇、五九三石	三、〇三八、六六三	二、七九一
建築物	雜木屋	一、二九五坪	七九、一二九	七九、一二九
工作物	財木場	四町	一五、二六八	一五、二六八
	諸標	四、一二三本	七、五〇七	七、五〇七
	軌道	七、六二二間	六六、九四六	六六、九四六
	索道	五、九三七間	二一三、八八四	二一三、八八四

計	屋動装置	二個	一〇五、七二九
財産計			四、三五一、六八八
			四、三六一、〇四三

八〇

五、公有林野官行造林地の施行計畫

公有林野官行造林地の施行計畫は、一契約町村を一單位として植栽期間輪伐整理期止當伐採期間及整理伐採期間を決定するものにして、元來公有林野官行造林の趣旨が公共團體の基本財産造成にあれば、自然地方慣行の輪伐期よりは比較的長期となるべし。されど林木の成長及利用上の犠牲をなるべく軽減し併せて地方慣用の輪伐期と甚だしく経庭なきを避け而して經濟上不利ならざる輪伐期を選び、官行造林伐採後町村自ら其跡地に造林するに當り容易に法正林に誘導し得て、其間可成利用上の犠牲の少なからしむる爲の整理期即ち官行造林木伐採期間を慎重審議して法規の定むる所により町村に協議の上決定す今此の調査要領を記せば次の如し。

イ、造林豫定地の境界測量を終りたる時は、林地の地況及施行上の關係に鑑み之を若干の林班に區劃す

ロ、林班の面積三十丁乃至五十町歩として努めて天然境界によりて區別す。

ハ、林班界の要所に境界標と同大の林班界標を建設し、隣接各班の番號を表示す。

ニ、一林班内に於て地林況の相違著しき部分にして、造林上必要あるものは小班と區劃す。

ホ、境界測量に當りては左記の地点に境界標を建設す

境界の基点

- 界線上にある縣郡町村大字界其他
- へ、公有林野官行造林地團の調製
- ト、施行案説明書要項
- チ、將來の施行計畫
- リ、其他
- △經常造林

當署管内に於ては明治十八年度造林事業開始以來昭和三年度迄實行せし造林面積次の如し。

	杉	檜	クロマツ	杉	アカマツ	クロマツ	檜	クス	タケ	スギ	ザツ	計
人工植栽	二、〇〇八・七三	一三・五七	三六・七六	三八・三七	五〇・四	五〇・四	一三〇・六六	三七・三九	一〇・一九	八〇・二三	九一・三三	二、四一六・八五
天然生育	二、〇〇八・七三	五〇・三三	二八・三七	五〇・四	一三〇・六六	三七・三九	一〇・一九	八〇・二三	九一・三三	二、五五一・一七		二、四一六・八五
計												二、四一六・八五

(B) 無料年期貨付 (昭和三年度末現在)

箇所名	件數	面積	用途
權現山國有林	四	三三七・一	算敷電柱通路
有馬松原國有林	一	一〇八一	警察電話敷
白見國有林	一	一八四五	電信線敷

八一

二ノ俣國有林	一	〇〇六八一	食料運搬路
傳唐越間行造林地	一	一〇七四三	宅地及附屬地
川原小屋官行造林地	二	三四八二〇	製材工場及附屬地
矢ノ川日尾官行造林地	二	〇三七六九	索道及電話敷
計	一二	五六七一〇	

八二

(ホ) 収入及經費

年度	木竹松下代	衍材製品 拂下代	雜種物 拂下代	地所 貸下料	林野附帶設 備使用料	違約金 辨償金	物 拂下代	合計
昭和元年度	一五、七四 _円	一三七、三三 _円	一一 _円	一、五 _円	三二五 _円	五 _円	一八五 _円	一五五、一七九 _円
〃 二年度	五、三六 _円	二五六、四五〇 _円	七〇 _円	一、五六 _円	四三五 _円	三七 _円	七 _円	二六三、九四八 _円
〃 三年度	九四五 _円	二八三、四八四 _円	四一 _円	一、五五 _円	一七一 _円	六六 _円	一五六 _円	二八六、三九九 _円

△經費

年度	森林費及 事務費	森林費及 事業費	災害費	營繕費	公有林野 官行造林費	計
昭和元年度	二、〇一七 _円	一三七、二六〇 _円	八一八 _円	〇 _円	一三、七九八 _円	一五三、八九三 _円
〃 二年度	二、四五〇 _円	一九六、八九五 _円	四七〇 _円	八五 _円	一五、〇八九 _円	二一四、九八九 _円
〃 三年度	一、七六六 _円	一六五、四七八 _円	〇 _円	二七 _円	一五、二二三 _円	一八二、四九四 _円

△昭和三年收支關係

收入	支出	差引	備考
二八六、三九八圓	一九六、二〇三圓	九〇、一八六圓	國有林全面積六七五三陌 一陌ニ付一三 _円 三五五

(ニ) 國有財產 (昭和四年三月現在)

△公有財產

名稱	土地	建物	價格
廳舎	二一四坪	四七	三、四八一圓
署長官舎	一五八	三一	二、九八一
新宮担当區官舎	一七二	二七	二、八九三
計	五四四	一〇五	九、三五五

四、東牟婁支廳

明治十一年七月二十二日太政官布告を以て郡區町村制法發布せられ、舊來の大區を廢して郡を置き一郡若しくは數郡に郡長一名を置くこととなり、毎町村又は數町村に戸長を置き、郡長は縣令の命を受けて法律命令を郡内に施行し郡の事務を總理し委任せられたる條件及び時に分任せられたる條件につき便宜處分して後に報告することとし、戸長は地方長官の監督を受けて戸籍兵事學事等の事務を掌り、其他上

八三

級官廳の命する事項を執行するの規定にして、公選の上地方長官之を任命することとなせり。
 斯くて翌十二年一月二十日本縣達を以て郡區町村の編成を布告し、東牟婁郡の區域廣濶にして施政上不
 便なるを以て之を二分し、大塔山脈及び大峰山脈を劃して其以西を西牟婁郡とし、以東を東牟婁郡と稱
 せり。東牟婁郡の名茲に於てか初めて起る。其管轄する所は二十四町（新宮の各町を併せていふ）百六
 十五村六浦にして、四十七戸長役場に分轄す。尙郡役所開廳に至る迄從前の小區長及び戸長をして行政
 務事を掌らしむ。かくて明治十二年二月十七日を以て本縣勸業御用係吉田貢氏東牟婁郡長任せられ引續
 き郡書記の任命あり。三月八日初めて新宮横町官廳（新宮町四〇七番地）現今の仲の町月の出通りに開
 廳したり。
 而して郡は又行政の區劃となれり。

東第二號

新宮町横町舊小學科傳習所を向後東牟婁郡役所と相定め來る八月より開廳事務取扱候條此段及通知
 候也
 東牟婁郡長 吉 田 貢

明治十二年三月四日

尙當時の事務分掌左の如し

- 庶務係
- 勸業係
- 學務係
- 租稅係

出納係

明治四十五年六月九日谷王地なる現在支廳建物竣成に付之に移轉す。
 大正十五年七月一日郡役所廢止され、同時に支廳開設を見、稻内清三氏支廳長として着任せらる。
 其後廳内事務分掌の變更等ありて現今左の如し。

- 庶務係 (町村監督 會計)
- 教務係 (社事 兵事 學事)
- 產業土木係 (養蠶 水產 林業 產業組合 畜產 農會)

五、新宮郵便局

一、沿革

- 明治五年二月十六日新宮町に局を設け、新宮郵便取扱所と稱す。
- 明治六年十二月新宮郵便取扱役所と改稱す。
- 明治八年一月新宮郵便局と改稱す。(四等)
- 明治十九年三月三等局となる。
- 明治二十三年十二月十六日電信事務を開始し、新宮郵便電信局と改稱す。
- 明治三十五年十二月十六日二等郵便電信局となる。
- 明治三十六年四月一日通信官署官制改正の結果新宮郵便局と改稱す。

局舎の位置

明治五年二月十六日新宮町下船町一一七番地に置く。

明治十一年四月 全 一一二番地に移轉す。

明治十五年十二月 全 三六番地に移轉

明治二十二年八月十五日新宮町上本町二九番地に移轉

明治二十九年十二月三日新宮町大火の際局舎類焼したるにより、新宮町横町に臨時郵便電信局舎を設け事務を取扱ふ。

明治三十年八月十五日新宮町横町五七番地に局舎新築移轉す。

明治三十八年十月五日 全 三七三番地に移轉

昭和四年十一月三日新宮町丹鶴町七六八三番地に新築移轉す。

二、取扱事務

明治五年二月十六日郵便取扱事務開始

全 十二年八月十六日爲替取扱事務開始

全 十三年四月廿一日貯金事務開始

全 十六年一月四月當所に預所を置かる。

新宮町横町 中 口理 兵衛

全 口山際地 矢口 秀三郎

明治十六年五月四日口理兵衛の預所を廢し、全十九年に至り矢口秀三郎の預所を廢す。

全 二十三年十二月十六日電信事務を開始 但取扱事務の種類は内外和歐文

全 二十五年四月一日電報爲替事務開始

全 二十五年七月十日外國爲替事務開始

全 二十九年七月一日小包郵便事務開始

全 三十五年一月一日外國小包事務開始

但帝國及獨逸間英國及英國經由佛國及佛國經由

全 四十一年三月二十六日電話通話事務開始

全 四十三年四月廿六日電話交換事務開始

全 四十三年一月一日特設電話を普通電話に変更す。

全 四十三年三月十六日長巨離通話事務開始

區域 長巨離、東京 大阪 神戸 名古屋 京都

普通、和歌山 湯淺 田邊 田並 串本 古座 下里

全 四十一年三月二十六日電話通話事務開始

大正二年五月二十五日東西牟婁郡各局（田邊局を除く）の郵便切手類配給事務を分掌す。

大正四年八月十三日司掌事務規定制定せられたる結果司掌局に指定せられ区内熊野地局を司掌することとなる。

大正五年十月一日簡易生命保險事務開始

全 八年五月十八日官制改正の結果司掌事務廢止せらる。

全 八年二月二十日通信生臨時養成事務分掌開始

全 八年十一月五日右事務一先づ中止

全 十三年九月十日より奈良縣吉野郡の日浦局玉置小森平谷重里五局の切手類配給事務を分掌す。

全 十四年九月一日西郡内切手類配給事務分掌を串本田並和深佐本周參見江住日置安居の九局に改正

せらる。

三、職員

明治五年二月十六日松原寅之助氏郵便取扱投申付けられてより、昭和六年五月現局長岸田定喜氏任命まで局長の代を重ぬること二〇なり。

四、通信區劃並に度數

イ、郵便區劃

明治五年二月十六日 置局當時より明治七年二月頃迄は據るべき書類なきも、南郡一圓東郡の本宮以東各村吉野北山郷の半東郡那智谷以北各村は新宮局より配達せしものゝ如し。

明治五年七月以降七年二月迄の間に於て木本阿田和尾呂志日足本宮天満浦向賀田の各局の開設を見るに至りしを以て、當局の管轄を劃き之に屬せしめ當局郵便區を左の通り改正す。

新宮町 相賀 高田 佐野 字久井 三輪崎 南檜杖

明治十四年五月十六日三輪崎局の開設を見るに至りて當局管轄を左の通り改正す。

新宮町 高田村 南檜杖

ロ、市内集配度數

明治五年置局當時より明治十三年頃までは郵便着當日中配達せしが、其後種々變改され、大正十五年六月十九日より市内通常配達度數三回休日及休暇日に限り市内配達度數二回市内取集度數三回とし以て今日に及べり。

ハ、市外集配度數

明治五年二月十六日置局以來明治十三年三月十五日迄は便宜配達をなす。

全年全月十六日配達を左の通り定む

一里以内は着當日中

二里乃至三里以内着翌日中

三里以上着三日以内

明治十四年五月十六日函場設置に當り始めて集信配達の度數を毎日一回と定めて今日に至れり。

熊野地郵便局

明治三十五年二月一日池田町(七四三〇番地)に開設して執務し、熊野地郵便取扱所と云ふ。明治三十八年四月一日熊野地郵便局と改稱し、明治四十年十月一日七五一四番地阿須賀町に移轉したる無集配局にして山内米三郎局長たり。

横町郵便局

昭和四年十一月三日横町現在の位置に開設して執務するに至る。無集配局にして字井庸一氏局長たり。

六、和歌山縣蠶業取締所新宮支所

所在地 新宮町谷王地東牟婁支廳内

管轄區域 東牟婁郡一圓

一、沿革

當新宮支所は大正九年四月設置せられたるものにして、其以前は田邊支所の管轄に屬し不越年蠶種の検査等急を要する事項は、其時々職員出張検査に依り其急を足せるものなり。

二、事務の概要

蠶業取締事務を遂行する爲めに農林技手二名と、蠶業取締吏員一名とを配置せられ尙母蛾検査は二名の検査吏員と、之に所要の助手を任用し事務の遂行上遺憾なきを期しつゝあり。
尙斯業奨励上支所内に蠶事相談部を設置し、一般蠶業上の質疑應答其他の相談指導に應じ、且つ冬期農閑期を利用し蠶業講習會を隨所に開催し以て蠶業の指導奨励改良發達に努めつゝあり。

管内に於ける昭和五年度蠶種製造額は原蠶種二一六八蛾普通蠶種七二七二〇蛾計七四八三六八蛾にして、之を昭和元年の四六七二二三六蛾に比すれば二一八一三二蛾即ち六割二分四厘強の増加を示せり。

母蛾検査成績は原蠶種の病毒歩合春蠶種〇、〇二六% 夏秋蠶種〇、〇九五% 平均〇、〇五七%にして、普通蠶種合格歩合 春蠶種一、〇〇% 夏秋種蠶種九九、八六% 平均九九、九三%にして之實に縣下各支所の検査成績に比し抜群の好成績を挙げたりと雖尙絶對無毒蠶種を目標として劃策しつゝあり。

管内に新ける關係業者数は

蠶種製造者	三
蠶種製造用蠶兒飼育場所	一〇七
蠶種行商免許者	九
生糸製造業者	三
繭賣買免許者	五三
生糸取扱場所	六一
桑苗生産者	一五
桑苗行商者	四
一般養蠶業者	四一七八

にして之等に對しては隨時臨檢並に指導奨励を行ひ以て充分なる取締と蠶糸業の啓發に努力しつゝあり。

七、新宮（無料）診療所

一、沿革

曩に東牟婁郡醫師會が、貧民救済傳染病豫防の目的を以て熊野養生園を設立し、建物を新宮町永山六七八一番地に建て大正十五年恩賜財團濟生會新宮診療所と改む。

一、現在の組織

醫師一名 調劑員一名 事務員一名 看護婦二名 小使一名

一、最近數年間の患者數

自昭和二年一月 新 患

延人員

至昭和五年六月 三五七人

四〇二〇人

一、現在事業の概要

診療を受けんとするものは、警察役場及區長等より貧困の證明書を受け當所に診療を乞へば、診察投藥其他總べて無料にして、往診入院等は時間と經費上の都合にて爲さず。

診療日は毎週月水金の午後一時より午後四時までとす。

八、新宮稅務署

一、沿革

府縣管轄時代和歌山縣收稅部新宮出張所と稱し、東牟婁郡一圓を管す。明治二十六年十月新宮收稅署

と改稱、全二十九年十一月大阪稅務管理局に屬し新宮稅務署と改稱す。

全三十五年十一月官制の改革に依り、大阪稅務監督局の管轄に屬したるも名稱及署の管轄區域に異動を生ぜず。

明治四十年四月一日東牟婁郡佐本村の西牟婁郡に編入の結果、全村區域を減少し目下東牟婁郡一圓を管轄す。

二、組織

稅務署に左の三課を置く。

1 直稅課

直接國稅に關する事項を扱ふ。例へば地租所得稅營業收益稅相續稅等の如きものなり。

2 間稅課

間接國稅に屬するもの例へば酒造稅織物消費稅砂糖消費稅等の如きもの。

3 庶務課

直稅間稅に屬せざる事務にして、主として國稅徵集に關する事務を取扱ふ。

三、職員

職員は署長一名及各課に課長を置き其下に屬及び雇員若干名を置く。

署長は明治二十九年十一月岡元德氏任命せられてより、昭和七年一月福岡覺治氏任命さるゝまで二十一代に及べり。

四、管轄區域内の徴税

昭和四年度國稅調定額四十萬二千六百一十一圓にして、内直接國稅三十五萬九千五百九十七圓間接國稅四萬三千十四圓なり。

九四

九、和歌山縣土木課第五工區出張所

大正十五年六月十五日土木出張所規定を左の通り改正せらる。

- 一、管内を五區に分ち土木出張所を置く
和歌山 名手 御坊 田邊 新宮
- 二、土木出張所は内務部土木部に所屬す
- 三、土木出張所に主任一名所員若干名を置く
- 四、土木主任は上司の指揮を受け、區内に於ける土木事務を掌理し、所員を指揮監督す所員は主任の指揮を受け、各其事務に従事す。主任事故ある時は上席所員其事務を代理す。
- 五、土木出張所に於て取扱ふべき事務左の如し。但し本廳直接又は別途の機關を設けて取扱ふものは此限りにあらず。
 - 1 縣費支辨に屬する土木工事の調査設計及施行監督
 - 2 國有土地水面の使用占用土石砂利の採取及公有水面の埋立に關する調査及監督
 - 3 縣費より補助する土木工事の調査及監督
 - 4 知事の許可又は承認を受くべき土木工事の調査及監督
 - 5 縣費支辨に屬する道路河川港灣等の監視
 - 6 土木工夫修路圖及觀測人の監督
 - 7 縣費支辨に屬する土木工事より生じ不用材料及縣費支辨箇所にかける枯損障礙木及倒木の賣却處分
 - 8 國有土地の一時使用並に占用及之に伴ひ施設する工作物設置願に關する處分
 - 9 立積拾坪未滿の土石砂利採取願に關する處分
 - 10 委任を受けたる經費の支出
 - 11 前各號の外特に命せられたる事項
 - 12 主任は起工の決裁を受けたる工事に對し請負人と契約すべし。但し契約を解除するは此限りにあらず

第五工區出張所の沿革は明かならざれども明治二十九年頃勝浦に始めて設置せられ、明治三十年那智村湯川に、三十一年天滿に、四十二年新宮町初之地に移されしが明治四十五年六月東牟婁郡役所内に移され以て今日に至れり。

十、新宮驅徴院

明治三十九年新宮町に初めて遊廓設置の事あり。當時其娼妓檢徴の事は其地開業の醫師に囑託して之を行ひ遊廓事務所を以て驅徴治療せしも、四十四年四月に至り專任の警察醫を置くと共に新宮町相筋に本院の設立を見、娼妓の花柳病罹者を收容して其治療を加ふることなれり。後大正元年四月現在

九五

の地に移轉す

縣立新宮細菌検査所 (新宮縣醫院内)

大正四年四月の設立にかかり、本郡一帯及西牟婁郡江住村以東各町村に於ける流行病の微菌を検査考査する所とす。

新宮警察醫主として其任に當る。

十二、新宮警察署

明治六年五月初めて新宮に捕亡吏在勤所を山際地に設け、在住捕亡吏二名を配置せられたるを以て新宮に於ける警察署の濫觴となす。

明治七年十二月第三十二号警邏出張所と改稱し警邏組五名在勤せり。

九年十月第四方面第二屯所と改稱し一等警邏一名二等警邏一名三等警邏三名在勤せり。

十年二月新宮分署と改稱し、同年十二月始めて新宮警察署と稱するに至れり。十三年八月巡查及吏員の配置改革に際し、當署には巡查六名吏員(書記係會計係)二名を配せられ、廳舎に狹隘をつぐるに至り、馬町區民より敷地の寄贈ありて新に廳舎の建築にかゝり、十四年三月新舎落成して之に移れり當時の新舎は三階の建築なりしが、二十二年九月二階建に改築せり。然るに歳月の経過と共に腐朽頽敗せしのみならず、留置場の狹隘署員の増加と事務の繁劇とに依り、大正六年改築を計畫し、翌七年二

月工事着手大正八年二月落成以て今日に至る。現廳舎工費二萬六千五百三十圓六十三錢にして、敷地

建物の坪數工費支出内譯左の如し。

一、敷地坪數 五百四十五坪

一、建物坪數 百六十坪二合一勺

工費總額 一萬六千四百三十二圓一錢

一萬九十八圓六十錢

縣費支出

地方有志及管内渡米者の寄附

警察署所轄

新宮警察署の所轄は

新宮町 三輪崎町 宇久井村 那智村 勝浦町 太地町 下里町
下太田村 上太田村 色川村 三津野村 北山村 高田村 小口村
其戸數 一萬一千九百戸 人口 五萬三千三百五十六人

警察署員

署長一名 警部補二名 巡查部長七名 巡查三十四名

近年熊野地に派出所を設け、更に木場及製紙工場内に請願駐在所を置く。

該警察署に於て取扱ひし事件を記せば

犯罪事件數 拘留件數 科料件數	昭和元年			全二年			全三年			計
	昭	和	元	全	二	年	全	三	年	
犯罪事件數	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇六	四〇六	四〇六	一一四一			
拘留件數	四四	四四	四四	二〇	二〇	二〇	一一九			
科料件數	三〇三	三〇三	三〇三	三二八	三二八	三二八	九四七			

昭和三年に取扱へる告訴件数（三十件）

詐欺	詐欺誘拐	傷害	横領	名譽毀損	建造物破棄	暴行	詐欺横領	信用毀損	暴力行爲
八	一	一〇	三	三	一	一	一	一	一

人事相談所

大正九年四月廿七日訓令に依り、新宮警察署内に人事相談所を創立す。其目的とする所は疾病失職其他特別の事情（専門的知識を要する事項を除く）の爲め社會生活上困窮せるものに對し其相談に應じ幸福の増進を圖るにあり。事宜に依りて實費を辨償せしむることあるも、一般に其取扱は無料にして署員其相談の事務に従事し、相談者に對し同情と懇切とを以て之に應接し其將來の考慮と保護の周到とを期す。而して常に相談者の名譽及人格を尊重し相談事項に就ては秘密を嚴守せらる、故に一般町民真に之を信頼し民事裁判にて途の開けざる一般人事に付きよく之を利用しつつあり。

- 今該所に於て取扱ふ相談種別を掲ぐれば
 - 照會交渉仲介調停
 - 債權債務に關し
 - 金錢貸借關係に付
 - 營業上の紛議
 - 家主對借家人問題
 - 地主對小作人問題
 - 損害賠償に關し
 - 賣買爭議
 - 勞働扶助料工賃請求
 - 親族間の爭議
 - 相給問題に付て
 - 家族不和調停

- 離婚離縁に關し
 - 嬰兒幼兒引取方
 - 雇傭關係に關し
 - 夫妻の不品行加論
 - 私通妊娠の處分方
 - 不倫者の身の振方
 - 保護願
 - 説諭願
 - 諸願届の手續きに付
 - 法規の解釋に付
 - 窮病者の救済
 - 旅費欠乏救済
 - 貧困者救済
 - 土地境界爭議
 - 扶養義務者加論
 - 諸紛議調停に付
 - 所在調査方に關し
- 以上の内受理件数の多きものは、照會交渉仲介調停説諭願保護願所在調査方に關し債權債務に關し等にして昭和二年度に於ける照會交渉仲介調停に關するもの如きは百三十件の多きに及び其他説諭願保護願の如きも年々百件に達しつゝあり。

4 各種団体

A 新宮保警隊

一、目的

新宮町に於ける非常變災事變に對し、常時之が應急準備を計畫し、官憲の施設に協し、官公署並に各種団体相互間の連絡を保ち、警衛救護事務の敏捷適切を期するを目的とす。

二、沿革

大正十五年四月二十一日第四師團聯合支部に於て在郷軍人會非常變災要務規約を制定し、非常災害時等に際し在郷軍人分會の行動に關する一般の原則を律せられ、各町村分會は必要に應じ保警隊の編成を爲すことの規定を設けられたるを以て新宮町分會は、全年七月十四日前記要務規約及和歌山支部非常變災要務規定に準據し組織したるも、其編成内容共に整備するに至らず數年間を経過したるに、偶々町内有志に於いて該保警隊の目的趣旨に賛同せられ、昭和五年十二月末新宮保警隊後援會の設けられ、其内容整備に關し精神的物質的に多大の援助を與へらるることとなり。新宮分會に於ては其間保警隊規約の改定及其編成に着手し、全六年一月下旬其陣容全く成り、二月十一日紀元節を卜して新宮町公會堂に於て編成式を舉行するに至れり。

三、編成

A 新宮保警大隊

- 速玉中隊
 - 第一小隊 (保警)
 - 第二小隊 (作業)
 - 第三小隊 (配給)
 - 第四小隊 (救護)
- 高倉中隊
 - 第一小隊 (保警)
 - 第二小隊 (作業)
 - 第三小隊 (配給)
 - 第四小隊 (救護)

熊野地中隊

- 第一小隊 (保警)
- 第二小隊 (作業)
- 第三小隊 (配給)
- 第四小隊 (救護)

海軍小隊

(保警)

B 大隊本部構成 (三二名) 聯合分會長方

- 大隊長 一名
- 副長 一名
- 庶務係長 一名 係員 一名
- 連絡係長 一名 係員 三名
- 會計係長 一名 係員 一名
- 牒報宣傳係長 一名 係員 三名
- 配給係長 一名 係員 三名
- 作業係長 一名 係員 三名
- 救護係長 一名 係員 三名
- 旗手 一名
- 喇叭手 一名

C 中隊事務所構成 (九名) 各分會長方

- 中隊長 一名 旗手 一名 中隊附係員 五名
- 副長 一名 喇叭手 一名 牒報宣傳連絡に任ず

D 海軍小隊構成 (二八名) 海軍班長方

小隊長 一名 副長 一名 旗手 一名 喇叭手 一名 隊員二四名

四、職員 (昭和六年二月現在)

保警大隊長	聯合分會長	山口良一
副長	副會長	廣里正房
速玉中隊長	速玉分會長	山口伸一
熊野地中隊長	熊野地分會長	小西勝二郎
高倉中隊長	高倉分會長	若林憲一
海軍小隊長	海軍班長	天野清之助
會計係長		長尾昇平
庶務係長		鈴木第三
連絡係長		大井頼次郎
牒報傳宣係長		水野博
作業係長		淺田保一
配給係長		三好金造
救護係長		堀勇喜平

五、事業の概要

非常災害等に際し町民一般の警衛救護に當り、官憲の施設に協力して左の業務に従事す。

- 一、防護 一、配給 一、作業 一、救護 一、宣傳

未だ所謂非常變災事變に際會の機なき爲事業施設に至らず。

但し毎年一回若しくは二回警備演習を舉行し、萬一に處するの訓練を爲すの計畫なり。

B 新宮町消防組

消防警察の補助をなし、警火消火其他事變に際し防衛に従事するを目的として組織せられ、其編成は三十五人を以て一部とし五部を以て組織す。

以上の五部の外に本部あり。本部員には組頭副組頭あり。

役員には 組頭 一

副組頭 一

小頭 一〇 小頭の内一人は部長を兼務す

人員 組頭以下百七十七名

各部には 標旗 標燈係 一人

傳令係 一人

給水係

救助係

唧筒係 管鎗係 等の係員を置けり

最近火災の度數

昭和二年度	三回
昭和三年度	四回

昭和四年度 一一回
昭和五年度 一回

年中行事

- 一、出初式 一月中
- 二、秋季演習 十月中
- 三、御燈祭警備
- 四、防火宣傳

〇新宮町青年會

一、新宮町青年會東部支會

1 沿革

大正五年縣訓令第二号の趣旨により組織したる新宮町青年會東部支會にして大正五年八月一日の創立なり。

2 事業の概要

- イ、教化的施設 講演會の聴講 青年訓練所通學 讀
- ロ、体育娛樂施設 徒歩競走 庭球 野球 相撲 音樂 美術 讀書
- ハ、社會共同事業 會員の一部は水難救濟會 消防組慈善鍋等に參加す
- ニ、其他 模範青年の表彰

3 會員數 一三四人

4 經費 三二五^円七三

二、新宮町青年會西部支會

1 沿革 全上

2 事業の概要

- イ、教化的施設 勸語詔書勸諭の御趣旨の普及徹底 講演會講習會開催
- ロ、体育娛樂施設 競技 庭球 野球 徒歩
- ハ、社會共同事業 民力涵養の趣旨宣傳實行
- ニ、産業施設 消防隊 救護班に參加す
- ホ、其他 在郷軍人會 青年訓練所との連絡を密にし公民的訓練と美風の養成に努む

3 會員數 一六九人

4 經費 二八〇^円三五

三、新宮町青年會北部支會

1 沿革

大正五年縣訓令第二号の趣旨に依り組織せる新宮町青年會北部支會にして大正五年十一月十七日の創立なり。

2 事業の概要

イ、教化的施設 教育に關する勅語戊申詔書及軍人に賜はりたる勅諭の奉讀會を行ひ聖旨の普及徹底に努むること 實業補習學校入學 青年訓練所入所 講演會談話會の開催

ロ、体育娛樂施設 競技 庭球 遠足旅行 擊劍

ハ、社會共同事業 民力涵養の趣旨宣傳並ニ實行

ニ、其 他 在郷軍人會青年訓練所との連絡

3 會員數 一二六人

4 經費 三二五^円三七

D 新宮町婦女會

一、蓬萊婦女會

1 沿革

明治四十五年一月十五日の創立にして、學區内の婦女を以て組織し大正八年八月二十八日下熊野地に支會を置く。

2 事業の概要

毎學期一回例會を開き修養に關する談話會を催す外、左記の事業を隨時行ふ。

イ、教化的方面 講演會開催 生活改善研究 公共慈善事業 會員相互の慶吊等

ロ、体育娛樂施設 遠足 運動會 音樂會 活動寫眞等

ハ、社會共同事業 敬老會其他公共慈善事業等

3 會員數 一〇八人

4 經費 一一二圓

二、千穂婦女會

1 沿革

教育勅語下賜三十周年記念事業として創立せるものにして、大正九年十月三十日創立委員會を開き會則の原案を議定し、全年十二月二日發會式を舉行す。

2 事業の概要

イ、教化的施設 講習會講演會を開き婦女智徳の修養家事裁縫の技能に習熟せしむ

ロ、体育娛樂施設 体育及衛生に關する講話會開催

ハ、社會共同事業 敬老會を開催す 生活改善勤儉美風の養成に努む

3 會員數 一七〇人

4 經費 一四九^円五〇

三、至誠婦人會

1 沿革

大正八年十一月之が成立の議起り、大正九年一月四日發會式を舉行し、婦人部と處女部に分つ。

2 事業の概要

- イ、教化的施設 講習會講演會を開き勅語詔書の御趣旨の普及徹底並に婦女智徳の修養に努む
- ロ、体育娛樂施設 体育及衛生に關する講話會の開催
- ハ、社會共同事業 民力涵養の趣旨の宣傳並に實行特に生活の改善勤儉の美風養成に努む
- 3 會員數 一八〇人
- 4 經費 一五一・五一

E 少年赤十字團

一、蓬萊少年赤十字團

1 沿革

大正十二年六月十四日創立

2 事業の概要

- イ、赤十字事業の談話
- ロ、衛生上の談話 救護上の實習
- ハ、災害及疾病の慰籍
- ニ、臨海學校 林間學校及夏期保養上の施設
- ホ、講話會 活動寫眞會 運動會 展覽會等の開催
- ヘ、善良なる遊技の指導 不良行爲の矯正

ト、見學旅行の實習

チ、社會奉仕

3 會員數

男	二二七
女	二二二

計 四三九

二、千穂少年赤十字團

1 沿革

大正十二年六月十四日創立

2 事業の概要

- イ、教化的施設 勅語詔書の御趣旨普及徹底に努む 衛生上の講話會 救護上の實習
- ロ、体育娛樂施設 運動競技 寒中遠足 マラソン競走
- ハ、社會共同事業 校外取締區域内兒童の監督 各種宣傳 ポスターの考案揭示をなすこと
- ニ、産業 施設 農作物害虫驅除に努む
- 3 會員數 尋常五年以上の男女兒童

男	四八八
女	五一九
計	一、〇〇七

三、至誠少年赤十字團

1 沿革

大正十二年六月十四日創立

2 事業の概要

- イ、赤十字事業の談話
- ロ、衛生上の談話
- ハ、救護上の實習
- ニ、災害及疾病の慰籍
- ホ、臨海教養團の設置
- ヘ、講話會活動寫真會運動會展覽會學藝會等の開催
- ト、善良なる遊技の指導 不良行為の矯正
- チ、社會奉仕事業の實施
- リ、見學旅行の實施

3 會員數 尋常科五年以上の男女兒童

男 三二一
 女 三〇三
 計 六二四

5 新宮町財政

一、新宮町財産 (昭和六年一月調査)

物件	面積	金額
イ、土地	一七二五反〇四九	四九五、三〇二圓
ロ、建物	四二六四坪六四	一四九、六八八圓

- ハ、有價証券 八、五二〇圓
- ニ、現金 一九、二八六、〇九九圓
- ホ、備品 三九、一九四圓

二、町債

昭和六年一月の調査に依れば現在新宮町債は一一、四七四圓六九なり

三、新宮町歳入出

最近に於ける新宮町歳入出状態左の如し

年度	歳入	歳出
昭和元年	二二六、八六四圓二一	二二二、三四七圓八七
〃 二年	二四五、五〇〇、七五	二二七、三二二、四一
〃 三年	二三五、三五六、二〇	二一九、一一七、〇四
〃 四年	二三五、七三七、三七	二二三、〇〇四、〇一

四、新宮町税負擔の變化

最近五年間に於ける當町戸數割一戸當の變化左の如し

年度	一戸當
昭和元年度	八圓〇八弱
〃 二年度	八、〇〇弱
〃 三年度	一〇、九一弱
〃 四年度	一〇、八二弱
〃 五年度	八、七八強

6 衛生

氣候の良好なることは、衛生方面に恵まれる所少くならず。且つ當町は交通至便なりと云ふを得ざる所なれば、大都市との交通交渉も比較的緩慢にして、傳染病等の甚だしく蔓延したること少し。

されど人口三萬に垂んとする我が町は、一層衛生施設の完備を計り町民の幸福を増進せざるべからず。次に其の衛生施設の概畧を記さん

1 大清潔法

例年七月上旬より七月末の間を劃し、町内大清潔法を施行し、八月上旬より中旬に亘りて下水道の浚渫を行ふ。

2 塵芥の除去

各戸に於ける塵芥汚物は拾數名の人夫町内を廻りて清潔車によりて之を搬出し以て町内の清潔を保つ、現在の搬出戸數は四五九三戸にして殆んど全町に及べり。

3 隔離病舎

萩野病舎は患者三十余名を收容し得て改築後は、其設備も整ひ未だ傳染病の大流行によりて病舎の狭溢に當面せしが如きことなきは全く衛生防疫施設の宜しきを得たる結果なり、

4 上水道設備の計劃

町内の大多數は、井水を飲料とせるが大正十三年の調査に依れば、七百十二ヶ所の井水中適水と認めべきものは、僅かに八十三ヶ所にして六百十二ヶ所は不適水なり、即適水の歩合は十二パーセントに

過ぎず。

我町當局は是等の状態に鑑み、上水道設備の計劃を進め昭和三年八月の町會に於て工事費五十五萬圓將來の増殖人口を考慮して人口四萬の飲料水を供給すべく可決せり。

昭和五年十二月、其が工事起工式を舉行して既に着手せり。完成の曉は町民の日常生活に便益を得るは勿論、我町民の衛生及保健に及ぼす効果多大なるべし。

5 其他の施設

町主催のものに行はるるポスターに依る衛生思想の宣傳、或は演劇活動寫真によりて通俗衛生思想の普及に努む。

6 下水道

下水道は上水道と相俟つて、都市衛生設備の重要なものなれども未だ充分ならざるを遺憾とす。上水道の完備について下水道の完成を望むものなり。

次に大正十二年より昭和二年に至る五ヶ年間の傳染病患者の統計を示せば次の如くにして、大正十三年度に於て赤痢腸チブス患者續出し、其他の傳染病患者を合して約百二十名の多數に達すれども、大体に於て三十名乃至五十名の患者を以て常態となす。

自大正十二年
至昭和二年 傳染病患者

年度	病名	ジフテラ		赤痢		チブス		チバチブス		コレラ		疫痢		猖紅熱		計	死亡率
		罹病者數	死亡者數	罹病者數	死亡者數	罹病者數	死亡者數	罹病者數	死亡者數	罹病者數	死亡者數	罹病者數	死亡者數	罹病者數	死亡者數		
大正十二年	罹病者數	〇三	〇一	一一	〇一	四	〇二	〇二	〇二	〇五	〇二	〇二	〇二	〇二	二九	〇、二八	
大正十三年	罹病者數	二二	〇二	三三	〇一	五	〇二	〇二	〇二	〇五	〇二	〇二	〇二	〇二	二九	〇、二七	
大正十四年	罹病者數	〇八	〇一	一五	〇一	六	〇一	〇二	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇七	〇、二七	
大正十五年	罹病者數	一一	〇一	〇一	〇一	二	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇七	〇、三〇	
昭和元年	罹病者數	一一	〇一	〇一	〇一	二	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇七	〇、三〇	
昭和二年	罹病者數	三〇	〇一	五	〇一	二	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	一八	〇、一六	

7 兵 事

1 軍事思想普及徹底に關する狀況

近時國民思想の漸次變化しつゝある折柄、大いに之が改善に努力し健實なる國民思想を養成すると共に、軍事思想の普及徹底を圖らざるべからず。毎年施行せらるゝ壯丁検査に於て徴兵忌避者等を出したることなきも、積極的に志願せんとするもの少く僅かに昭和二年同三年度に於て各一名あるのみにして現役將校に於ても僅かに參名あるのみなり。但し海軍志願兵に至りては昭和二年度に五名昭和三年度に十九名同四年度に於て八名とな

り漸次増加せんとする傾向にあり。我が町當局は、之が普及徹底に努力し在郷軍人會新宮分會へは毎年金額金八百圓の補助をなし、同會の發展を助長し且つ毎年五月に執行せらるる招魂祭及毎年一月五日に舉行せらるゝ入退營者の送迎會等には軍人分會と協力し、之が祭典及式を盛大に舉行せられ以て軍事思想普及徹底を圖りつゝあり。

2 軍人遺族救護に關する情況

向町有志に於ても自發的に軍人會後援會を組織し、同會の爲めに大正十五年より昭和三年に至る三ヶ年間に基金四千圓を醸金し、分會事業の發展を援助しつゝあることは歎ぶべきことなり。

3 壯丁検査成績狀況

左記成績表の如く三ヶ年間の統計に依れば、概して良好ならず。然れども目下青年訓練所を三ヶ所に設け其趣旨の徹底を圖ると同時に青年の知育体育を向上せしめ該成績の向上を圖りつゝあり。

徴兵検査成績表

年度	項目	受験人員	体格等位別人員				甲乙合格百分比		備考
			甲	乙	丙	丁	甲	乙	
大正十五年度		一九六	五一	一四	四六	八二	三	二六	一八
昭和二年度		二〇七	六三	一七	三六	八四	七	三〇	一八
昭和三年度		一八八	四一	二三	四五	七〇	九	二二	一一

4 戦病歿者に關する狀況

明治十年西南戦役以來大正九年尼港事件に至る前後數回の戦役に従事し一死報國の本分を全ふせられたる我が町出身四十四名の戦病歿者諸士の英靈に對し其忠烈を記念表彰せんが爲めに、明治三十九年忠魂の碑を大道（現新宮商業學校々地）に建設し、大正五年十月十日公會堂前に移轉す。毎年五月左記戦病歿者の忠魂義魂を招き記念の祭典を執行し、祭典後その遺族の慰安會を催す。

戦病歿者左の如し

◎西南戦役

陸軍歩兵二等卒

横川三甫松

陸軍歩兵

瀧本梅次郎

陸軍歩兵

橋本由松

巡査

鳥居勝一

陸軍砲兵一等卒

熊本吉松

◎日清戦役

明治二十八年八月二十八日大阪豫備病院ニテ病死

小西角三郎

陸軍歩兵二等卒

角敬彦

明治二十八年十一月十日清國ニ於テ病死

松根民三郎

陸軍歩兵一等卒

矢野爲之助

明治二十八年七月十一日清國海城病死

陸軍歩兵一等卒

明治三十四年清國駐屯の際天津駐屯病院病死

陸軍歩兵二等卒

陸軍歩兵二等卒

尾久彦

明治二十九年十二月十四日台灣生蕃人討伐ノ時棟仔庄戦死

陸軍歩兵第一聯隊一等卒

丸山力次

明治二十八年九月十六日台灣台北ニ於テ病死

陸軍歩兵第八聯隊二等卒

島田龜之助

明治二十八年四月二十四日清國盛京省柳樹屯兵站病院病死

陸軍歩兵第八聯隊二等卒

辻秀太郎

明治二十八年八月一日清國海城野戦病院ニ於テ負傷後死亡

陸軍工兵第四大隊工兵一等卒

小林次郎

明治二十八年四月十一日清國盛京省兵站病院病死

陸軍歩兵第三十七聯隊一等卒

山本常太郎

◎台灣討伐

明治三十五年四月二十九日台灣南投埔里社堡戦死

陸軍輜重兵第四大隊輸卒

杉本熊次郎

◎日露戦役

明治卅八年四月一日清國下堡ニ於テ病死

陸軍砲兵第四聯隊砲兵伍長

山里増太郎

明治三十七年十一月十七日清國遼陽兵站病院西八里庄分院にて病死

陸軍輜重兵第四大隊輸卒

山本常太郎

明治三十七年十二月二日清國大石橋兵站病院病死

陸軍歩兵第三十七聯隊歩兵一等卒

高橋米彦

明治卅八年三月十五日清國遼陽兵站病院病死

陸軍輜重兵第四大隊輸卒

明治卅八年八月一日清國大連灣港内船中病死
陸軍輜重兵第四大隊輸卒 岡田林次郎

明治卅八年十月卅一日大阪豫備病院にて病死
陸軍輜重兵第四大隊輸卒 谷ノ上政市

明治卅八年六月廿五日大阪豫備病院にて病死
陸軍豫備歩兵伍長 櫻川濤之助

明治卅八年九月二日ツヤンシーアオーゾイ附近病死
陸軍工兵一等卒 山内豊松

明治卅八年十一月廿四日清國前四方台療養所病死
陸軍歩兵二等卒 生駒鉄四郎

明治卅七年四月廿六日金州丸乘組韓國新浦沖戦死
陸軍歩兵上等兵 齊藤鶴松

明治卅七年九月二日清國ツヤンシーアオーゾイ戦死
陸軍經理部一等計手 三好勉

明治卅九年九月十日深山豫備病院に病死
陸軍歩兵二等卒 南佐平

明治卅九年十月十四日大阪豫備病院に病死
陸軍輜重兵第四大隊輸卒 辻豊三郎

明治卅八年九月十日清國鉄嶺兵站病院病死
陸軍砲兵第四聯隊砲兵一等卒 南國松

明治卅八年八月三十一日清國鉄嶺兵站病院病死
陸軍輜重兵第四大隊輸卒 池邊卯之助

明治卅八年一月一日清國遼陽兵站病院病死
海軍軍艦初瀬乘組海軍兵曹長 岡崎喜代彦

明治卅七年五月十五日支那老鐵山沖合艦内戦死
陸軍歩兵第卅七聯隊歩兵一等卒 奥地芳松

明治卅七年十月十四日清國林盛堡附近戦死
陸軍歩兵第卅七聯隊歩兵上等兵 小倉榮次郎

明治卅七年九月二日清國ツヤンシーアオーゾイ附近戦死
海軍軍艦初瀬乘組海軍三等機關兵 松根吉太郎

明治卅七年五月十五日清國老鐵山沖合艦内戦死
陸軍歩兵第卅七聯隊歩兵一等卒 山本益三

明治卅七年四月廿六日金州丸乘組韓國新浦沖戦死
陸軍歩兵第卅七聯隊歩兵軍曹 奥定次郎

明治卅八年三月五日清國來神堡戦死
陸軍砲兵第四聯隊砲兵伍長 中島甚兵衛

明治卅八年三月七日清國藤家堡戦死
陸軍歩兵第三十三聯隊歩兵上等兵 松葉利吉

明治卅八年八月卅一日清國盛京省首山堡附近戦死
陸軍野砲兵第四聯隊砲兵伍長 松田万之助

明治卅八年三月七日清國大蘇家堡戰死

陸軍工兵第四大隊工兵上等兵 小池 淳 八郎

明治卅八年三月五日清國來神堡戰死

陸軍歩兵第三十七聯隊歩兵二等卒 中 森 政 吉

明治卅七年十二月四日清國万家園子戰死

◎大正三四年戰役

陸軍砲兵第三聯隊砲兵上等兵勳八等功七級 西 島 源 太 郎

大正三年十一月四日清國青島附近戰死

◎尻港戰役

海軍主計少佐從六位勳四等功五級 中 村 楠 雄

大正九年三月十三日尼港戰死

5 不具痲疾者左の如し

元陸軍歩兵伍長勳八等功七級 阪 本 元 助

明治三十八年三月六日清國奉天附近漢城堡戰闘に於て左上膊骨折貫通銃瘡現時該傷部は用を辨するに支障なし、但し冬期には痛みを起すことあり。

元陸軍歩兵上等兵勳八等 久 保 藤 楠

明治卅七年九月二日遼陽戰闘に於て肩胛部貫通銃瘡及骨折負傷現時該負傷部は長時間歩行せば痛みを來す故に一時間以上歩行困難

6 軍人會の狀況

A 新宮町分會の歴史

明治三十一年三月當時陸軍歩兵少尉岸辰一氏に依り、新宮軍人團を組織せらる。

明治三十五年六月一時解散す

明治三十六年一月當時陸軍歩兵少尉松江章氏會長となり之を再興し軍人義會と改稱す。

明治四十三年十一月三日軍人義會を改正し、帝國在郷軍人會新宮町分會となる。

昭和二年五月十八日從來の分會を新宮町聯合分會となし、會長に木村順二氏就任し、海軍班を聯合分會海軍班となし、班長に海軍一等兵曹伴辰之助氏就任現在天野清之助班長たり。聯合分會の管轄の下に三分會を設置し、左記の通り改正す。

一、速玉分會 會長陸軍歩兵少尉 山 口 伸 一

區域 新宮區の龍鼓橋の溝より以北となす 會員現在 三四二名 (昭和三年四月現在)

一、高倉分會 會長陸軍歩兵曹長 若 林 憲 一

區域 新宮區の龍鼓橋溝以南東は永山迄とす 會員現在 一八二名 (昭和三年四月現在)

一、熊野地分會 會長陸軍歩兵少尉 小 西 勝 二 郎

區域 熊野地全体 會員現在 三五六名 (昭和三年四月現在)

B 歴代分會長

明治三十一年三月 陸軍歩兵少尉 岸 辰 一 氏 就 任

明治三十三年四月 陸軍工兵曹長 尾 崎 元 吉 氏 就 任

明治三十六年一月 陸軍歩兵少尉 松 江 章 氏 就 任

明治三十九年四月	陸軍騎兵特務曹長	廣島	榮一氏	就任
明治四十一年十月	陸軍二等軍醫	東	登氏	就任
大正二年四月	陸軍歩兵少尉	深田	穆夫氏	就任
大正四年四月	陸軍工兵少尉	山本	美彌穗氏	就任
大正五年四月	陸軍輜重兵少尉	山口	良一氏	就任
大正十年四月	陸軍輜重兵少尉	木村	順二氏	就任
大正十四年四月	陸軍騎兵少尉	榎本	映一氏	就任
大正十五年四月	陸軍輜重兵少尉	木村	順二氏	就任
昭和二年五々	陸軍輜重兵少尉	木村	順二氏	新宮町聯合分會長に就任
昭和三年四月	陸軍輜重兵中尉	山口	良一氏	就任

C 分會成績

左記の如き御沙汰書を始め表彰狀感謝狀を受けたること前後八回に及ぶ

御沙汰書

明治三十七八年戦役の際盡力せしに付銀杯壹個を賜ふ

明治三十九年四月一日

賞勳局總裁 從二位勳一等 大 給 恒

8 社會施設

新宮職業紹介所

本所は職又は人を得る機會を與へ、失業の防止生活の安定、産業への貢獻を期する爲め、國庫補助縣費補助の許に親切に職業の指導に當るを以て目的とす。

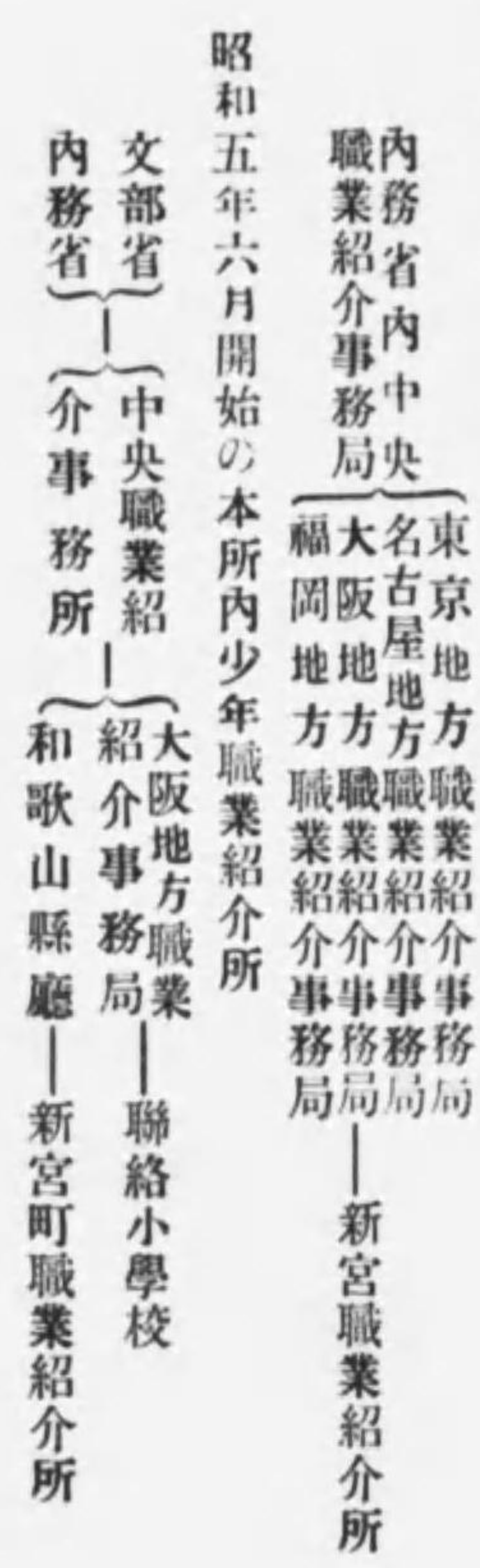
一、沿革

昭和五年二月二十五日新宮町會に於て議決せられ、全年四月三十日地方事務局長より指令第一九五号を以て認可、全年五月八日創立開所し舍を新宮町役場の一部に置く。

二、職員

所長 新宮町助役 倉本盛三郎 新宮町書記兼主事 小西勝二郎
 書記 左海保太郎 兼務書記一名

三、當職業紹介所機關系統



第二編

天然記念物	新宮町名考	史跡	教育史	統制人物	寺院及教會	神社	郷土史年表	總論	目次
-------	-------	----	-----	------	-------	----	-------	----	----

四、昭和五年度事業成績

合計	小計	雜業	戸内使用人	通信	水産	農業	商業	土木	工業	業別種別	
										求職者	就職者
一四八	一 三七	一 二	一 三	一 四	—	—	二 五	一 三	二 三	求職者	一四八
三七一	三 三九	三 六	二 五	二 〇	六	—	二 四	一 五	三 三	就職者	三七一
六四	一 四	二 五	一 七	二	—	—	—	一 三	一 〇	就職者	六四

新宮町史

總説

熊野の地は上古木ノ國と離れ別に一國を成し居りしが、孝德天皇の御代紀元一三〇五年二國を合併せられ給ひし時此の地に牟婁の地（今の田邊地方）を加へて牟婁郡となし給へるにて明治十二年に至り一郡を四に分たれ熊野川及び北山川を界とし其の西なる東西牟婁の二郡は和歌山縣に屬し其の東なる南北牟婁の二郡は三重縣に編入せられたり。古はこの地を大別して口奥の二とし大塔峰を界として以西なる西牟婁の地を口熊野以東なる東南北牟婁の地方を奥熊野と呼べり。

我が郷土新宮町は熊野川河口の南岸にありて奥熊野の首邑にして東は海に面し西南は三輪崎町高田村と接し其の廣袤大抵方一里半許 水野氏の築城にかゝる新宮城は北の端にありて熊野川に臨み西北の端には我が皇室の遠つ御祖にまします伊弉諾伊弉册の二神の御子速玉大神を齊き祭れる速玉神社あり（速玉神社は熊野三山の一にして古來世に聞ゆる大社にて歷朝の御崇敬淺からず數々行幸啓の御事あらせられ給ふ）西に聳ゆる天の磐盾（神倉山）は 神武天皇御東征の御時大功を立てさせられ給ふ高倉下命を以て名高く東方熊野地は今より二千年前支那の徐福が秦の始皇帝の使者として不老不死の仙藥を求むべくたどり着きたる所なり今も尙徐福及びその部下の墓なりと傳へらるゝ墓及び塚あり。

我郷土は上古速玉大神の御開拓遊ばされ給ひし所にしてその後高倉下命の子孫代々之を領せしが中世に至り大抵三山の神領となりて熊野別當支配に歸し別當廢するに及びもろくの豪族の分領する所とな

り後堀内氏に併せられ堀内氏滅びて淺野氏の領土となり幾程もなくまた水野氏に移り以て明治維新の際に及びり。

郷土史年表 (主に東牟婁郡誌に據る)

時代	御代數	天皇	紀元	年號	摘要
神代	一	神武	二	二年	速玉男命御出生遊ばされ給ふ 高倉下命神武天皇御東征に大功を立つ
大和	一七五	孝昭	七八八	五年	天道根命木國々造に任せらる 阿須賀神社創建 秦の徐福來る
和	一二七	孝靈	七八八	五年	新宮熊野速玉神社御創建 此の頃より熊野連(高倉下命の御子孫たる宇井、鈴木、板本)神に仕ふ 饒速日命の御子可美手命の後裔大阿斗足厄熊野國造に任せらる 皇后熊野に御巡幸し給ふ
時	一三	成務	三〇〇二	三年	神倉山の火祭始まる 牟婁郡の稱起る
代	一六	仁德	三〇〇二	三年	
	三〇	敏達	三〇〇二	三年	
	三六	孝德	三〇〇二	三年	

奈良	時	代	平	安
三八	四〇	四三	五二	六一
天智	天武	元明	嵯峨	朱雀
一一三二七	一一三四三	一一三四五	一一四八〇	一一六〇〇
白鳳三年	白鳳十三年	和銅六年	弘仁十一年	天慶三年
十月 熊野に幸せらる	十一月 熊野行幸し給ふ	熊野三山大破修造料黄金下る御輿を飾る 木國を紀伊國と改めらる	熊野三山へ神劍を納められ又莊園を奉加せらる 速玉神社に封戸四戸を給ふ	新宮川原人家十一軒立八月大水皆流され死者あり是より中絶す
大同三年	全四年	貞觀元年	全五年	全七年
熊野に行幸し給ふ	熊野に行幸し給ふ	先帝平城上皇熊野行幸五度に至り給ふ	熊野三山に神階を授け給ふ	正月 速玉神社從五位下 五月 從二位
			三月 正二位	十月 從一位
			熊野に行幸し給ふ	十月 宇多上皇熊野三山に行幸し給ふ
				速玉神社正一位を授け給ふ

時		代	
六五	花山	七三	堀河
一六四六	寛和二年	一七四八	寛治二年
六六	一條	七三	堀河
一六五一	正暦二年	一七五〇	寛治四年
七一	後三條	七五	崇徳
一七三二	延久四年	一七八五	天治二年
七二	白河	七五	崇徳
一七四五	應徳二年	一七九〇	大治五年
		一七九二	長承元年
		七三	鳥羽
		一七六九	天仁二年
		一七七二	天永三年
		一七七四	永久二年
		七三	鳥羽
		一七六九	天仁二年
		七六	近衛
		一八〇三	康治二年
		一八一三	仁平三年

熊野三山に行幸し給ふ
 花山法皇熊野三山に行幸し給ふ
 熊野三山造營成就
 熊野新宮遷宮するを以て勅使權中納言清盛藏人
 治部大輔行隆を遣はし宸筆宣命及神寶を奉るこ
 と大神宮の例に准せらる
 熊野三山修覆勅使保實熊野に入る
 正月 白河上皇御初度の熊野三山行幸をなし給ふ
 藤原實方の子長快を熊野別當に補せらる
 一乗寺大僧正増譽始めて三山檢校職に補せらる
 熊野行幸し給ふ
 同右
 同右
 熊野三山造營
 鶴原尼丹鶴山に東仙寺建立
 熊野行幸（此時代に白河鳥羽兩院前後屢々熊野
 行幸の御儀あり）
 崇徳上皇熊野三山行幸し給ふ
 二月 鳥羽上皇御最終の熊野三山行幸をなし給ふ

鎌		倉	
八二	後鳥羽	七八	二條
一八四六	文治二年	一八一九	平治元年
八三	土御門	八〇	高倉
一八五一	建久二年	一八三一	承安三年
八四	順徳	八一	安徳
一八五三	建久四年	一八三九	治承三年
八五	仲恭	八二	安徳
一八六一	全	一八四一	養和元年
		一八四五	文治元年

平維盛熊野に入る
 三月後白河法皇御最終の熊野三山行幸をなし給ふ
 源頼朝熊野三山に社殿を造營す
 八月 後鳥羽上皇御初度の熊野三山に行幸をなし給ふ
 源政子熊野三山參詣
 熊野行幸し給ふ
 正月 後鳥羽上皇御最終の熊野三山行幸をなし
 給ふ
 別當快實等官軍に馳参じ忠勤す八月敗れて快實
 殺さる

足利	吉	野	時	代	時	代
一〇二	九六	九七	九七	九七	八九	八九
後花園	後醍醐	後村上	後村上	後小松	龜山	御深草
二二二〇	一九八二 一九九六 一九九九	二〇〇八	二〇〇八	二〇五八	一九二二 一九三三 一九四一	一九一〇 一九一五 一九一七
寛正 元年	元享 二年 延元 元年 同 四年	正平 三年	正平 三年	應永 五年	弘安 四年 全 年	建長 二年 同 七年 正嘉 元年 弘長 三年
新宮川筋畠山義就に味方し新宮其他は政長に味	北條高時熊野三山に大笠寄進 別當道有足利尊氏に味方す 道有吉野朝に味方す 此の頃より別當の補任絶え上綱なるもの起り神 領を分ちて支配せり後有力なるもの七人ありし かば七人上綱と稱す 熊野諸族楠正行に味方し高師直を討つ正行戦 死後九州に下向して吉野朝のために奮闘す 大杉谷より山伏神倉に入る神倉聖の始なり	方して戦ふ 毛利元就より新宮へ御初穂を上るこれより熊野 三山を信仰す	三月 後嵯峨上皇熊野三山行幸し給ふ 三月 全右 三月 全右 熊野行幸し給ふ 一遍上人熊野に參籠し時宗を開く 二月 龜山上皇熊野三山に行幸し給ふ 蒙古の船來る熊野奉幣神樂を奏す 別當補任断絶 別當代庵主に讓る	弘安 七年	弘安 四年	建長 二年 同 七年 正嘉 元年 弘長 三年

戰國	織	豐	時	時代	戰國	時代
一〇四	一〇七	一〇六	一〇七	一〇六	一〇四	一〇四
後奈良	後陽成	正親町	後陽成	正親町	後奈良	後奈良
二二二七	二二四二 二二四五	二二三七	二二五〇 二二五三 二二五四 二二五七 二二六〇	二二三七	二二二七	二二二七
弘治 三年	全 十年	天正 五年	天正十八年 文祿 二年 全 三年 慶長 二年 全 五年	弘治 三年	弘治 三年	弘治 三年
織田信長熊野神官領の本領を安堵せしむ この頃新宮に堀内安房守氏善勢あり信長新宮城 を興へ城邑二萬石とす 豊臣秀吉明智光秀を敗るにあたり堀内氏秀吉に 味方して七千石を加へらる 秀吉紀伊を攻むるにあたり堀内氏最先に歸服し 紀伊平定後熊野三山の神領地沒收せらる但堀内 氏本領安堵 秀吉熊野三山社殿を造進し黄金百五十枚を寄進す 五月堀内氏秀吉の証明軍に加はり戦功あり 堀内瑞泉寺を營む 堀内氏滅亡す 關原役に於て堀内氏善石田方に味方して籍を削 り放逐せらる後氏善徳川方に降りしも領地沒收 せられて加藤清正に預けらる	方して戦ふ 毛利元就より新宮へ御初穂を上るこれより熊野 三山を信仰す	三月 後嵯峨上皇熊野三山行幸し給ふ 三月 全右 三月 全右 熊野行幸し給ふ 一遍上人熊野に參籠し時宗を開く 二月 龜山上皇熊野三山に行幸し給ふ 蒙古の船來る熊野奉幣神樂を奏す 別當補任断絶 別當代庵主に讓る				

治	明	
	一一二	一一〇
	明治	仁孝
	二五二九	二四八二
	二五三一	二四九五
	同	二四九六
	四年	同
	明治二年	文政五年
		天保六年
		同七年
		全十年
		安政四年
		萬延元年
		慶應三年
		六月第九代忠啓襲封 從五位下 對馬守
		八月第十代忠央襲封 從五位下 土佐守
		速玉神社殿御造營 紀伊從三位左近衛中將源
		慶福 嘉永七年竣工
		聖護院宮雄仁法親王御入峯親王の熊野へ御成り
		遊ばさる
		第一丹鶴丸竣工 鴻田に水車 千束に製藥場
		片山に鉄砲場出来る
		六月第十一代忠幹襲封 從五位下 大炊頭
		忠幹候御入國
		六月水野忠幹版籍奉還し六月二十日新宮藩知事に任せらる
		七月新宮藩を廢し新宮縣を置く忠幹本官を免せらる
		速玉神社縣社に班せらる
		十一月新宮縣を廢し之を二分して熊野川及北山川を界として以西を和歌山縣に以東を三重縣に編入す

代	時	代	時
	一一三		一一三
	大正		大正
	二五三九	二五三九	二五三九
	全 十六年	全 十六年	全 十六年
	明治十二年	全 十九年	全 十九年
		全 二十二年	全 二十二年
		全 二十七年	全 二十七年
		大正 四年	大正 四年
		全 八年	全 八年
		昭和 四年	昭和 四年
		十月十四日山階宮茂麿王殿下熊野へ御成遊ばさる	十月十四日山階宮茂麿王殿下熊野へ御成遊ばさる
		七月十四日朝香宮鳩彦王殿下熊野へ御成遊ばさる	七月十四日朝香宮鳩彦王殿下熊野へ御成遊ばさる
		十一月十日速玉神社官幣大社に昇格す	十一月十日速玉神社官幣大社に昇格す
		八月十八日北白川宮成久王殿下熊野へ御成り遊ばさる	八月十八日北白川宮成久王殿下熊野へ御成り遊ばさる
		和歌山縣に屬する牟婁郡を東西牟婁郡に分割し夫々郡長を置く	和歌山縣に屬する牟婁郡を東西牟婁郡に分割し夫々郡長を置く
		四月英國汽船カルナボンセーア号新宮町字御手洗に於て遭難す	四月英國汽船カルナボンセーア号新宮町字御手洗に於て遭難す
		九月九日速玉神社炎上す	九月九日速玉神社炎上す
		十月英船ノルマントン号熊野沖に遭難す	十月英船ノルマントン号熊野沖に遭難す
		二月縣令を以て町村制を實施町長を選擧せしむ	二月縣令を以て町村制を實施町長を選擧せしむ
		八月熊野川大洪水あり	八月熊野川大洪水あり
		二十五年一般よりの寄附金にて速玉神社社殿を御造營二十七年假造營なる	二十五年一般よりの寄附金にて速玉神社社殿を御造營二十七年假造營なる

神 社

官幣大社熊野速玉神社

位 置 東牟婁郡新宮町一番地（上本町）に在り

境 内 八千四百六十六坪

附屬飛地境内 新飯山御旅所 二千六百十七坪

御船島 八百〇三坪

社 格 明治四年縣社に班せられ居りしが大正四年十一月十日本宮村鎮座國幣中社熊野坐神社と共に官幣大社に昇格せり

社 殿 正式に造營せられありし元の社殿は明治十六年九月七日の夜川原に於て町の或者の揚げし煙火の矢逸れ來りて乾燥せる檜皮葺の御屋根の上に落ちて火災を起し社殿門樓悉く炎上し未だ再建を見る能はず現在の社殿は明治廿七年假に造營せるところにして左の如くにてあり

第一殿 熊野夫須美大神 結宮 西御前

第二殿 熊野速玉大神 速玉ノ宮 御本社 中御前

第三殿 家津御子大神 證誠殿

第四殿 天照大神 若宮

以上 上四社 假に御合殿御一棟に營まれあり

第五合殿 中四社

第六合殿 下四社

舊社殿

明治十六年炎上前の舊社殿は嘉永七年（安政元年）（皇紀二五二四）紀伊藩主徳川慶福卿の御寄進により造營せられたりしものにして本宮熊野座神社と同じ御宮造りにて巍々然たるものにてありその規制は左に抄録する紀伊續風土記に記する所と同一にてありしなり

紀伊續風土記卷之七十七 新宮 牟婁郡第十四 新宮部 上

境内 周一里 禁殺生

新宮十二所權現

第一殿 一丈六尺六寸 二丈六尺六尺

結宮 伊弉冉尊 事解男命 熊野夫須美大神

第二殿 宮造同上

連玉宮 御子速玉大神 伊弉諾尊

第三殿 一丈四尺一寸 二丈四尺八寸

證誠殿 家都御子大神 國常立尊
 第四殿 丈一六尺四寸 一丈三尺一寸
 若宮 天照大神
 第五四社合殿 四丈六尺四寸 一丈三尺一寸
 禪地宮 天忍穗耳尊
 聖宮 瓊々杵尊
 兒宮 彥火々出見尊
 子守宮 鷓鴣草葺不合尊
 第六四社合殿 四丈六尺四寸 一丈三尺一寸
 一萬宮 國狹槌尊
 十萬宮 豐斟淳尊
 勸請宮 泥土煮尊
 飛行宮 大戸之道尊
 米持宮 面足尊
 以上十二所權現社 第一殿を西御前と稱す。第二殿を中御前と稱す。第三殿を證誠殿と稱す。此の三社を三所權現と稱す。第四殿を若宮と稱す。第五四社合殿を中四社と稱す。第六四社合殿を下四社と稱す。
 奥御前社 一丈九尺七寸 一丈三尺一寸

右社は第二殿と第三との間にて北の方六間許後に在り故に奥御前と稱す

禮殿	寶藏	御輿屋	神樂所
御供所	管絃所	輪藏	方二丈六尺餘
大日堂	護摩堂	神官籠所	四本柱回一丈三尺
花床	常番所	鐘樓	社僧籠所
東門	西門	南樓門	神馬屋
鳥居	下馬立石	服忌令制札	二丈六尺一寸
末社			三尺車寄あり
満山社	祀神八百萬神	本社の坤一町許にあり	
今神倉社	荒祭宮といふ	本社の南二町山根にあり	
鍵宮	祀神手力雄命	本社大鳥居の傍にあり	
谷ノ子守社	祀神菊理姫命	本社の巽七町谷地にあり	
渡御前社	祀神神倭磐余彦尊	本社の南七町山根にあり	
琴平社		本社の西北一町にあり	
妙見社		本社の西五町餘にあり	
天満宮		如法堂の南にあり	
如法堂		本社の西二町許にあり	
石神社		新道坂口にあり	
火ノ神社		雜賀町の後にあり	
矢倉明神社		祀神熊野權樟日命	

馬町の内岩山の半復にあり因て矢倉明神と稱す。矢倉の「ヤ」は「伊波」の約れるにて岩倉の義ならん

鳥坂子守社 祀神壇山姫命 城内鳥坂越にあり

八咫鳥社 飛鳥社の手前三町許にあり

飛鳥神社 上熊野地にあり別に記す

宮戸社 三尺四寸 祀神黄泉道守命 鳥居五尺

飛鳥社を去ること三町巽岩山の端なり舊は海中の小島なりしが今は陸に接きたり

濱ノ王子社 方三尺六寸餘 鳥居五尺 祀神稻飯命 三毛入沼命

下熊野地にあり古道は廣津野より直に濱つたひに濱ノ王子に到るなり

祭神

とあり奥御前は又奥御前三神殿と稱し 天御中主神 高皇產靈神 神皇產靈神の三神を祀れり 祭神は御子速玉大神 熊野夫須美大神及家津御子大神の三大神を齋き祀る所謂熊野三所大神にましまし當新宮を初め本宮那智の三山いづれもこの三大神を奉祀しその中本宮は家津御子大神を御本社とし新宮は速玉大神を御本社とし那智は夫須美大神を御本社とするなり

熊野夫須美大神

は伊弉冉尊の御事にして栗田寛博士の考證最も明確なり。云ふ此神は伊弉冉尊なるべし。「夫須美」は即ち「ムスビ」なり。新抄格勅符には熊野牟須美神と見ゆ夫木抄に「ムスブの宮」とよめるに著く「ムスビ」は産靈の義にて伊弉諾尊と共に國土山川草木を始めあらゆる物を生みなし玉へるより負ひ坐す御名なるべし。

家津御子大神

は素盞雄尊の御事なり。栗田寛博士云ふ。

此神は素盞鳴尊に坐り。此尊木種を播生せし御功ませば出雲國にては熊野大神櫛御氣野命と稱へ紀伊國にては氣津御子大神と稱へ奉りしものなり。氣は木なり

御子速玉大神

栗田博士は「御子とは伊弉那美尊の御子に坐すよし也」と言はれ紀伊續風土記には「此神は伊佐奈美命黄泉にて化生し給へる神なれば根國に入り坐し須佐之男命と深き縁ありて同地に祀り奉れるなるべし」と言はれあり。日本書記第十の一書に 伊弉諾尊追至伊弉那美尊所在處 便語之曰 悲汝故ニ來。答曰 族也勿看吾矣。伊弉諾尊不從猶看之。故伊弉那美尊恥恨之曰 汝已見ニ我情 我復見ニ汝情 時ニ伊弉諾尊亦慙焉。因將ニ出返。于レ時不直 默。而盟之曰 族 離。又曰 不負ニ於族。乃所唾之時 化出神號曰 速玉之男。次掃之時 化出神號曰 黄泉事解之男。凡ニ二神 矣。

とあり。古事記にはその前後の情景を詳かに叙せられて 故伊弉那美神は火の神を生みませるに因りて遂に神避り坐しぬ。故爾に伊佐那美命の詔りたまはく「愛しき、我が那邇妹命や、子の一木に易へつるかも」と謂りたまひて、乃ち御枕方に匍匐ひ、御足方に匍ひて哭きたまふ時に御涙に成りませる神は香山の畝尾の木本に坐す。名は泣澤女神。故其神避りまし、伊弉那美神は出雲國と伯伎國との堺比婆之山に葬し

まつりき。

於是伊邪那伎命御佩かせる十拳劍を抜きて其の子迦具土神の頸を斬りたまふ。爾に其の御刀の前に著ける血湯津石村に走り就きて成りませる神の名は石拆神次に根拆神次に石筒之男神神次に御刀の本に著ける血も湯津石村に走り就きて成りませる神の名は甕速日神次に桶速日神次に建御雷之男神亦の名は建布都神亦の名は豊布都神次に御刀の手上に集れる血手保より漏き出て成りませる神の名は關於加美神次に關御津羽神

上の件石拆神より以下關御津羽神以前併せて八神は御刀に因りて生りませる神なり

(次の一節略)

於是其の妹伊邪那美命を相見まく欲して黄泉國に追ひ往でましき。爾ち殿の膝戸より出で向へます。時に伊邪那伎命語らひたまはく愛しき我が那邇妹命吾汝と作れる國未だ作り竟へずあれば還りまさね」と詔りたまひき。爾に伊邪那美命答曰したまはく「悔しきかも速く來まさずて吾は黄泉戸喫しつ。然れども愛しき我が那勢命入り來坐せる事恐れれば還り欲むを且く黄泉神と相論はむ。我を莫視たまひそ」如此白して其の殿内に還り入りませる間甚久しくて待ち難ねたまひき。故左の御美豆良に刺させる湯津津間櫛の男柱一箇取り闕きて一火燭して入り見ます時に蛆たかれとろろぎて頭には大雷居り胸には火雷居り腹には黒雷居り陰には拆雷居り左の手には若雷居り右の手には土雷居り左の足には鳴雷居り右の足には伏雷居り併て八の雷神成り居りき。於是伊邪那岐命見長みて逃げ還ります時其の

妹伊邪那美神「吾に辱見せたまひつ」と言したまひて即ち豫母都心許賣を遣はして追はしめき(中略)最後に其の妹伊邪那美命身自ら追ひ來ましき。爾ち千引石を其の黄泉比良坂に引き塞へて其の石の中に置きて各對き立たして事戸を度す云々。

と記されあり。尙古事記及日本書紀の第六一書等によれば伊弉諾尊にはそれより筑紫の日向の小戸の橋の檍原に到り坐して楔板あそばしに三貴神生れまますこととなり居り。

於是左の御目を洗ひたまひし時に成りませる神の名は天照大御神次に右の御目を洗ひたまひし時に成りませる神の名は月讀命次に御鼻を洗ひたまひし時に成りませる神の名は建速須佐之男命。

とありて三貴神の御出生は冉尊神去りまし、後諸尊筑紫檍原にて御楔あそばされし時の御事となり居るも日本書紀本書には

既而伊弉諾尊伊弉那美尊共謀りて曰吾已生三洲國及山川草木何不生天下之主者歟。於是其生日三神。號大日靈貴。一書云大照大神此子光華明彩照徹於六台之内。故一神喜曰吾息雖多未レ有若此靈異之兒。不宜三久留此國。自當三早送于天而授以天上之事。

次(生)三月神。一書云月弓尊月讀尊其光彩亞日。可ニ以配日而治。故亦送之于天。次生(素)彥鳴尊。此神有(勇)悍以(安)忍(且)常以(哭泣)爲(行)。(略)彼其父母二神勅(素)彥鳴尊(汝)其無道。不可(以)君臨宇宙。固(當)遠(適)之於(根)國(矣)。遂(逐)之(也)。

とありて自然に適ひ正しき様考へらるゝ上に國史家牒に見わざる異なる傳説を記載せらるゝを本旨とせらるゝ古語拾遺にも

伊弉諾伊弉那美二神共爲_ニ夫婦_一生_ニ大八州及山川草木_一次生_ニ日神月神_一最後生_ニ素戔雄神_一

と見_レ皇太神宮儀式帳_ニも

此掛畏_キ天照坐大神月讀之神二柱所_ト稱伊弉諾尊伊弉那美尊共爲_ニ夫婦_一合所_レ生神_ト

とありといふことにてあり

伊弉冉尊の御陵傳説地につきても書紀第五一書には次の如くあり伊弉那美尊生_ニ火神_一時被_レ灼_レ而神退去_ス矣_ハ故葬_ニ於紀伊國熊野之有馬村_一焉。土俗祭_ニ此神之魂_一者花_ノ時以_レ花祭_ル又用_ニ鼓吹幡旗_一歌舞而祭_ル矣_ハ

古事記には「葬_下出雲國與伯伎國堺比婆之山_ト也」とあるも本居大人の記傳にも「此山今詳に知れず國人などによく尋ぬべし」とあるに引きかへ南牟婁郡有井村大字有馬字口有馬なる花窟なる御陵傳説地は字奥有馬なる郷社産田神社(祭神 伊弉冉大神 軻遇突智神)と共に歴然として存し山來最も古き花窟花祭(御注連懸神事)は毎年二月二日、十月二日の兩度昔ながらに執り行はれつゝあり

夫木抄

神まつる花の時にやなりぬらん有馬のむらにかゝる白ゆふ

光俊朝臣

久安百首

紀のくにやありまのむらにます神にたむくる花はちらじとぞおもふ
等の古歌は人のよく傳唱する所なり

飯田武郷大人はその著日本書紀通釋に於て 三貴神の御出生は書記本書の紀する所を以て正説となすべきものなることを斷せられ那美尊の御陵傳説地も有馬説を取らるゝと同時に「熊野」の條に於て伊弉那美尊の神退りまし、時に殞歟之處に伊弉諾尊行きまし、かば如_ニ平生_一出迎へて相見まし其後遂に現身ながら黄泉國に到坐しは此地なり云々と釋かれあり

以上引用せるところを綜合して釋ね考ふれば

伊弉冉大神(結大神)三貴神を生ませ給ひし御後有馬の邑産田のほとりにて軻遇突智神(火神)を生ませ給ひしが御産の御熱の爲に終に神去りまし、かば今の花窟の地に葬しまつりしに伊弉諾大神思慕の御餘り御殞歟の處に追ひ到らせられしかばその切なる御情感通し伊弉冉大神甦りたまひて御見申されその御時生れさせられしは御子速玉大神にましまし父の大神筑紫に別れ行かれたまひし後もそのまゝこの熊野に留まらせられ母大神の御傍を離れ給はず母大神も生れ出でらるゝや直に父大神に別れ給ひしこの御子の神を一入あはれに思し召されたるは固よりの御事にてありかくてこの御子速玉大神は御兄素戔雄大神と共に御力を協はされて此の地方を御開發御經營遊ばし大なる恵を施したまへるよりこの三柱の大神を熊野の三所大神と稱へ奉り本宮新宮那智の三山に齋き祀ることにてあり結大神と

御子速玉大神とは必ず一字の社に合せ祀り奉るもかゝる御由ある爲にてありかの花窟の花祭も御子大神の春に秋にその折々の花を供へて祭らせたまひしに本づくにはあらざるかと思ひ奉りて一入畏くありがたく感じ奉るなり

又書紀 第六 一書に

素戔鳴尊年已長矣 復生ニ八握鬚髯。雖然不_レ治_二天下_一。常以啼泣_レ悲恨_レ故伊弉諾尊問_レ之曰。汝何_レ故_レ恒_レ啼_レ知_レ此耶對曰吾欲_レ從_二母_一於_二根_一國_一只爲_二泣_一耳。伊弉諾尊慰之曰可_レ以_レ任_レ情行_一矣。乃遂_レ之_一

とあるによりても素戔雄尊の亦いかに母大神を慕ひましたるかる想ひ見るべきなり

創

建

水鏡に「景行天皇の五十八年(七八八)新宮は始まり給へりし」と見ゆ歴代編年集成には「景行天皇二十年庚寅(七五〇)熊野新宮此時に始まる」とあり。吉田東伍博士の大日本地名辞書新宮の條には此地は神武紀にも熊野神邑とあれば當時既に早玉社の有りしを思ふべし。蓋此の新宮本宮の稱は中世無識の輩の牽強より遂には世の公稱に移れるならんと言はれありて諸説一ならず

御垂跡縁起には

庚午年三月廿三日熊野新宮乃南乃神藏_レ峰_レ降_レ給_二次_一六_一十_一一年庚午新宮乃東農阿須賀乃社乃北、石淵乃谷仁勸請靜_レ奉_レ津留始_レ結_二早玉家津御子登申_二二字_一社也云々

どあり御鎮座秘記その他社家の傳説はいづれもこの縁起に本づくものにてあり 紀伊續風土記も大様これに従ひ

偕此の三柱の神我熊野にては熊野結_レ神と御子早玉_レ神とを相殿に祀りて一社として熊野早玉_レ神とも結_二早玉_一神とも稱へ、素戔鳴尊を一社に祀りて、熊野坐_レ神とも家都美御子大神とも稱へ奉れり。

かくて此三神再遷座し給はんとて 崇神天皇の御世石淵の谷より本宮に遷し奉り、神藏に其儘跡を止め給へるを 景行天皇の御世今の新宮の地に遷し奉れり。新宮は本宮に對へたる名と聞えしは、崇神天皇の御世の方や、古ければ本宮と稱へ 景行天皇の御世の方や、後なれば新宮と稱へ奉れるを後に音を以て廣く土地の名にも呼び來りしならんかと叙説せられあり

又以上の説に對し別に

熊野三所大神は元有馬の邑に鎮まりましたを 崇神天皇の御世家津御子大神を熊野川の上流九里音無の郷即ち今の本宮村に遷し奉り結大神速玉大神は熊野川の南岸なる飛鳥の森(世に蓬萊山と呼び秦の徐福來りこゝに不老不死の仙藥を採るといひ傳ふ)に遷られしが景行天皇の御世更に今の新宮の宮居の地に遷られしなり

といふ異説あり大に根據ある説にていづれを是とすべきか適從に迷ひつゝあるなり

熊野三山の中官幣中社熊野那智神社はその創建や、後れ 仁徳天皇の御世海内第一の大瀑

始めて世に發現せる時天下の靈地としてこゝにも熊野三所大神を鎮め祀るといひ傳ふ

熊野十二社權現稱呼の由來

熊野三山の祭神は上述の如く結大神御子速玉ノ大神家津御子大神の三大神なるにいつの比よりか更に天神七代地神五代の神々を合せ祀り熊野十二社權現の名却て廣く世に傳はり 縣社時代奥州よりの熊野道者の中には縣社熊野速玉神社の神符を受くるを喜ばず在來の如く日本第一熊野十二所大權現の神符を請ひて已まざりし者少からざりしは實際の事にてあり 十二社權現の由來に關し和歌山縣誌は

那智勃興するに及び本宮新宮二山を凌駕し又兩部神道と合せしめんが爲に兩社の上に國常立尊社を置き之が本地を阿彌陀如來と爲し證誠殿シヨウマツヤと名づけ(但し證誠殿の名は御垂跡緣起にも見えなければ出處は那智に非ざるやも知れず)之に那美諾二尊をも合せ祀れる状態に見ゆ。

斯くて本宮新宮も之と對抗し本宮は本社家津御子社を證誠殿と證し又伊弉那美尊を祀れる如くに傳へ新宮も同じく國常立尊家津御子神を祀りて證誠殿と名づけなごせしより爾來三山本末互に相模し相倣ひて全く同一の三所權現を祀ることとなりしにあらざるかに想到せらる。と推論せられありおもふに當に然るべくかくて更に天神七代地神五代の神々をも權りに御姿を現はしたまへる御垂跡の御神として合せ祀り十二社權現と稱へまつるに至れる者なるべく御室文書に徴すれば第八十七代 四條天皇の御頃(北條泰時執權時代)の文書に始めて熊野十二社權現の名見ゆといふ

熊野十二所權現稱呼由來は今少しく古くより稱へ居りしものにあらざるかと久しく疑を抱き居りしところこの程新宮舊神職鈴木常住院に傳はり居りし

初代熊野別當長快 自筆 白河天皇の承保元年甲寅(一七三四)認めし新宮緣起
を見しに果然己にその中に「本地垂跡十二所權現」と書かれあり又十五日御本社の御祭禮もやはり御船島に御幸せらるることとなり居れり

當社も熊野十二所權現と稱すること八百餘年の久しきにわたり禮殿には本地佛さへ對へまつらるゝ有様なりしが慶應三年(二五二七)勅命により神佛習合兩部の舊習を一洗して古の姿に復り權現の稱を廢して速玉神社と改稱し明治四年縣社に列し大正四年十一月御大禮の御時を以て官幣大社に昇格せること上記の如くにてあるなり

祭禮

十月十五日、十六日(元は九月十五日、十六日)

十月十五日 御本社中、御前速玉ノ宮の祭禮にして御馬祭と稱せらる。當日午前官祭あり幣帛供進使として縣知事若くは代理官參向せらる。

午の下刻神馬(奥州産の白馬を例とす)を飾り神寶壺アム燈テウ(秦人徐福の献し奉るところといひ傳ふ)を懸け宮司以下列を整へて上熊野地なる攝社阿須賀神社に到り神靈を迎へ來り(俗に阿須賀の神御留守居に來らるといふ。阿須賀社の祀神も熊野三大神なり)かくて酉中刻中、御前大神神馬に

召させられて新飯山なる御旅所に神幸あり檜葉にて造れる假殿に入らせられ庭燎を焚き神樂を奏し宮司庭燎の光にて祝詞を奏し禰宜主典手を連ね左へ廻ること三度にして退き次に火^{ヒツ}上と稱して火を滅して式畢り戌の下刻還幸す。御旅所祭儀極めて素樸古雅なり。

十月十六日 西御前結宮の祭禮にして御船祭^{ミフネマツリ}と稱せらる。

申の上刻神輿出御^{ミコトイデ}御幸町通を経て熊野川の岸に到り神靈を朱塗の神幸船に遷し諸手船二艘これを曳きて先導し。

神輿(國寶)北朝後小松天皇の明德元年庚午(二〇五〇)十一月足利義滿將軍の寄進にかゝり
 髹漆金銅装にして高さ約一間、轆の長さ前後通じて約三間重量約百五十貫目あり正員三十二
 人補助員若干人にてこれを昇く

神幸船(國寶)金銅装龍頭朱塗 靈元天皇の天和二年(二三四一)徳川五代將軍綱吉の時)新宮
 の住人榎本伊左衛門、池内太次兵衛、横山清兵衛、三田村善助、辻次郎兵衛、岸五助、宮城
 作兵衛、吉村佐右衛門、辻與兵衛、松尾傳助、古座畑中吉兵衛、南牟婁郡大泊速水善兵衛、楠
 新助、伊勢大湊宮崎作右衛門、江州西破塚黒潮喜右衛門、江戸村地市左衛門の十六人武州豊島
 郡鉄砲洲明石町に於て之を作り寄進奉納せるものにして今の京橋區明石町邊はその比なほ市
 外郡部にてありし様なり

諸手船^{モトナフネ} 對岸なる南郡鶴殿村より出すを例としその水夫を諸人^{モト}といふ。緒手船の名は存し居
 るもその様式は大に後世化しあり

別に九隻の早船の供奉するあり。神船熊野川を折りて御船島に至り島を左より徐ろに三周し
 島上にて神供神酒並に三尺の魚を切りて供へ奉る式あり(その魚は大島なる大島須江檜野の
 三區より献すること古よりの例なり)

九隻の早船神船に先ち十町許川下なる成川渡船場前より號砲を合圖に一齊に出發し先を競うて
 漕ぎ上り島を一周し島の前に當る乙基川^{オトモ}原の岸に並びて息をつぎ島上の祭式了り神官起立し扇を
 舉げてさし招くと同時にまた先を争うて漕ぎ出で島を三周して漕ぎ下る状態頗る壯觀なり。この
 早船は元は新宮町内の廻船業者の中より之を出し第一位を贏ち得し者は一年間その持船熊野河
 口を出入する際他家の船に對し優先權を占むる慣例となり居りしが數年前より新宮町二十五區
 の内希望の區中より抽籤を以て之を定むること、なれり。早船は神社の内苑に藏しあり一年一
 回使用するなり。

熊野年代記 天和三年癸亥(二三四二)神幸船奉納の翌年の條に九月十六日早船^{オモ}當地廻船中
 寄進是迄相野ヨリ在舟ヲ出ス

とあるによれば今日の如き早船競漕は二百五十年前頃より以來のことの如くなるも神船御船島
 を廻る祭儀の由て來ることの久しきは増基法師の熊野記行いぬほしに
 みふねしまといふ所にて

底の瀬に誰棹さして御船島神のごまりにことよさせけん
 とあり

夫木抄に

(白河院女房
能登守實房女)

少將内侍

みくまの、浦わに見ゆる御船島神の御幸に漕ぎめぐるなり
とあるによりても推想することを得べく 紀伊續風土記には

神靈出雲國より諸手船に乗りて此地に遷座し給へる事などありしより其故實を傳へてかゝる祭式あるなるべし

と推論せられあり。或はさもあるべきなり。

一物 御船祭神幸の行列の中に編笠冠りたる少女人形の飾れる馬(神馬にあらず)に乗りたるありもと正政所(馬町の西裏手にありたり)の永田氏(當社衆徒)より出せしより「正政のレ一物」といふ 寛文記に

一ツ物は金襴の狩衣を着て壹ノ穂十二本に牛王ゴツク十二枚挟み腰に挿して馬に乗り神輿の先に立つ其壹穂は大島より献す云々

と見ゆ。この壹穂の外に御船島の祭式に贊に供ふる三掛の魚も大島村より献する例にて壹穂は同村の權現島(橋杭岩の最終点に當る巖島にして大島の海岸にあり一に堂島ともいふ)のものを採りて献するを例とす熊野權現此島に天降りまし夫より新宮へ遷座ましませりといひ傳ふるに依るといふことにてあり一ツ物の人形もその時御道しるべ申せし早少女に象るものならんといふ。

賣

古文書

當社神寶物の多くは往昔國幣を以て社殿御造營の砌 天朝又は將軍家より御進納御寄進あらせられたる所にかゝり夥しき數に上り居りしも久しき年月の間紛失或は焼亡し現存二百八十餘點内國寶に指定せられたる者百五十餘點(別記の如し但し内攝社阿須賀社の分十五點許)にして足利全盛期時代の物多數を占む。未だ國寶に指定せられざる物の中に於ても貴重なる寶什少からず 攝社神倉神社舊拜殿欄間彫刻(人物高敷 傳九共五郎)八枚は博雅の十の嗟稱措かざる所紅帖紙廿七枚の若き内藤幸田高野等の諸博士何れも他に曾て見し所あらずと嘆美せられ居れり
古文書 繪旨 七、 院宣 一、 院廳下文 十一、御教書 三、
熊野別當代々次第 一、 平家本加帳 一、 三方社家對本願公儀奉行(山名因幡守大岡越前守等)裁決書その他貴重の史料六十餘通あり

國寶之部

- 金銅裝鳥頭太刀 二口 後小松天皇御進納
- 蒔繪櫛笥 十一合 往昔天朝より御進納
- (附屬品) 鏡十面 櫛匣 四合 櫛 三百六十三枚 白銅櫛拂 十一本 白銅齒
- 黒箱 十五合 白銅菊形齒黒器 十九個 齒黒筆 十四本 眉作 十八本 白銅
- 鬘搔 二十三本 白銅耳搔 十二本 白銅毛拔 十二挺 白銅鉄 十二挺 白銅
- 白粉器 三個 白銅水入 十八個 白陶器紅皿 十二個 眉刷毛 一本 白銅香合 十一合
- 象嵌入鉢 二竿 往昔天朝より御進納

丹塗弓	一雙	後嵯峨天皇御進納
蒔繪平胡籬皆具	一雙	同
冠 壹個	蒔繪箱入	往昔天朝より御進納
彩色繪扇	十枚	同
玉 佩	貳疏	同
袍	壹領	同
直衣	壹領	同
表袴	壹口	同
海賦裳	八具	同
指貫	二口	同
帕	十八領	同
薄衣	十二領	同
唐衣	九領	同
平裏	一枚	同
衾	八帖	同
銀蒔繪鏡匣	四合 <small>(鏡各三個 ツ、入り)</small>	同
蒔繪經箱	壹合	同
義髻	三十條	同
金銅裝掛守	壹個	同
蒔繪加世	二枚	同

太刀	壹口 <small>(銘青江)</small>	征夷將軍源吉宗享保六年奉納
蒔繪芋筥	二個	往昔天朝より御進納
御紡針	一雙	同
錦包挿鞋	二雙蒔繪箱入	同
漆塗鞭	壹柄	同
髹漆金銅裝神輿	壹基	足利義滿奉納
丹塗神幸用船	壹隻	天和二年寄進
銀蒔繪衣架	十二具	往昔天朝より御進納
白綾遠菱文御衣	一領	同
紅御袴	三口	同

天然記念物

竹柏 ナギ 一位科 常緑喬木
 境内に雌雄數株ありその最大なるものは雄木にして地上五尺の處にて幹の周一丈四尺七寸高さ五丈八尺に達し此種の老樹として全國第一位と稱せられ平重盛の手植といひ傳ふおもふに二條天皇の平治元年巳卯(一八一九)當社御造營の時重盛奉行に任せられしかばその光榮を記念すべく獻木せるところなるべし
 をがたよのき 木蘭科 常緑喬木
 御門の傍にあり 胸高の處にて周五尺三寸高六間半この木は古今集三木の一(他の二はめぐぎ)

けづり花川名草)にして漢名を廣心樹又黃心樹といひ春初紀元節の比より辛夷カラレに似て小さく清香ありて愛らしき花一ヶ月間ばかり咲きつゞき結べる美しき實は季秋神嘗祭の比に至り析裂すれば内に一二個乃至三四個深紅珊瑚に似たる堅き種子を含み居り亦愛玩すべし

古

歌

弘安百首 むすぶの宮

夫木抄

なぎの葉にみかける露のはや玉をむすぶの宮や光そふらん

後鳥羽院熊野にまゐらせ給ひける時新宮三首御會に庭上冬菊といふことをよめる

拾遺愚草

霜おかの南の海の濱びさし久しく残る秋のしら菊

熊野新宮にてよみ侍りける

玉葉集

大くたる神やねがひをみつしほの湊にちかき千木のかたそぎ

造宮次第

朝廷の御崇敬深きを加へさせらるゝに伴ひ熊野三山社殿造營の如きも國家の重典とせさせられ中世よりは五畿七道の内にて或は一箇國或は二箇國に命じ其國の貢租を以て之が用度に充てしめられ大國司等重任の成功を慕りても之を造らしめ給ひ稍後に及びては造營料をして國々にて莊園

を寄進したまへる者の如くその奉行中古は三公、後には征夷大將軍又は執權職をして之に當らしめ給へり。御建立由緒等に就き左にその二三を抄録すまた以てその一斑を概見すべきなり。

後三條天皇 延久四壬子年 造國 駿河

奉行 近衛左大臣(師實公)

後鳥羽天皇 建久四癸巳年

征夷大將軍源朝臣賴朝公建立

後醍醐天皇 元亨三癸未年 造國 安房遠江

奉行 鎌倉相州平高時法印宗鑑

後陽成天皇 天正十八年

關白豊臣秀吉公名代大和大納言秀長卿造進

奉行 藤堂佐渡守 羽田長門守

中御門天皇 享保十九年

征夷大將軍徳川吉宗公造進

紀伊權中納言源朝臣宗直卿監

奉行 水野大炊頭忠昭 三浦遠江守爲隆

孝明天皇 嘉永七年(安政元年)甲寅二月

紀伊國主從三位行左近中將源朝臣慶福卿造進

大工 宗長(同上) 第四十三世

大工 宗矩(同上) 第三十九世

大工 宗次(同上) 三十世

大工 宗光(同上) 第十九世祖

大工 宗家(同上) 第十四世祖

大工 宗久(宮大工 小野木工之進第十世祖)

奉行 水野土佐守忠央 安藤飛彈守直承

熊野行幸

御歴代熊野行幸の御事、社家の傳ふる所及熊野年代記熊野年鑑等に記する所によれば 景行、
應神、仁徳、天智、天武、平城、清和の諸帝にも行幸あらせられたりと爲し殊に熊野年代記 天
武天皇白鳳十二年十三年の條には

十一月 行幸熊野 至正月還御。

去年行幸式定。大邊路ノ通路ヲ中邊路ニ定。

と記し居るも他の文献にその證あらず。弘仁元年十月平城法皇御幸の御事は寺社の要記源平盛
衰記等には見ゆるも亦他に徴すべきものあらず。そのこれあるは宇多法皇御幸の御事 紀略扶
桑略記等に見ゆるを始とすべく濫觴抄にも

院熊野御參詣 醍醐十年丁卯 延喜 十月二日法皇宇多參御。

廿八日還御 こと見ゆ

熊野三山行幸御度數

御歴代熊野三山行幸御度數に就きても種々異説あり。信すべき典籍に據りて算し奉れば左記の
如くなるも實際の御數は尙その上に出でさせ給ひしならんと拜想せらる、なり。

宇多 上皇 御一度 延喜七年(一五六七)十月
花山 天皇 御二度 寛和二年(一六四六)

正暦二年(一六五一)

白河 上皇 御七度 寛治四年(一七五〇)正月御初度

大治二年(一七八七)二月御最終

鳥羽 上皇 御十六度 大治元年(一七八六)十一月御初度

仁平三年(一八一三)二月 御最終

崇徳 上皇 御一度 康治二年(一八〇三)閏二月

後白河上皇 御三十四度 長寛元年(一八二三)二月御初度

建久二年(一八五一)三月御最終

後鳥羽上皇 御二十三度 正治元年(一八五九)八月御初度

承久三年(一八八一)正月御最終

後嵯峨上皇 御三度 建長二年(一九一〇)三月

建長七年 三月

正嘉元年(一九一七)三月

弘安四年(一九四一)二月

以上合計 御八十八度

にあらせらる 尤も康治二年閏二月の御幸は 鳥羽上皇 中宮待賢門院 崇徳上皇をろはさせ
られて行幸啓あそばされたる御事にてあり。又 龜山上皇御幸の御時那智山に

太上天皇恒仁 初度 弘安二年二月晦日

の御率塔婆(那智神社に藏し奉りあり)を建て給へるを拜し奉れば尙御幾回の御幸を重ねさせらる、叡慮にあらせられし御事と拜想し奉るなり

かくて熊野三山行幸の御事はその後御中絶遊ばされ 女院の行啓も後二條天皇の嘉元元年(一九六三)三月玄輝門院(後深草天皇の御妃伏見天皇の御生母)行啓御以後またその御事絶えて拜聞するところあらざるなり

熊野三山行幸御日程御道順

熊野三山行幸御日程は 後鳥羽上皇建仁元年(一八六一)十月の御幸供奉員たりし藤原定家朝臣(此時四十歳左近衛權少將たり)の日記なる明月記中に詳記しあり世に謂ふ所の建仁熊野御幸記にしてその叙記する所に據れば

十月一日 熊野御幸御精進屋を鳥羽殿に始めさせられ五日鳥羽殿御發遣御船に召させられて淀川を下らせられ攝津の窪津(渡邊着船所)に御上陸あそばされ九品津第一王子(久保津とも書く今の天神橋下八軒屋の邊に當り王子の舊跡は座摩神社の御旅所となれりといふ)に御奉幣天王寺に御泊りあそばされそれより阿部野街道を御南行住吉を經給ひて和泉の海岸に出でさせられ平松王子信達王子等を歴させられ雄山越に紀伊に入らせられ今小栗街道と呼ぶ所の熊野御幸道に循はせられて御南行日前宮藤白王子等に御奉幣有田、日高を經給ひて牟婁郡に入らせられ田邊町より左に折れて山路崎嶇たる中邊路街道を取らせられ三越峠を越給ひ發心門王子を歴

させられて十六日本宮に御着あらせられ本宮より川船に召されて新宮に下らせられ次は那智那智より松明をかざされつ、御早發豪雨を衝かせられて大雲取小雲取の九里に近き險阪を御踏破あそばしてまた本宮に還り到らせられもとの御道に循はせられて廿六日還幸あそばし給へるにて本宮新宮にては亂舞相撲等天覽遊ばされ夜歌御會あらせられたること文中に見ゆ
建仁御幸の御道順は右の如くにあらせられ御日數は二十二日を要し給へるが宇多法皇御幸の御時は二十七日か、らせ給へりいつの御幸啓も御日數御道順等大同小異にあらせられし如く拜せらる。

熊野行幸の御光景

熊野行幸の御光景は宮地直一博士の續神祇史「日吉と熊野の繁昌」の中熊野行幸の條に手にとる如く詳述せられあり。曰く。

さて本社の御參詣は近國の日吉や春日詣などは餘程趣を異にして居るので先づその里程を以てすれば八十里に餘り日數は大凡一ヶ月に垂んとして容易くは之を決行することが出来ない。續いてその間の用途並に糧食を用意しなければならぬ。それに就いては早く後白河法皇の時に「御山に物なし」とて關東に仰せ米千石及び砂金若干を進めしめられた例もある。次には普通の物詣と違つて豫め嚴重なる精進が行はれ發足の後には半百に亘る王子の社に一々幣帛を捧げて祈念を凝せられ、又中には險山難路も少くないのである。かくて山川千里も無事に打過ぎ愈々本宮に著して寶前に額づくこととなれば感涙禁じ難しといふのも誠に無理ならぬ次第で、

之が爲に却つてその信仰は益固くなる。然るに御苦行は管に路次ばかりに止まらないので御到著の後には直に装束を改めて社頭に参進し、先づ證誠殿次に兩所、次に若宮次に一萬、十萬と順次五所に奉幣せられたつて誦經を始め又時には参籠を行はれる。就中後白河法皇は最も道心堅固におはしまして仁安四年御出家の御暇乞として参詣の際の如き、正月の寒天を一夜禮殿にお明しになつたといふ。本宮を了れば新宮、那智に奉幣あること先の通でこゝに三山の巡禮を果される。かくの如く三山の行幸は決して悠長なる御物語ではなかつた。して見ると本社に對する御崇敬の尋常一様ではなかつたことも窺はれるのでそれに就ては又當代に於ける三山神威の程も推測せられる。云々

後白河法皇の御手記にかゝらせらるゝと傳はらるゝ梁塵秘抄口傳集に應保二年正月十一日より精進を始めて同廿七日たつ。二月九日本宮奉幣をす。三御山に三日づゝこもりてそのあひだ千手經千卷を轉したてまつりき。同月十二日新宮にまわりて奉幣すその次第つねの如し。よふけてまたのぼりてみやめぐりののち禮殿にして通夜千手經をよみてたてまつる。

ごあり。進野三山に對し給ふ御崇敬のいかに深甚におはしませしかを拜仰すべきなり。

行幸御途次の御装束

熊野行幸御道中の御装束に就きては藤原道憲(少納言入道信西)の本朝世記(原漢文)に左の如く記し奉りあり

康治二年二月二十八日丙戌今日法皇(鳥羽)並に上皇(崇徳)鳥羽に於て熊野御精進を始めさ

せらる(略)閏二月五日壬辰今日兩上皇熊野に参詣せ給ふ。實の刻御進發ありせらる。禮僧正覺宗兩方の御先達たり。法皇白帛の御淨衣同じき頭巾(兜巾に同じ、山伏の用ひるもの)絹の小袈裟、御杖を持たせ給ふ。上皇白生絹の御狩衣脛巾藁履御杖等權中納言藤原公能郷参議同教長朝臣扈從せらる。三月四日辛酉兩院熊野より還御したまふ。法皇稻荷に参らせ給はず。直に鳥羽殿に入御あらせらる。云々

熊野行幸の御重視遊ばされ居りしこと亦以て窺ひ奉るべきなり。

熊野九十九王子

熊野九十九王子のことは本居内遠大人の「和歌の浦鶴」の中に王子の名目は元僧家よりいひ出せることにて本社の内若一王子あるよりなるべし之を天照大神なりと云へど何のよしもなき稱なり。九十九王子など古く諺にいふは唯數多あるをいふにて必ず實にあらず。山城を出まして行幸の道路になべてあり。皆臨幸の御休所毎に祭り熊野本社を假に稱し勸請せるよしにて多くは地名をおきて某王子といふ。中に地名ならぬもいさゝかあり云々。

宮地直一先生の熊野王子考に

熊野九十九王子を典籍の上に徴して其最初に表れしものを求むるに王朝の季までには藤代鹽屋切日磐代瀧尻近露發心門の七社なり。次で建仁の御幸記に至り其の數漸く具はり實に六十一社の多きに達す。されど思ふに實は王朝の季に於て略其の形を具へたりしものなるべく云々と説かれ建仁御幸記を基として室町時代以前の文書に見ゆるものを數へ記され